

令和 6 年度見直し対象法人等の新中（長）期目標（案）

（中）：中期目標管理法人、（研）：国立研究開発法人、（準）：準用法人

<内閣府>

- ・（研）日本医療研究開発機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

<文部科学省>

- ・（研）理化学研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- ・（研）宇宙航空研究開発機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

<厚生労働省>

- ・（中）年金積立金管理運用独立行政法人・・・・・・・・・・ 90

<経済産業省>

- ・（研）産業技術総合研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

<国土交通省>

- ・（中）住宅金融支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135

<厚生労働省>

- ・（準）国立健康危機管理研究機構・・・・・・・・・・・・・・・・ 151

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

中長期目標（第3期）（案）

令和7年〇月

内閣府

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割.....	2
II. 中長期目標の期間.....	7
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項.....	7
(1) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施.....	7
(2) 疾患領域に関連した研究開発.....	16
(3) AMED に求められる機能の発揮とそのための体制の構築等.....	18
IV. 業務運営の効率化に関する事項.....	26
V. 財務内容の改善に関する事項.....	28
VI. その他業務運営に関する重要事項.....	28

※III. (1) ～ (3) の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定により、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割

＜法人の設立経緯＞

我が国は、世界最高水準の平均寿命を達成し、人類誰もが願う長寿社会を現実のものとした。世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあって、国民が更に健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（健康長寿社会）を形成することが急務となっている。

このような背景から、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされ、基礎から実用化まで切れ目ない研究管理の実務を行う独立行政法人の創設等の措置を講ずることが明記された。平成 26 年 5 月の独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）の成立を経て、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が設立された。

＜法人の使命＞

AMED は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としている。

＜法人の現状と課題＞

AMED においては、医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）を集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を実施してきている。第 1 期中長期目標期間（平成 27 年度～令和元年度）では、関係省の関連する研究開発事業を統合的に連携させ、疾患別に一つのプロジェクトとして一元的に管理する 9 つの統合プロジェクトを立ち上げ、統合プロジェクトごとにプログラムディレクター（PD）等を配置し、基礎から実用化までの一貫した研究開発管理を行った。第 2 期中長期目標期間（令和 2 年度～令和 6 年度）においては、第 1 期中長期目標期間中にあった統合プロジェクトについて、疾患を限定しないモダリティ（技術・手法）等の統合プロジェクトに集約・再編し、新たな医療技術等の様々な疾患への効果的な展開や「予防／診断／治療／予後・QOL（生活の質）」といった開発目的を明確にした研究開発を推進した。それとともに、疾患領域に関連した研究開発は、モダリティ等の統合プロジェクトを横断する形で、統合プロジェクト間の連携を常時十分に確保し、特定の疾患ごとに疾患領域コーディネーター（DC）を配置して、柔軟にマネジメントでき

る体制を構築してきた。第2期中長期目標期間中には、AMEDが支援した課題から40件の薬事承認が得られ、シーズの企業への導出件数は434件に上るなど、研究成果が社会価値へとつながりつつある。基礎から応用までの各フェーズも着実に進展し、当該期間中に、非臨床PoCの取得357件、査読付き論文6千本以上の成果が得られている。一般的に医薬品等の研究開発には10年を超える長期間を要するものも多く、第2期中長期目標の下での取組はまだ道半ばではあるが、研究成果の疾患横断的な展開、研究者の実用化への意識の変化が見られるなど、一定の効果は得られている。

一方で、令和6年5月には、我が国の創薬力について、医薬品を中心に、ドラッグ・ラグ¹／ドラッグ・ロス²問題、我が国の医薬品等の産業の国際競争力の低下が課題と指摘された³。医療分野の研究開発の観点からは、多様なプレーヤーと連携し、出口志向の研究開発をリードできる人材、国際水準の臨床試験の実施、アカデミア・スタートアップの絶え間ないシーズ創出・育成などが指摘され、またAMEDにおける研究開発支援の観点からは、関係府省庁に紐づく施策・事業の間の壁について指摘がなされた。さらに、第2期中長期目標期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を契機に、将来の感染症有事に備えた政府一体となったワクチン・治療薬・診断薬開発の必要性が浮き彫りになった。くわえて、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)においては、予防・重症化予防・健康づくりに関する大規模実証研究事業の活用などにより、保健事業やヘルスケアサービスの創出を推進し、得られたエビデンスの社会実装に向けたAMEDの機能強化を行うこと、AMEDの研究開発支援を通じて研究基盤を強化することで創薬力の抜本的強化を図ることが課題として明記されている。

<政策を取り巻く環境の変化>

ひるがえって、世界では、売上げ上位の新薬の中心が、低分子医薬品からバイオ医薬品、再生・細胞医療・遺伝子治療といった新規モダリティに変化する新たな潮流が出現しており、我が国も対応を迫られている。

並行して、急速に進歩する科学技術で世界は変わり続け、情報化・デジタル化により生み出された膨大なリアルワールドデータを活用したAI技術が社会変革を引き起こすと予期される。健康・医療とAIの技術融合は、日本の優位性が期待される分野の一つとされる。

また、第2期中長期目標期間中には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した。パンデミックが国家安全保障上の課題と強く認識されるようになり、国に対して感染症危機への平常時からの備えが従前に増して求められるようになった。対応に際しては、ワクチン

¹ 海外で使用されている医薬品が、日本で承認されて使用可能になるまで時間を要すること。

² 医薬品が日本で開発・上市されないこと。

³ 「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 中間とりまとめ」(令和6年5月)

等研究開発体制の整備に加えて、新型コロナウイルス感染症流行時に医療従事者の感染で医療体制の維持が困難に陥った経験に鑑み、医療現場の負荷を低減するシステムの重要性にも留意する必要がある。

さらに、科学技術が加速度的に発達し、人々の生活に及ぼす影響が増大するに伴い、社会との対話や協働の重要性がより一層高まっている。医療分野の研究開発においても同じ状況にあり、早期の段階からの倫理的・法的・社会的課題（ELSI）への対応や研究への患者・市民参画（PPI）をはじめとした「社会共創」の取組がますます重要になっている。

<第3期中長期目標期間における取組等>

これら AMED の使命や現状と課題等を踏まえ、第3期中長期目標期間においては、以下を取組の基本方針とする。

- AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野の研究開発において中核的な役割を果たす機関として、推進計画に基づき、産学官の中心となり、大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を引き続き実施していく。
- 第2期推進計画の下で新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開する取組が進展していることから、統合プロジェクトについて、現行の枠組みをベースにしつつ、社会の要請や情勢の変化を踏まえて再編する。具体的には、現行の医薬品プロジェクト、医療機器・ヘルスケアプロジェクト、再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクトを維持しつつ、感染症有事に備えた対応、臨床試験段階の研究開発活動の強化、スタートアップが仲介するエコシステム形成の促進及び全ての源泉となる革新的なシーズ創出に向けた取組の強化等の観点で、8つの統合プロジェクト（①医薬品、②医療機器・ヘルスケア、③再生・細胞医療・遺伝子治療、④感染症、⑤データ利活用・ライフコース、⑥シーズ開発・基礎研究、⑦橋渡し・臨床加速化、⑧イノベーション・エコシステム）に発展させた上で、基礎から実用化まで一貫した研究開発支援を行う。
- 統合プロジェクトとは異なる観点で、疾患領域に関連した研究開発については、多様な疾患への対応や感染症等への機動的な対応が必要であることから、第2期中長期目標と同様に疾患領域別のマネジメントを導入し、統合プロジェクトを横断する形で、特定の疾患ごとに柔軟なマネジメントを行う。
- AMED による支援を中核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進について、絶え間なく創薬シーズが創出されるよう、基礎研究を継続的・安定的に支援するとともに、実装には戦略的な知財保護が重要との認識を浸透させ、出口志向性を強化して成果の実用化を加速する。また、全統合プロジェクトに共通して、伴走支援の強化、DX の推進、国際展開に取り組む。さらに、基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階においてシーズを企業に導出することを含めた社会への還元の視点を持つように努め、関係府省庁の事業間をつなぐ支援の仕組みを整備することとし、所要の体制強化を行う。
- アカデミアにおける医学研究の中核的機関である大学病院・医学部（医学系の研究科

を含む。)において、研究時間の確保や研究者の多様性・流動性の向上を推進し、研究開発力を強化する。また、創造性に富んだ研究、その実用化、異分野・融合研究への挑戦等を高いレベルで推進する人材力を強化し、イノベーションの種を創出する基礎研究を充実させ、バイオバンク・データベースなどの研究基盤の整備を進めるなどにより、総合的に研究推進体制の確立に取り組む。

- ・ 感染症有事に備えた対応として、統合プロジェクトに新たに感染症プロジェクトを立ち上げ、内閣感染症危機管理統括庁の取組と整合を取りつつ、先進的研究開発戦略センター（SCARDA）等の AMED による研究開発の推進と国立健康危機管理研究機構の活動との連携も見据え、有事の際に必要な研究開発等に迅速に着手できるよう準備を進める。SCARDA をはじめとする「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和 3 年 6 月 1 日閣議決定。以下「ワクチン戦略」という。）に基づく感染症有事に備えた取組も含め、ワクチン、診断薬、治療薬の開発体制の整備に取り組む。
- ・ 引き続き、他の資金配分機関、インハウス研究機関や民間企業など、関連する研究を実施している研究機関や産業界等との連携・分担を図りつつ、研究開発を推進する。

AMED は、健康・医療戦略推進本部が策定する推進計画において中核的な役割を担うこととされている。令和 7 年〇月に決定された第 3 期推進計画に以下の戦略目標とアウトカム指標が盛り込まれたことを踏まえ、AMED は、戦略目標を関係者と共有し、期間中にアウトカム指標が継続して上昇するように行動する。

【戦略目標】

- ・ 国の支援による研究開発成果を基にした医薬品・医療機器等が、国内はもとよりグローバルにその価値が認められる（FDA や EMA の承認を受ける等）
- ・ これまで治療法がない疾患に対する治療法が開発される（アンメットメディカルニーズに応える）
- ・ 国の支援による研究開発成果を基に優れたスタートアップが創出される（AMED が支援した研究開発成果を基にしたスタートアップ／AMED の支援を受けたスタートアップについて、企業価値が 10 億ドルを超える）
- ・ 医療水準の向上を目指す研究開発基礎研究の成果の創出とその成果が絶え間なく企業導出される

【アウトカム指標】

研究開発成果を産業界等に受け渡した結果や医療としての社会実装を、以下の定量情報で観測する。

- ・ 薬事承認
- ・ ガイドライン等
- ・ 製品上市数

このような AMED に期待されている役割が十分発揮され、世界最高水準の医療の提供、ひ

いては、健康長寿社会の形成に資することを期待しているものである。

なお、評価に当たっては、下記の目標を踏まえ別途定める評価軸等に基づき実施するが、医療分野の研究開発は、長期性や不確実性等といった特性に加え、ヒトを研究対象として健康へ悪影響を及ぼしかねない臨床研究や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)」に基づく承認申請が必要であるなど、他の研究分野にはない特殊性があることを十分踏まえ、目標の達成度のみならず、達成に向けた過程や成果の影響度等を総合的に評価する。

※政策体系図、法人の使命等と目標との関係はそれぞれ別紙 1、2 のとおり。

Ⅱ. 中長期目標の期間

AMED の中長期目標の期間は、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年間とする。

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

(1) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施

第 1 期、第 2 期中長期目標の成果を踏まえ、本中長期目標においても、第 3 期推進計画に基づき、統合プロジェクトにより一元的な管理を行う。

統合プロジェクトは、第 2 期中長期目標の編成をベースとしつつ、実用化志向性の更なる促進、第 2 期中長期目標期間中に発生した感染症有事を踏まえた対応の必要性、第 2 期中長期目標の期間までに造成された基金で実施する事業の統合プロジェクトとの一体的推進等を勘案し、以下①～⑧のとおり定める。この枠組みで AMED による支援を中核として研究開発を推進する。

統合プロジェクト全体を通じ、第 3 期推進計画に定める以下のアウトプット指標の達成を目指すこととする。各統合プロジェクトの評価指標及びモニタリング指標の詳細は評価軸に記載のとおり。

<アウトプット指標>

本中長期目標が対象とする令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間に達成すべき目標値の 1/5 を各年度の目標値とする。

- 権利譲渡契約・実施許諾契約・共同研究開発契約件数（シーズの企業導出件数）
130 件／年 （令和 7 年度～令和 11 年度累計 650 件）

- 治験に至った件数※ 60 件／年 （令和 7 年度～令和 11 年度累計 300 件）

※AMED 支援による研究成果を活用して治験へ移行した課題、又は AMED 支援により治験を実施した課題。

- 優れたシーズの発展・継続支援件数※ 120 件／年 （令和 7 年度～令和 11 年度累計 600 件）

※AMED 内の事業間の連続的支援数。同一事業内での課題の受け渡しも含む。

- 論文数（Top1%論文） 120 件／年 （令和 7 年～令和 11 年累計 600 件）

① 医薬品プロジェクト

国民に最新の医薬品を速やかに届けるため、創薬標的の探索から臨床研究・治験に至るまで、幅広い研究開発を行う。また、アカデミアやスタートアップに対する絶え間ないシーズ開発支援により、革新的な新薬の創出を目指す。さらに、創薬研究開発に必要な高度解析機器・技術支援基盤及び大規模生産を見据えた製造技術基盤の構築や創薬エコシステムを構成する人材の育成・拡充など、研究開発力の向上に向けた環境整備に取り組み、持続可能な創薬力の強化を目指す。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ 疾患の発症や進展に関するメカニズムに着目した創薬標的の探索
- ・ ライフサイエンスやアカデミア創薬の研究の推進に資する、高度解析機器の効率的かつ効果的な運用や空間オミックス解析等の様々な研究を担う高度専門人材の育成
- ・ バイオ創薬に必要な要素技術の組み合わせによるモダリティの高機能化や、要素技術と創薬シーズの組み合わせによる革新的なバイオ医薬品の創出
- ・ 各種モダリティに対するDDS (Drug Delivery System) 開発、送達性・集積性等薬物動態解析評価系の開発
- ・ 量産を見据えた、核酸・抗体医薬、マイクロバيوーム制御治療等のバイオ医薬品の製造技術及び核酸医薬等の薬剤の送達技術の実用化のための研究開発
- ・ 精度管理と再現性が確保された薬効試験データに基づく実用化支援、モダリティや疾患領域に応じた企業導出の伴走支援
- ・ 創薬ターゲット予測とシーズ探索等の初期創薬研究に活用できるAI技術及び複数のAIの統合によるプラットフォーム化
- ・ 小児等を対象とした臨床研究や医師主導治験
- ・ アンメットメディカルニーズに応える新たな治療薬や治療法等の研究開発
- ・ がんの生物学的な本態解明やゲノム情報など患者の臨床データに基づいた研究及び基礎研究への重点支援による画期的なアカデミアシーズの創生・育成を推進
- ・ より多くの難病を対象にした、疾患レジストリを用いたリアルワールドエビデンスの創出
- ・ 希少疾患治療法の臨床開発のためのDX、特にDCT (Decentralized Clinical Trial) の推進

② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

AI・IoT技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化のための医療機器・システム、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者のQOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。また、グローバル市場獲得を目指すためには、臨床研究によるエビデンス確立及び競争力強化推進の観点が必要であること、治験に依らないヘルスケア機器等においては、普及を見据えてエビデンス構築の観点が必要であることにも留意するほか、スタートアップや医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組み、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画（第2期）」（令和4年5月31日閣議決定）で定める重点5分野（健康無関心層の疾病等予防、診断の一層の早期化、個別化医療に向けた診断と治療の一体化、高齢者等の身体機能の補完・向上、医療従事者の業務効率化に資する医療機器の研究開発）を踏まえながら、革新的な医療機器やプログラム医療機器（SaMD）等に重点を置いて、出口志向で海外市場への展開も視野に入れた医療機器の創出を進める。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ グローバル市場獲得を目指す医療機器開発、規制対応及びこれらに対応するためのネットワーク構築等に対する支援
- ・ 開発リスクが高く着手が難しいクラスⅢ・Ⅳに分類される医療機器開発
- ・ 革新的な治療用医療機器の開発に取り組むスタートアップに対する、既存企業等との連携支援や臨床試験等の開発支援
- ・ 疾患登録システム（患者レジストリ）を活用した医療機器開発
- ・ 医療機器に関して、医療機関やものづくり企業、医療機器メーカーが連携して拠点を築き、そこでエビデンス構築及び実用化を推進する体制の整備
- ・ 医療機器の安定供給に向けた、開発・製造体制の整備
- ・ SaMDの早期実用化に向けた研究開発・環境整備
- ・ 介護現場の生産性向上に向けて、介護テクノロジーの開発・普及を促進するとともに社会実装を支援
- ・ アカデミア等からの異分野を含む幅広いシーズ探索、研究者が持つ独創的な技術シーズを革新的な医療機器・システムにつなげる研究開発や事業化・実用化に向けた伴走支援
- ・ 予防・健康づくりの特色を踏まえたエビデンスの構築・整理、サービスの実用化を推進する研究開発・体制整備
- ・ 関連事業との連携などにより、保健事業やヘルスケアサービスの創出を推進

③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

我が国に強みがある再生医療をはじめとする再生・細胞医療・遺伝子治療分野から、新たな医療技術になり得る革新的なシーズの発掘・育成、将来的な実用化を見据えた基礎的・基盤的な研究開発の強化、新たな医療技術の臨床研究・臨床試験の推進、これらの医療技術の製品化に向けた研究開発、細胞・ベクターの製造基盤強化（国産のウイルスベクター産生細胞樹立及び産業化を含む。）、我が国発の基盤技術開発及びCDMOへのノウハウ蓄積、若手研究者を含む人材育成、新規市場開拓を目指した取組等を進め、有効な技術を実用化につなげる。そのため、再生・細胞医療と遺伝子治療を一体的に取り組む融合研究の推進や臨床研究拠点の整備を進めるとともに、革新的な研究開発・基盤整備を進める。また、再生医療技術を応用し、医薬品の安全性等を評価するための創薬支援ツールの開発も進める。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ 再生医療技術の研究段階から臨床実装への一層の推進
- ・ 萌芽的なシーズの発掘・育成等につながる研究開発の推進
- ・ 疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明・創薬研究の推進
- ・ 臨床用ウイルスベクター製造基盤を整備し、既存技術に基づいたベクター製造開発の推進
- ・ 再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究の裾野を広げるため、大学病院等による臨

床研究支援や医療機関間連携体制の強化と推進

- ・ オルガノイド（ミニ臓器含む。）、異種移植等を含め、革新的な治療手法となり得る新規技術の研究開発の推進
- ・ 「希少性」、「原因不明」、「効果的な治療方法未確立」、「生活面への長期にわたる支障」を満たす希少難治性疾患の克服を目指した画期的な診断・治療・予防法の開発の推進
- ・ 再生医療等製品について、国内における製造体制の整備を推進
- ・ 「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、非ウイルス性遺伝子改変CAR-T細胞療法等の次世代医療提供の促進を見据えた非臨床試験及び医師主導治験の加速
- ・ 再生医療技術を応用し、様々な細胞から臓器を模擬し、医薬品の安全性等を評価するための創薬支援ツールの開発
- ・ 高品質かつ安価な遺伝子治療薬を製造するために必要な国産の治療用ベクターや遺伝子改変細胞の製造技術の開発や製造関連人材の育成
- ・ 企業等が目指す再生・細胞医療・遺伝子治療の製品開発におけるCDMOと連携した製造プロセス開発や評価手法の開発
- ・ 次世代iPS細胞の自動製造技術に関する研究開発、及び再生医療、遺伝子治療の製造プロセス開発・製造に汎用可能な自動化プラットフォームの開発

④ 感染症プロジェクト

新興・再興を含む幅広い感染症の研究を推進するとともに、エイズや肝炎についての新たな知見を獲得し、予防法・治療法等の開発を促進する。重点感染症のワクチン・診断薬・治療薬については、平時に市場の需要がなく、感染症の発生時期や規模等についての予測もできないことを踏まえ、他の疾患領域とは異なる観点からの研究開発支援が必要である。

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）を踏まえ、令和7年4月に設立される国立健康危機管理研究機構と連携し、今後の感染症有事を見据えた研究開発基盤の強化を行う。くわえて、平時に発生する感染症に対する医薬品等の研究開発も極めて重要であり、その基礎となる科学的知見の創出及び社会実装も見据えた研究開発にも取り組む。

さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン・新規モダリティ研究開発事業及びワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業を推進する。具体的には、ワクチン戦略に基づき、緊急時の迅速な開発を念頭に、平時からワクチンの研究開発体制を構築し、産学官連携による研究開発を促進するSCARDAの取組と感染症対策領域における取組との密接かつ一体的な運用を推進する。SCARDAにおいては、世界トップレベル研究開発拠点の形成による、出口を見据えた研究開発や、重点感染症等に対するワクチン開発を通じ、国産ワクチンの開発に資する研究開発を基礎研究から実用化までシームレスに推進する。また、

感染症有事の際に研究開発等に迅速に着手できるよう、平時から国内外の関係機関との連携体制の構築と有事に備えたシミュレーション・訓練を行う。いずれの事業も、適時目標達成の見通し等を評価し、研究開発等の継続・拡充・中止などを決定する。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ 海外研究拠点の整備及び、当該拠点の活動で得た検体・情報等を活用した研究や多分野融合研究等への支援を通じた幅広い感染症を対象とした基礎研究と人材育成等を推進
- ・ BSL4施設を中核とした感染症研究拠点に対する研究開発及び研究開発環境の整備に関する支援や、感染症流行地の研究拠点におけるリスク分析・評価に資する疫学研究、病原体研究による創薬標的の探索等、予防・診断・治療に資する基礎的研究、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用
- ・ 薬剤耐性（AMR）を含め、ワンヘルス・アプローチに基づく対策に資する研究、重点感染症に対する危機対応医薬品等（MCM）に関する研究、感染症臨床研究ネットワークを活用した研究をはじめ、感染症対策の総合的な強化を目指した、感染症に関する広範囲な病原体の生物学的なリスク評価に資する基礎研究や基盤技術の開発、及び診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究の推進
- ・ HIV感染症の新規ワクチン・治療薬開発、新規治療戦略を踏まえたHIV感染の機構解明、HIV関連病態の解明と治療法開発、肝炎のウイルスによる病原性発現の解析、発がん機構の解明や治療・予防法に関する研究の支援、B型肝炎ウイルス感染の治療法の確立
- ・ 新興・再興感染症の発症機序等に関する研究
- ・ 感染症有事におけるワクチン開発を目的とした世界トップレベル研究者の継続的な雇用及び世界的なワクチン研究開発拠点の確立等の体制の構築
- ・ 重点感染症に関するワクチンの応用研究・改良研究や第Ⅱ相までの臨床試験のための研究開発の推進
- ・ 異分野からのシーズの取り込みも含めた、ワクチン開発に資する新規モダリティの研究開発の推進

⑤ データ利活用・ライフコースプロジェクト

がん、難病、認知症等の疾患レジストリ、ゲノム・コホート研究で得られた成果や検体に関する情報をデジタル化した加工データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフコースを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、病態解明、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、ゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。また、医療分野の研究開発等におけるデータ利活用を加速するようデータ基盤整備に取り組む。特に、AMEDが支援した研究開発で得られたデータを共有する仕組みを整備し、運用する。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ データの利活用を介した病態の解明、実用可能な予防法・診断法・治療法の新規開発に向けた研究及び臨床試験等の推進

- ・ 生殖・妊娠期から老年期までのライフコース視点や性差に基づく健康課題対策に資する研究開発
- ・ ゲノムデータ基盤の整備・発展・利活用の促進（バイオバンク等におけるゲノム情報を含むマルチオミックスデータの収集・整備を含む。）
- ・ 「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム」に基づく、がん・難病に係る創薬推進
- ・ 多層的なデータを活用したがん治療等における臨床上の課題解決につながる研究の推進
- ・ 病態解明を含めたゲノム医療、個別化医療の実現に向けた出口を見据えた研究開発
- ・ ゲノムデータや臨床情報といった種々の情報を組み合わせた、異業種・異分野の研究者の知を融合する統合的な研究開発
- ・ データマネジメント（研究開発によって生み出されたデータの質を担保しつつ、適切な扱いがなされるための取組）の推進
- ・ バイオバンク等に蓄積されているゲノム配列等の情報や、現在の技術では個人を特定することができない新たな多層オミックス解析等のデータ等に加え、AMED 研究から生み出された社会的要請が高い臨床研究データ等を順次連携可能とし、一体的に活用できるプラットフォームの構築を推進
- ・ 認知症の基礎研究、地域社会におけるコホート研究、治療薬投与者追跡レジストリ研究を通じたゲノム・バイオマーカー研究、認知症のステージに対応した研究、臨床研究プラットフォーム（基盤）研究等を推進し、前臨床期（プレクリニカル期）から発症後進行に至るライフコース全体を通じた、認知症疾患の早期発見、予防・病態解明・創薬・新規診断・治療の社会実装等に包括的に取り組む研究開発
- ・ 希少疾患のレジストリや、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）に基づく医療データベースを活用したリアルワールドエビデンスの創出や診療に直結するエビデンス創出を目指す研究開発
- ・ 生活習慣病の発症を予防する新たな健康づくりの方法の確立
- ・ 外科医の優れた手術手技等の無形の医療技術のデータ化・定量化を通じた人材育成プログラムの構築や手術支援システム等の革新的な医療機器等の開発に資する基盤の整備
- ・ 医工連携及び産業界との連携による、AI 技術を活用したエビデンス創出や医療機器プログラム等の研究開発を推進
- ・ 遠隔医療・オンライン診療の効果的かつ質の高い臨床応用の手法の開発と適正で幅広い社会実装に向けて、具体的な活用場面を想定したエビデンスを蓄積するための研究を推進
- ・ 休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する研究の推進
- ・ 移植免疫学的特性の解析、国内外のデータの検証に基づく新規治療法や革新的な

⑥ シーズ開発・基礎研究プロジェクト

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を推進するとともに、先進国や政策上重要な国々等との国際共同研究を強化する。また、基礎と臨床、アカデミアと産業界の連携を強化して、神経疾患・精神疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズ開発に向けた基礎研究を推進する。その上で、異分野融合、他事業連携を促進し、上記①～⑤のプロジェクトに将来的につながりうるような、モダリティの多様化に対応する革新的シーズを創出・育成する。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMEDの業務内容や目的に照らし内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「所管府省」という。）と連携して推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発及び実用化開発の継続・拡充・中止などを決定する。

また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ 社会に貢献する脳科学を目指し、ヒトの高次脳機能の解明のための研究開発・基盤整備を行うとともに、ヒト脳の数理モデルや病態モデルの開発、デジタル空間上での再現等に向けた研究に取り組むことにより、臨床等での社会実装の実現を目指した神経疾患・精神疾患の診断・治療・創薬につながる基礎研究を推進
- ・ 国が定めた目標の下、新たな研究開発領域において、革新的な医薬品や医療機器、医療技術等につながる画期的シーズの創出・育成に向けた先端的研究開発を推進し、有望な成果について研究を加速・深化するとともに、異分野との連携や出口を意識した研究を牽引できるような優秀な若手研究者を育成
- ・ 100歳まで健康不安のない未来社会を展望し、実現に向けてムーンショット型の研究開発を推進

- ・ 国際頭脳循環の推進、世界最先端の研究活動への参画。くわえて、人材交流による国際的な研究プレゼンスの維持・向上
- ・ 研究成果の国際展開を目指した、地球規模課題の解決に資する我が国と開発途上国間の国際共同研究の推進、我が国の先端的な科学技術を活用した二国間・多国間の科学技術協力等による科学技術外交への貢献
- ・ 低・中所得国の健康・医療問題改善に向け、我が国発の医療機器・医療技術・医療システム等の海外展開推進のための実装・臨床研究を推進
- ・ 1965年の日米両首脳合意に基づく日米医学協力計画を基軸とした汎太平洋地域にまん延する疾病等に関する研究活動、若手・女性研究者育成及び国際連携の推進

⑦ 橋渡し・臨床加速化プロジェクト

「革新的医療技術創出拠点」の機能を活用して基礎研究から臨床試験段階までの一貫した橋渡し研究開発支援を行うシーズ研究費事業等を引き続き実施するとともに、臨床研究中核病院について、国際共同治験の能力を強化するよう国際水準の臨床試験実施体制の整備を進める。

また、医療への実用化を加速するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学発医療系スタートアップ支援プログラムを推進し、医療系スタートアップ伴走支援等の取組を強化する。同事業においては、医薬品等の実用化支援についてノウハウと実績のある橋渡し研究支援機関を活用し、大学発医療系スタートアップの起業に係る専門的見地からの伴走支援等（医学研究上の革新性と事業としての将来性の両面を見据えたシーズ審査や、事業計画の立案等に係る伴走支援を含む。）を行うための体制を整備するとともに、非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施する。また、スタートアップへの支援の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、スタートアップへの支援の継続・拡充・中止などを決定する。

さらに、医学系研究は、国民の健康寿命の延伸に直接的に貢献するとともに、創薬力の向上等を通じ我が国の産業競争力にも直結する重要な研究領域である一方、医学系研究の相対的な国際競争力の低下が危惧されていることから、医学系研究力の強化を図る必要がある。

このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、医学系研究支援プログラムを推進する。同事業においては、研究者の研究活動と、機関としての研究環境改善に係る取組を一体的に支援することとし、具体的には、大学病院・医学部を置く大学の中から、医学系研究者の研究時間の確保、基礎生命科学や他分野を含めた多様な人材からなる研究チーム形成、国立研究開発法人、産業界や海外等との頭脳循環の推進等を行いつつ、政府が定める「国家戦略上重要な研究課題」に取り組む大学を公募・採択し、支援する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において

適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

くわえて、臨床研究中核病院の特色化と高度化を図る。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ 国際的な競争力獲得のための臨床試験等の研究開発
- ・ 「医療DXの推進に関する工程表」に基づく政府各関係機関の取組と連携し、治験DX、特にDCTの推進に取り組む。また、FIH試験実施に向けた支援を充実するため、橋渡し研究支援機関の活用・強化を図る
- ・ 橋渡し研究支援機関を核とした異分野融合及び産学連携による研究開発の推進
- ・ アカデミア等の優れた研究シーズの発掘、臨床研究・実用化への効率的な橋渡し研究の推進
- ・ 革新性が高く実用化までのリスクが高いアカデミア発シーズのスタートアップを介した研究開発の推進

⑧ イノベーション・エコシステムプロジェクト

創薬ベンチャーに対する非臨床試験段階から臨床試験段階までの研究開発及びベンチャーキャピタルによるハンズオン支援を強化するとともに、産学連携による研究成果の実用化を推進し、革新的新薬のグローバル開発、さらには我が国が世界の創薬エコシステムの一部として機能することを目指す。その際、他のプロジェクトの成果が着実に実用化につながるようプロジェクト横断的に出口戦略を見据えた連携を模索する。

政府出資を活用し、革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。当該事業を進めるに当たっては、実用化が困難な革新的医薬品・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、所管府省に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、基金と企業原資の研究費を組み合わせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、スタートアップの参画を促しつつ、産学官共同により推進する。また、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を推進し、同事業においては、認定VCの目利き力を活かして、ワクチン戦略を踏まえた感染症ワクチン・治療薬開発及び感染症以外の疾患に対する医薬品等の開発に資する革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対して支援を行う。研究開発及び実用化開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発及び実用化開発の継続・拡充・中止などを決定する。

特に、以下のようなテーマに重点的に取り組む。

- ・ 産学官が参画するオープンイノベーションにより、単独のアカデミアや企業では取り組みにくい領域における社会実装に向けた基盤的な研究開発の推進
- ・ 非臨床段階から臨床試験段階までの開発段階にある創薬ベンチャーが実施する実用化開発の支援
- ・ 他のプロジェクトとの連携を含む実用化の推進（実用化に向けた開発支援の在り方の検討を含む。）

（２）疾患領域に関連した研究開発

第２期中長期目標に引き続き、がん、難病の視点でプロジェクトを横断して連携協力を調整する体制を構築するとともに、生活習慣病、神経疾患・精神疾患、老年医学・認知症、成育、歯科口腔保健については、各疾患に注目しつつ、ライフコースの視点で全体的なマネジメントを導入して研究開発を推進する。

これら疾患領域に関連した研究開発においては、統合プロジェクト、事業、研究課題間の連携が常時十分に確保されるように運用する。AMED においては、統合プロジェクト横断的に対応できる体制の下で特定疾患ごとのマネジメントを行う。そのため、それぞれの疾患領域に豊富な知見を有するコーディネーターを配置し、領域ごとに管理する。また、AMED は研究課題採択後に予算規模や進捗状況等を把握・検証し、その概要について対外的に明らかにするほか、関連する調査分析を行い、関係府省庁に提供し、施策や事業の検討等の参考に供する。

特に以下のようなテーマに重点的に取り組む。

（がん）

「がん研究10か年戦略（第５次）」等を踏まえ、以下の研究開発の推進に取り組む。

- ・ 新たなリスク要因の同定やリスク層別化に基づく１次予防の推進、高リスク層の同定や新たな早期発見手法の活用による２次予防の推進など「がんの予防」に関する研究開発
- ・ 個別化医療を更に推進する診断技術の開発、新たな医療技術やそれらを活用した新規薬剤・治療法の開発など「がんの診断・治療」に関する研究開発
- ・ 希少がん、難治性がん、小児がん及びAYA世代（Adolescent&Young Adult（思春期・若年成人））のがん、高齢者のがんなど、ライフステージやがんの特性に着目したがんの研究開発
- ・ がんの本態解明やシーズ探索・育成等の基礎的研究開発の推進、バイオバンク・データベースの整備と利活用の促進など、がんの予防、がんの診断・治療の開発等を促進するための分野横断的な研究開発

（難病）

難病、希少疾患等の国が開発を推進すべき疾患に対する研究開発の取組を継続し、発展させることが重要である。難病の病態解明や治療法の開発研究は、その疾患数が多い一方で疾患ごとの患者数が少ないという特性の中で行う必要があり、企業が開発に着手

しにくいという制約への対応も求められる。難病の中でも極めて患者数が少ない超希少疾患では、国際共同研究や国内外のスタートアップ企業との国際連携による実用化研究を進める必要がある。

- ・ 個別の難病に関する画期的な診断・治療・予防法の開発には、それぞれの病態解明や診療のガイドラインに直結するエビデンス創出が求められるため、ゲノム情報や臨床情報等の蓄積と共有に取り組む。
- ・ 再生・細胞医療、遺伝子治療、核酸医薬などの新規モダリティ等を含む治療法の研究開発を推進する。

(ライフコース)

以下の疾患に着目した研究開発推進のマネジメントを行う。

- ・ 認知症研究については、病態解明、創薬研究、臨床研究の三段構えで取り組む。病態解明の観点から、ヒトを対象とする基礎研究を支援するとともに、アルツハイマー病（AD）及び非AD認知症において、客観的で簡便な早期診断法・治療効果測定法に資するバイオマーカーの探索・開発・検証を推進する。創薬標的から創薬シーズの創出とモデル動物等を用いた薬効評価・毒性評価を行い、その非臨床PoC取得を目指す。AD新薬である抗アミロイドβ抗体薬の効率的かつ最適化使用に向けたアミロイド関連画像異常（ARIA）の発生メカニズムの解明研究、地域コホートやレジストリ臨床情報等の利活用を通して、発症リスク因子やARIAリスク因子を同定する研究、認知症診療に資するバイオマーカーの開発と病態層別化等の臨床研究の推進を通して認知症治療体制の支援を包括的に推進する。
- ・ 神経疾患・精神疾患等の課題の克服やイノベーションの創出に向けて、実験動物、多種・多次元・多階層データ等を活用し、脳の高次機能のダイナミクス解明や神経疾患・精神疾患に関する病態メカニズムの解明を進め、画期的な診断・治療等のシーズ開発につなげていくための研究を推進する。
- ・ 精神疾患の客観的診断法・障害（disability）評価法や精神疾患の適正な治療法の確立及び発症予防に資する研究開発を推進するとともに、薬事承認を目指した、医薬品・医療機器の研究開発を推進する。
- ・ 慢性疼痛の機序解明及び、QOLの向上に資する治療法や、画期的な治療法開発に向けた慢性疼痛の定量的評価の確立に資する研究開発を推進する。
- ・ 成育、小児・周産期、女性を中心に、将来世代への影響も考慮した負担の少ない不妊治療、胎児治療並びに周産期合併症に対する治療を含む周産期及び小児の医薬品等の開発、こども及び妊産婦のメンタルヘルスの改善に向けた研究開発を推進する。また、性差や女性ホルモン等の影響による健康課題への対策等に資する研究、医療データを活用した女性特有の疾病等の予防及び治療に資するエビデンス創出と新たな介入方法の開発に取り組む。
- ・ 循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病や、免疫アレルギー疾患等の様々な疾患を対象に、生活習慣病の発症を予防する新たな健康づくりの方法の確立、循環器病の

病態解明や革新的な予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する研究開発、各個人に最適な糖尿病の重症化予防方法及び重症化後の予後改善やQOL向上を推進する。

- ・ 高齢者が老いや高齢者特有の疾患等を抱えつつも、その人らしい生活を送るために、適切な医療・介護による支援を目指して、介護を要する状態とならないような予防策や、重度化を防止する方法等の研究開発、医療・介護人材の確保が更に難しくなることが予想される中、効率的かつ質が担保された医療・介護の提供するための研究開発(介護手法の開発、バイオマーカー開発、メカニズム解明等)を推進する。

(3) AMEDに求められる機能の発揮とそのための体制の構築等

AMED は、医療分野の研究開発及びその環境の整備の中核的な役割を果たし、医療分野の研究開発に取り組む関係府省庁の事業を一元的に運営し、戦略的な資金配分を実現する。官民の役割分担に関して、AMED は、成否のリスクが高い革新的な基礎研究や、難病・希少疾患のようにニーズはあるものの市場性が低い分野、感染症を筆頭に市場性が読みづらい分野など、民間企業が取り組まない分野を中心に研究開発支援を実施し、その成果を民間企業に受け渡し、民間企業が製品化及び製造の実装を担う。

本中長期目標では、基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階において特に有望なシーズをいち早く企業へ導出することを目指して実用化フローを強化する。

特に、AMED の裁量性を高め、革新的なシーズを創出し、早期の実用化を目指すために、関係府省庁の補助及び委託事業（以下「補助等事業」という。）の間で支援の切れ目が生ずることなく連続的な支援ができる仕組みを AMED 内に構築し運用する。

① 優れたシーズの創出・実用化の加速

(出口志向の研究開発マネジメント)

医療分野の基礎的な研究開発から実用化のための一貫した研究開発で世界最高水準の医療の提供を実現していくために、国は、市場原理が働きにくい研究開発領域を支援する。成果の円滑な企業導出に向けて、早期から技術開発動向、疾患別の社会要請等も考慮しつつ、実現可能性、実用化インパクト、企業導出に必要なデータセットや知財の整備など出口戦略を明らかにして、魅力的なシーズの育成に取り組むことが重要である。

- ・ 実用化までのプロセスを熟知している人材を登用することなどを軸に、研究開発段階から出口戦略の立案を支援し、円滑な企業導出を目指した効果的なプロジェクトを管理する体制整備を進める。
- ・ 基礎段階のシーズ探索に数年を要し、高い確率で失敗する医薬品等の研究開発の特性を前提に、資金配分機関であるAMEDの目利き能力を向上するため、調査・分

析機能を整備する。

- ・ 事業化に向けたマイルストーン設定や、社会実装を見据え必要な関連研究・技術の探索、研究者・技術者、医療関係者や企業等の仲立ち等の出口戦略の立案を行う。
- ・ AMEDは、上記の取組などで得られる、企業導出に必要なデータセットや知財の特徴、研究開発戦略の在り方など暗黙知を含めたノウハウについて、関係者が共有し、AMEDが支援する研究開発課題に適用していく方策を検討し、実施する。
- ・ これまでのAMEDを通じた研究開発支援の事例について、成功事例のみならず失敗事例も含めて分析等を進め、これに基づき関係府省庁の補助等事業の効果向上を目指した改善を検討する。また、直ちに実施可能なグッド・プラクティスは、関係府省庁とも認識を共有しながら、AMED内での横展開や伴走支援を通じて適用する。

（事業間連携の強化）

優れたシーズの実用化を加速するため、関係府省庁に紐づく様々な支援事業について、事業間をまたいで連続的に研究開発を支援する仕組みを構築し、企業の開発に受け渡す仕組みを導入する。そのため、高度な知識と判断に基づく情報の収集・整理・分析機能を、研究開発支援の中核的な役割を担うAMEDに整備して、以下を推進する。

- ・ 医療業界等の動向情報、患者・家族等からの情報、国際的な研究動向等やデータベース等を活用した分析を行う。
- ・ 基礎研究から応用研究、非臨床、臨床研究・臨床試験等の各補助等事業の間の連携を確保するための仕組みとして、AMEDは以下の「ペアリング」及び「マッチング」の仕組みを関係府省庁と共に検討して実施し、採択プロセスの柔軟な運用を導入する。

ペアリング：基礎段階の補助事業を選定する時に、次の応用段階へと連続的に支援する可能性を検討して採択し、基礎段階の終了時には、確認を経て応用段階へと連続的に支援することで、補助等事業間で切れ目なく支援する運用の仕組み

マッチング：基礎段階の補助事業による研究開発の完了前に、次の応用段階へ進める是非を判断し、採用の場合は、次の補助等事業へと切れ目なく支援する運用の仕組み

- ・ 上記ペアリング及びマッチングの実施について、設定と実施を通して適切な規模を見極め、全体を管理する。
- ・ 関係府省庁の補助等事業の切れ目を埋めるため、運営費交付金及び調整費の有効な活用も含め、様々な方策を検討し、実施する。制度設計の変更が望まれる事業とその内容が特定されたときは、AMEDが関係府省庁に具体案を提案する。

- ・ AMEDへの事業間連携の機能の追加とそのための人員措置など、必要な体制整備を行う。
- ・ 関係府省庁の補助等事業の切れ目を埋めるための調整費の機能強化として、従来の調整費による追加配分では対応できなかった、公募時期や事業年度の壁を超える、切れ目のない柔軟な支援を行う。また、関係府省庁の補助等事業には必ずしも含まれない共通基盤的なテーマや先端的・先取りテーマについてAMED発意・提案による複数年のプロジェクト創設など、AMEDの裁量と責任において柔軟かつ機動的な支援が可能となる調整費の活用の在り方について検討を行う。
- ・ 上記の実施による知見を蓄積しつつ、所要の検討を経て、AMEDの支援事業全般を対象に、事業単位、統合プロジェクト単位、疾患単位でポートフォリオ管理を開始する。
- ・ ペアリング及びマッチングを含む事業間連携の仕組みについて、これまでAMEDの支援を受けたことがない研究者や成果の導出先である企業を含め、広く広報や意見交換を行い、取組の周知や継続的な改善に努める。

(シーズの育成)

- ・ プロジェクト横断的なステージゲートの考え方を導入する等により、Go/No Goを早期に判定し、創薬や医療機器創出という出口に向けて次の段階につながらない研究開発課題や取組内容の入替えを研究開発期間の途中でも実施する。その際、Go判断とならなかったものについても、方向性を変更することで想定外の成果が得られる可能性があることも考慮し、それまでの研究成果を活かせる道がないかを検討する。また、Go判断となったものについて、可能な場合は、支援事業の完了を待たず、他事業への移行や企業導出に向けた支援を行う。
- ・ AMED Management System (AMS) の整備、活用により支援活動及び成果をデータで把握し、分析する。また、支援課題の追跡調査の合理的・効果的な方策を検討し、実施する。

② 全8統合プロジェクトに共通する取組

研究開発の実施においては、上記①～⑧の全統合プロジェクトに共通して、以下に取り組む。

(基礎から実用化までの一貫した研究開発の加速)

○ PD、PS、P0 体制の整備

世界の最新の情勢を把握した現役世代研究者を含むPD、プログラムスーパーバイザー (PS)、プログラムオフィサー (P0) 等が、研究の実施、研究動向の把握、シーズの探査・育成研究の強化や優れた基礎研究成果を臨床研究及び臨床試験、産業化へつなげる一貫したマネジメント (研究の進捗管理・助言、規制対応等)、適切な研

究実施のための監視・管理機能など、研究開発の開始、推進、監視・管理、さらには、方針の転換に至るまで一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント機能を果たす。

- ・ PDは上記のAMED機能強化のための活動と深く連携し、PSは要請に応じて協力する。
- ・ AMEDは、最新の情報や方針をP0に提供したり、研究開発活動のトレンドに合わせてP0の交替を行ったりするなどして、伴走支援者の能力がより発揮される環境を整える。
- ・ 人選においては、COIに留意しつつ現役世代研究者の参画も積極的に推し進め、最新情報によるプロジェクトマネジメントを促すルールの下で行う。

○ 伴走支援機能の強化

近年、医療分野の研究開発は、水平分業型の創薬モデルが世界の主流になり、アカデミアに対して、開発フェーズの進んだ完成度の高い医療シーズの創出も期待される。また、研究開発の早い段階から海外市場への展開を考慮した取組も求められている。創薬や事業化の経験がないアカデミアが良質なシーズを開発するため、AMEDのPD、PS、P0の活動を活かしつつ伴走支援を強化する。

- ・ 医療分野の研究開発に特有の知財戦略や企業連携に関する専門人材を確保し、サポート体制の強化に取り組む。
- ・ 企業ニーズも踏まえたオープン・クローズ戦略に基づき、特許取得及び周辺技術の権利化、周辺データの取得・整備をはじめ薬事承認申請を見据えた必要事項の特定と準備、上市時期と特許期間のバランスを考慮した出願タイミング、市場性の見通しや将来の国際展開（国際共同治験等）等、実用化に向けて必要となる様々な業務についての助言を行う。特にペアリング及びマッチングの対象案件など特に有望なシーズについては、能動的な支援を行う。
- ・ 薬事承認の申請経験も持つような企業人材・投資家等のプロジェクトマネジメントへの活用を検討し、可能なものから実施する。
- ・ 伴走支援体制は原則として統合プロジェクト単位で整備し、研究に関する助言や実用化に必要な業務の助言に加え、必要に応じて、関連する専門家及び施設の紹介や協力の調整を行う。また、AMEDは、伴走支援者に対する情報提供など、伴走支援者がより効果的に活動できるよう情報支援を行う。
- ・ 実用化に向けた進捗状況を適切に評価・把握し、課題の継続の可否について、支援期間中も含め、各課題及び事業の目標に応じた、メリハリのあるGo/No Go判断を行う。ただし、挑戦的な研究に関しては、画一的なGo/No Go判断がかえって研究を阻害する可能性や、方向性を変更することで想定外の成果が得られる可能性があることに留意する。

○ 成果の移転の促進

研究開発の成果を実用化によって社会的価値へと発展させるためには、産業界への受け渡しが必要である。ライセンス、共同研究、研究者自らの起業など、様々な形態により企業導出をより早期に実現するよう、伴走支援を充実する。その際、導出後のシーズが着実に実用化・事業化されるよう、導出先の選定にあたってはwin-winとなるパートナーシップを目指すとともに、導出後の継続的なコミュニケーションやフォローアップを考慮する。

- ・ 成果の実用化において、戦略的な特許出願と獲得は非常に重要な役割を持つ。研究開発成果は、基本的に知財で保護されることによって社会実装されることを研究開発の実施者が十分認識し、知財を戦略的かつ効果的に獲得する必要がある。このため、AMEDは専門の相談体制を整備し、研究者等を支援する。
- ・ 研究開発活動のオープンイノベーションモデルへの転換を促進する。
- ・ 成果移転を促進する観点から、特にイノベーション・エコシステムプロジェクトのスタートアップ強化と他のプロジェクトの連携を推進する。
- ・ 研究開発のより早期の段階から、アカデミア、ベンチャー、ベンチャーキャピタル、製薬企業等の連携を促進する機会を創出し、オープンイノベーションを促進する。企業導出のために有効であった研究開発活動を特定し、AMED支援課題への横展開や、関係府省庁の補助等事業の見直し検討につなげる。

(新規モダリティの創出・育成)

従来のモダリティの研究を深化させるとともに新規モダリティの創出、育成、導入及び利活用に取り組む。

- ・ 我が国発の新規モダリティの創出・育成と国際競争力の強化、国際標準化、普及展開などへの発展も見据えて研究開発を推進する。
- ・ 各種モダリティ等に対するDDS、評価系の開発、レギュラトリーサイエンス研究を推進する。

(研究 DX、オープンサイエンスの推進)

研究開発の手法として、生成 AI をはじめとした AI 利活用や量子技術の利活用、これらの技術を用いた研究開発の加速（新たな創薬ターゲットの創出、画期的な医療診断システムの構築、データを統合的に利用する技術等）を推進する。また、生成 AI 活用を含めてデータ利用を研究開発の基礎的要件とする研究活動の増加を念頭に、我が国の研究者が、世界に遅れることなくデータを利活用できるよう、あらゆる研究開発の局面で研究 DX を追求する。そのための基盤になるデータ整備、データマネジメントを推進する。

- ・ 学術論文等の即時オープンアクセス、機関リポジトリ等の情報基盤への学術論文及び根拠データ掲載を進め、オープンアクセスの実施を推進する。
- ・ 適切なオープン・クローズ戦略の下、各資金配分機関のデータマネジメントプランの対象になる研究開発で得られたデータについて、できるだけ速やかに公開へ移行できるよう適切な管理を進める。
- ・ 次世代医療基盤法に基づくデータ利活用基盤の整備や社会実装に向けた取組、各統合プロジェクトでの利活用を促す。
- ・ 各統合プロジェクトにおける研究DXの取組について、統合プロジェクトを横断して情報やコア技術を共有する機会を設けることで、AMED事業全体として研究DXを推進する。

(国際展開)

- ・ 海外との共同臨床試験・臨床試験ネットワーク拡大・グローバル人材の育成、海外への情報発信を推進する。
- ・ 各事業と、シーズ開発・基礎研究プロジェクトで取り組む国際研究開発各事業との連携を推進する。
- ・ 我が国の医療に係る研究能力を活用して国際的に貢献しつつ、世界の知を取り込み、国民への世界最高水準の医療提供に資するため、海外事務所も活用しつつ、共同研究の推進・調整や情報収集を行う。

(その他の取組事項)

- ・ 実務生物統計家の必要性に鑑み、育成や確保に資する研究開発活動を奨励する。
- ・ 成果の社会実装段階で、体格や身体 of 構造と機能の違いなど性差による不適切な影響が及ぶおそれが生じないように、ジェンダード・イノベーションの概念を取り入れ、計画段階から研究開発のプロセスに性差分析を組み込む等の対応を行う。
- ・ 政府が令和8年度から順次導入する予定の、経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に対応し、経済安全保障に配慮し研究開発を推進する。
- ・ 研究開発の計画変更が必要な場合の実施可能な範囲と手順を研究実施者及び事務担当者に周知するなどにより、判断の透明性を確保しつつ、柔軟で効率的な研究開発の実施を推進する。
- ・ 研究者が研究開発活動に専念できるよう、研究管理事務の合理化、事務支援者の活用をはじめ、研究時間の確保の取組を推進する。

③ 研究開発の環境の整備

(研究人材力の強化)

医療分野の研究開発を実施し、実用化を目指していくには、新しい医薬品・医療機器等を生み出す創造性に富んだ人材と、医療の実用化に向けてこうした創造的な人材の活動を支える人材が必要である。また、人口減少社会に直面し、人材配置の最適化が不可避と考えられる。異分野間での人材交流によって知の創造を活性化することも重要である。

- ・ 分野横断的な人材の育成、異分野人材の参入を促す。最先端の健康・医療研究分野での人材育成、異分野・融合研究が推進されるよう、数理科学、情報科学、統計学分野、人文・社会科学の専門家の呼び込みを図る。その際、異分野挑戦のリスクに報いる待遇面の改善も含めて支援方策を検討する。
- ・ 我が国の研究者が世界最先端の研究活動へ参画できる機会を設けるなどにより国際競争力のある若手研究者の育成に取り組むと同時に、我が国の研究者が国際頭脳循環に参画することによる、医療研究分野での国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- ・ 競争的研究費の枠組みにおいて、優秀な若手研究者の能力や創造性を引き出す仕組みを構築し、異分野・融合研究を担う若手研究者の育成に取り組む。また、時間的余裕の確保や経済的な基盤構築も含めた研究に専念できる環境整備に努める。

（人材流動の促進）

企業・アカデミア連携による人材育成・強化及び産学官間での人材の流動性を高めることを通して人材配置の最適化が進むよう、セクターを越えた人材の登用・積極支援を進めるとともに、人材交流の機会を増加させ、人材流動を誘導する。同様に、異分野間での人材の流動を促進する。企業とアカデミア等の連携・人材流動を促進する観点では、流動に伴う待遇変化への対応について、引き続き検討する。

（バイオバンク、データベース）

研究で得られたデータが産業利用を含めて有効かつ継続的に活用されるよう、国際的なデータ連携を想定したデータの標準化等の取組を進める。また、様々なデータ基盤に関する情報が見える化し、体系的な取組となるよう関係者間で連携を図る。

バイオバンクについて、精密医療・個別化医療等への活用や研究開発成果の世界市場への展開を目指し、海外の取組も参考にしつつ、バイオバンクの構成や、試料・検体の種類の選択等を含め、戦略的に構築を進める。また、健康・医療・介護情報等とも連携して、臨床や社会実装に向けた研究基盤として、将来の民間の利活用も含め、関係者が活用できる体制を産学官が連携して整備する。

（基礎研究の推進）

創薬・医療機器開発の源泉となる基礎研究を充実しイノベーションの種を絶え間なく創出していくことを目指し、基礎研究段階を主な対象とする事業では、研究者が自由な発想で最大限に創造力を発揮できる研究環境の重要性に配慮して取り組む。特に、基礎と臨床の連携を進めつつ、トランスレーショナルリサーチ等を通じ、基礎研究の成果をイノベーションや社会実装・社会貢献へつなげるとともに、臨床の観点を取り入れることにより基礎研究を活性化することも重要である。その際、基礎研究の継続的・安定的支援を行うとともに、基礎研究から実用化への連続的な支援について成果目標を定めて管理する。

(次世代医療基盤法に基づく研究開発の推進)

認定作成事業者の事業の運営状況に関する国や認定作成事業者からの情報提供を受けて、医療分野の研究開発の効果的・効率的な推進を図る観点から、医療分野の研究開発に従事する者に対して、研究の内容に応じて、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の活用について適切に助言や情報提供を行うとともに、保健・医療・介護現場の ICT 化に資する研究を推進する。

④ 研究開発成果の普及

研究開発成果を社会的価値へと転換していく過程で、様々な活動主体へと協力を発展させていく普及活動が重要である。研究開発の公正かつ適正な実施による信頼性確保を前提条件とし、成果の産業展開や海外展開等の取組を、ネットワーク形成から個別協力まで様々なレベルで実施する。

くわえて、医療分野の研究開発のプロセスや成果が人々の生命や生活、社会に変化や影響を与え得る点に鑑み、医療分野の研究開発を社会との対話や協働を通じて進め、研究開発の成果が人々の安全・安心を確保し、理解・信頼を得ながら患者・家族に届けられるよう、「社会共創」の取組を強化する。

研究開発の実施と、その成果の利用による医療の発展を持続的に推進していくため、医療を通して成果を社会に役立て、その対価を投資に回して研究開発を行うサイクルを形成していく必要がある。成果普及の一環で、こうしたサイクルが円滑に回るような呼びかけと仕組みの検討を進め、必要な提案等を行う。

(研究開発の公正かつ適正な実施の確保)

生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行うとともに、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずる。

- ・ 基礎研究及び臨床研究における研究不正防止の取組を推進するため、AMEDは、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究開発に対して、公正かつ適正な実施の確保を図る。
- ・ 研究倫理に関連する法令・指針等の遵守を促す。

（研究開発における「社会共創」の取組推進）

基礎から実用化まであらゆるフェーズにある医療分野の研究開発が社会の理解や信頼を得つつ進められるよう、責任ある研究・イノベーション（RRI）の考え方にに基づき研究開発を推進・展開するために必要な施策を講ずる。

- ・ 社会の理解を得つつ実用化を進めることが必要な研究開発テーマについて、研究開発の早期の段階からELSIへの対応を行う。
- ・ 医療分野の研究開発におけるダイバーシティ推進やPPIなど「社会共創」の取組を充実・普及させる。

（情報発信）

研究開発の成果に係る情報発信を実施する。情報発信は、製薬企業・医療機器企業・ベンチャーへの成果導出、海外関係機関等を通じた国際展開、異分野連携や共同研究による研究開発の進展、国民の治験・臨床試験への理解等の土壌形成に資することを目的に行う。また、国民への説明責任を果たし、さらには国民の共感と応援を得る観点、関係人材の獲得に向けた関心の喚起なども目的とする。発信情報の専門性が高いことに留意し、専門家から一般国民まで各ターゲット層の関心を考慮した情報を多様な媒体で発信する。また、情報発信の際には、アカデミア研究者が発明等により社会的・経済的に大きなインパクトを創出した例など、多様なキャリアやチャンスがあることを具体的に提示等することにより、若手人材の研究への参画に資するよう配慮する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

（１）組織・人員体制の整備

AMED に求められる機能（優れたシーズの創出・実用化の加速、全８統合プロジェクトに共通する取組、研究開発の環境の整備、研究開発成果の普及）を果たすため、適切な組織・人員体制を整備する。また、関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備する。

特に、AMED におけるマネジメントにおいて重要な役割を果たすPD、PS、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官から現役世代研究者を含む優れた人材の登用を積極的に行う。また、利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用する。

特に有望なシーズを見出し、必要な伴走支援を行い、実用化を加速化するため、ペアリング・マッチング実施体制を整備する。その際、主務省とも協力の上、民間企業や業界団体から優秀な人材を出向者として受け入れ、外部の知見の活用と人材育成に取り組むとともに、ノウハウの蓄積に向けたナレッジマネジメントを進める。同時に、切れ目ない支援やシーズの企業導出の促進のための取組を理事長の責任と裁量の下で適切に行えるよう、

外部人材も活用して創薬等の研究開発の視点に特化した企画立案・調整等を行う総括戦略機能を整備し、上記のペアリング・マッチングの実施者と連携して事業間連携・企業導出の加速化を推進する。その際、公的組織としての魅力、業務を通じて得られる経験・能力、キャリアパスなどの効果的な発信を行い、優秀な人材の確保・育成につなげる。民間との人材交流をはじめ、限られた有為な人材を官民で循環的に育成していく。

（２）事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーションの推進

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う。また、第２期中長期目標期間中に導入した「AMED 研究開発課題管理支援ツール（A-POST）」について、全ての事業で活用できるようにシステムの改善を行うとともに、電子契約など更なる合理化・効率化を図る。A-POST や審査手続の合理化のために導入したオンライン評価システムについて、利用者たる研究者や審査員、実際に運用する AMED 職員等からのフィードバックを得て、利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やシステム間の連携強化等によるデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。さらに、幅広い ICT 需要に対応できる AMED 内情報ネットワークの充実を図る。情報システム及び重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にを行うことにより、業務の安全性及び信頼性を確保し、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。

（３）その他業務改善・効率化の取組に関する事項

① PDCA サイクルの徹底

AMED で行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。また、評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCA サイクルを徹底する。

EBPM に資する観点から、まずはシーズ開発・基礎研究プロジェクトにおいて研究開発費に対する論文数（Top1%論文）を算出し、得られた数値の特徴を踏まえつつ活用する。

② 適切な調達の実施

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、AMED が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

③ 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、AMED 自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用

が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用する。

④ 業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化を達成する。

なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講ずる。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。

医療研究開発を円滑に促進するために、AMED から交付される研究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行う。

研究開発資金に対する説明責任に留意しつつ、事務手続が研究者等にとって過度な負担とならないよう、事務手続の簡素化・合理化を進める。改善した事務手続については、研究者等からのフィードバックを得て、更なる改善に反映する。

V. 財務内容の改善に関する事項

（１）運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。

（２）保有資産の処分等

AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては処分等を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

（１）内部統制に係る体制の整備

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等に記載された事項を参考にする。

（２）コンプライアンスの推進

AMED が医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。

（３）情報公開の推進等

AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

（４）情報セキュリティ対策の推進

政府のサイバーセキュリティ対策における方針（サイバーセキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

（５）職員の意欲向上と能力開発等

AMED における業務のノウハウを継承・蓄積し、業務を効率的・効果的に進めるため、医療分野の研究開発のマネジメントを行う人材の確保・育成方策に基づき、人材確保・育成を進める。その際、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき策定している「人材活用等に関する方針」に留意する。

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図る。また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努める。

また、女性の活躍を促進するための取組を推進する。

（６）温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

（７）研究セキュリティ・インテグリティの確保

「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。

用語集は別添のとおり。

別添：用語集

- AMR : Antimicrobial Resistance の略
抗菌剤（抗生物質及び合成抗菌剤）をはじめとする抗微生物剤への薬剤耐性のこと
- CDMO : Contract Development and Manufacturing Organization の略
医薬品受託開発製造企業
- COI : Conflict of Interest の略
利益相反
- DCT : Decentralized Clinical Trial の略
電子署名等による同意（e-consent）、オンライン診療、訪問診療・看護、ウェアラブルデバイス等からの患者情報の転送、試験薬の自宅配送など、IoT 技術の駆使により、患者（や医師、看護師までも）が、医療機関に来院せずとも実施できる臨床試験の方法
- DDS : Drug Delivery System の略
薬物送達システム
- ELSI : Ethical, Legal and Social Issues の略
倫理的・法的・社会的課題。
- EMA : European Medicines Agency の略
欧州医薬品庁
- FDA : Food and Drug Administration の略
米国食品医薬品庁
- FIH 試験 : First in Human 試験の略
第 I 相臨床試験の中でも、人に対する投与が初めてとなる試験のこと
- MCM : Medical Countermeasures の略
公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
- PoC : Proof of Concept の略
研究開発の段階にある新たな概念が実証されること。非臨床 PoC は、疾患モデル動物等で有効性や安全性を確認し治療法のコンセプトを実証すること。

- ・PPI : Patient and Public Involvement の略
研究への患者・市民参画
- ・RRI : Responsible Research and Innovation の略
責任ある研究・イノベーション
- ・SaMD : Software as a Medical Device の略
プログラム医療機器
- ・ゲノム
遺伝子 (gene) と染色体 (chromosome) から合成された言葉で、DNA の全ての遺伝情報のこと
- ・ゲノム医療
ヒトの遺伝情報 (ゲノム情報) を利用して、個々の患者の薬剤に対する反応性や副作用を予測したり、患者ごとの罹患予想に基づいた予防等を行う医療
- ・治験
医薬品や医療機器等の製造販売承認申請に際して提出すべき資料のうち、臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的として実施する臨床試験
- ・バイオマーカー
客観的に測定され、評価される特性値であり、正常な生物学的プロセス、病理学的プロセス、又は治療的処置に対する薬理学的反応の指標
- ・臨床研究
医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの

日本医療研究開発機構に係る政策体系図

健康・医療戦略推進本部

- ①健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進 ②医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
③医療分野の研究開発等の資源配分方針 ④独法の理事長・監事の任命及び中期目標の策定に
当たっての主務大臣への意見 等

健康・医療戦略（閣議決定）

- ・ 政府が総合的かつ長期的に講ずべき(1)及び(2)に関する施策の大綱
- ・ その他、(1)及び(2)に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

健康・医療戦略に即して、
医療分野の研究開発等について
具体的な計画を本部で決定

- (1)医療分野の研究開発とその環境整備・成果の普及
(2)健康長寿社会形成に資する新たな産業活動の創出・活性化（海外展開等）とその環境整備

ワクチン開発・生産体制強化戦略（閣議決定）

我が国において新型コロナウイルス感染症
ワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、
解決に向けて国を挙げて取り組むため、長
期継続的に取り組む国家戦略

省庁横断的な総合調整

医療分野研究開発推進計画（本部決定）

医療分野の研究開発とその環境整備・
成果の普及

- ・ 医療分野の研究開発等に関する施策についての基本的な方針
- ・ 医療分野の研究開発等について政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
※機構が医療分野の研究開発等の実施・助成において中核的な役割を担うよう作成

推進計画に基づき、
機構の業務運営の基本方
針（本部決定）を提示

日本医療研究開発機構

各府省

予算を始めとした総合調整

推進計画を踏まえ
中長期目標を策定・指示
（内閣府・文科・厚労・経産）

推進計画及び毎年度の資源配分方針
に基づき、独法への財源措置
（内閣府・文科・厚労・経産・総務）

（使命）

AMEDは、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人等の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等の研究支援を実施。

（現状・課題）

◆強み

- 医療分野の研究開発関連予算を、疾患を限定しないモダリティ等の統合プロジェクトに集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を実施することにより、多数の研究成果を創出
- 疾患領域に関連した研究開発は、統合プロジェクトを横断する形で疾患ごとの柔軟なマネジメントを行い、研究成果の疾患横断的な展開や研究者の実用化への意識の変化などの効果

◆弱み・課題

- 多様なプレーヤーと連携し、出口志向の研究開発をリードできる人材の不足
- 関係府省庁に紐づく施策・事業の間の壁が存在

（環境変化）

- 世界の売上上位の新薬の中心が、低分子医薬品からバイオ医薬品、再生・細胞医療・遺伝子治療など新規モダリティに変化。
- 情報化・デジタル化により生み出された膨大なリアルワールドデータを活用したAI技術が社会変革を引き起こすと予期される。
- パンデミックが国家安全保障上の課題と強く認識されるようになり、国に対して感染症危機への平常時からの備えが従前に増して求められるようになった。
- 早期の段階からの倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応や研究への患者・市民参画(PPI)をはじめとした「社会共創」の取組がますます重要になっている。

（中長期目標（第3期））

- 統合プロジェクトを、①医薬品、②医療機器・ヘルスケア、③再生・細胞医療・遺伝子治療、④感染症、⑤データ利活用・ライフコース、⑥シーズ開発・基礎研究、⑦橋渡し・臨床加速化、⑧イノベーション・エコシステムに再編するとともに、疾患領域に関連した研究開発については、統合プロジェクトを横断する形で、特定の疾患ごとに柔軟なマネジメントを行う。
- 基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進について、絶え間なく創薬シーズを創出するとともに、出口志向性を強化して成果の実用化を加速。関係府省庁の事業間をつなぐ支援の仕組みを整備し、所要の体制強化を行う。
- 大学病院・医学部の研究開発力強化。イノベーションの種を創出する基礎研究の充実、バイオバンク・データベースなどの研究基盤の整備を進めるなどにより、総合的に研究推進体制を確立。
- 研究開発成果を産業界等に受け渡した結果や医療としての社会実装を、薬事承認、ガイドライン等、製品上市数をアウトカム指標として、その上昇を目標とする。シーズの企業導出、治験、優れたシーズの発展・継続支援、Top1%論文の数をアウトプット指標として設定

国立研究開発法人理化学研究所が達成すべき業務運営
に関する目標
(中長期目標)
(案)

令和7年〇月〇日

文部科学省

目 次

(序文)	2
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	2
2. 中長期目標期間	3
3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	4
3. 1 戦略的経営の高度化	4
(1) 研究運営システムの強化	4
(2) 理研の研究力を強化する情報基盤・環境の研究開発・整備	4
(3) 戦略的広報の推進	5
(4) 社会の成長に向けた変革を駆動するアカデミア・産業界との連携	5
3. 2 国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組の実践	6
(1) 日本と世界のトップレベル研究機関をつなぐゲートウェイの構築	6
(2) 世界最高水準の研究開発成果を創出するための人材育成・確保に係る先進的な取組の実践	6
(3) 社会状況・国際状況の変化への対応	7
3. 3 卓越した科学研究と総合力を発揮するための研究開発の推進	7
(1) 研究領域による卓越した科学研究の推進	7
(2) フラッグシップとなる大型研究基盤の整備・運営・高度化	9
(3) 総合力を発揮させる研究開発（つなぐ科学）の推進	10
4. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	11
4. 1 経費の合理化・効率化	11
4. 2 人件費の適正化	11
4. 3 調達の合理化及び契約の適正化	11
5. 財務内容の改善に関する事項	11
6. その他業務運営に関する重要事項	12
6. 1 施設及び設備に関する事項	12
6. 2 人事に関する事項	12
6. 3 内部統制の充実・強化	12
6. 4 法令遵守、倫理の保持等	12
6. 5 情報システムの整備及び情報セキュリティの強化	13

※括弧毎の事業を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項及び特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成 28 年法律第 43 号）（以下「特措法」という。）第 5 条の規定に基づき、国立研究開発法人理化学研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）は、1917 年の創立以降、幾多の困難を乗り越え、卓越した科学研究を通じて、常に我が国の科学研究の最前線でその発展を牽引し、基礎科学の学知を拡大するとともに、社会課題の解決やイノベーションにつながる成果を挙げてきた。その結果、理研は、卓越した研究の水準を維持しつつ、国際的な競争力を獲得してきた。

また、理研は、科学技術・イノベーション基本計画等で掲げられた地球規模課題や社会課題に対応し、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進を図り、我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することが期待されている。

現在、地球温暖化、エネルギー問題、食料問題等の地球規模課題が深刻化している。このような状況において、地球を地球システムという人類の共有財産（グローバル・コモンズ）として守り、育てていくことが重要となっている。GX（Green Transformation）社会の実現に向けて脱炭素・循環型社会の重要性が増すとともに、社会全体の DX（Digital Transformation）化が進むなど、社会構造が大きく変容してきている。さらに、世界的に科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核となる中、研究開発の強化や技術流出の防止等により、技術・産業競争力の向上や、我が国独自の優位性ひいては不可欠性の確保に向けた取組を進める必要性が高まっている。

このような複雑に絡み合う社会状況・国際状況が変化の中で、科学技術・イノベーションに対する期待は大きく、理研は、卓越した科学研究を通じて、これらの期待に応え、将来社会における重要な役割を果たすため、以下の点が求められている。

- ・ 科学研究の最前線でその発展を牽引し、基礎科学の学理を生み出し、その知を日本にとどまらず世界に広げ、社会に欠かせない存在となること
- ・ 地球規模課題の解決を目指し、国民そして人類全体の将来社会への発展に貢献することにより、国民生活の発展や国際的地位の向上につなげること

このため、理研は、世界最高峰の自然科学系の総合研究機関として、多様かつ卓越した科学研究の拠点を形成し、その総合性を活かして、地球規模課題への対応をはじめとする国や社会の要請に呼応する世界最高水準の研究開発成果を生み出し、

我が国の科学技術・イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として活躍することを目指す。その際、特定国立研究開発法人である理研でなければならないこと、理研であるから高い成果を挙げられると見込まれることに注力する。理研の主要な役割・機能として、以下の点が挙げられる。

- ・国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組の実践

理研は、世界の最先端研究の研究ネットワークの一角を占め、日本と世界のトップレベル研究機関をつなぐゲートウェイを構築する。また、世界中の優秀な研究者に魅力的で先進的な研究環境の提供・展開及び安定性と流動性を高いレベルで両立した研究者キャリアパスを実践する。

- ・卓越した科学研究と総合力を発揮するための研究開発の推進

理研は、世界的に新たな研究分野（アカデミックドメイン）の機動性ある重点的な開拓を行う。また、革新的な研究開発成果と新たな価値レイヤーの創造により、将来の社会経済の転換・産業構造の変革機会を創出する。さらに、研究分野を越えた知の糾合により、総合研究機関の強みを活かした、つなぐ科学を実践する。

- ・フラッグシップとなる大型研究基盤の整備・運営・高度化

理研は、産学の研究上重要であり、理研の卓越した拠点ともなる大型研究基盤の整備・運営・高度化を推進する。また、研究のDXの先駆的基盤を整備する。

上記の主要な役割・機能を通じて、理研は、卓越した科学研究の実施により、経済安全保障の観点から、戦略的不可欠性の高い技術を創出、確保する。また、革新的かつ将来の不確実性の高い先端的な重要技術については、戦略的自律性の確保の観点から、特定国立研究開発法人である理研の役割・機能を踏まえて実施する。

このような役割を強力に遂行するため、理事長のリーダーシップのもと、国内外の諸情勢を踏まえて、理研が向かうべき方向性をビジョンとして示し、戦略的に経営することが重要である。この際、理研全体の運営方針が組織全体に広く浸透し、個々の研究者がビジョンを共有した中で、トップダウンとボトムアップの良いバランスの下で、研究開発成果の最大化につなげていくことが重要である。

（別添1）政策体系図

2. 中長期目標期間

理研の当期の中長期目標の期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までの7年間とする。

3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 で示した、政策体系における法人の位置付け及び役割を踏まえて、以下に各項目の具体的目標を示す。

なお、以下の取組に加え、諸情勢に鑑み、理研が実施すべき必要性が増大したもの等については、機動的に対応する。特に、特措法に基づき、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合や、その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、文部科学大臣から当該知見に関する研究開発その他の対応を求められた際は、迅速に対応する。

評価は、別添の評価軸及び関連指標等を用いて行う。

(別添2) 評価軸

3. 1 戦略的経営の高度化

理事長のリーダーシップのもと、世界最高峰の総合研究機関にふさわしい経営システムを整備・運用するため、以下に示す取組を行う。これにより、研究開発成果を最大化させ、科学技術・イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として活躍する。

(1) 研究運営システムの強化

理研の総合力を一層強化し最大限に活かせるよう、経営層と研究現場、更には研究分野を越えた組織間を円滑につなぎ、運営方針が組織全体に的確に浸透する研究運営体制の仕組みとして、研究領域を導入する。研究領域では、これまで培ってきた個別の研究分野での解決が困難な課題への取組を行い、研究分野を越えた連携により研究の深化や政策課題の解決に貢献する。また、研究領域の活用により、トップダウンとボトムアップを効果的に組み合わせた戦略的な運営を行う。さらに、外部有識者等から、幅広い視点で理研の研究活動・運営等に関する提言、評価、助言等を受け、その結果を理事長のマネジメントを含む業務運営等に活用する。加えて、モニタリング指標等で得られた数値の特徴も踏まえつつ活用し、理研全体の事業規模を活かした効果的なマネジメントを実施する。

研究開発成果の最大化に向けて、研究者が存分に研究に専念できる環境を構築するため、事務的支援の機能の高度化を実施する。特に、国際連携や産学連携の戦略性の強化、研究開発成果に関する知的財産管理や社会実装・起業への支援、理研の活動や研究開発成果を効果的に発信する取組が重要であるため、法務・コンプライアンス、国際連携、広報等の研究推進支援人材に高度な専門人材を配置するなどの知的アセットのマネジメント機能の抜本強化を行う。これらの人材の育成に当たっては、他の国立研究開発法人等と適宜連携する。

(2) 理研の研究力を強化する情報基盤・環境の研究開発・整備

理研の研究力を強化するため、理研内外の多様なデータ等を収集・蓄積し、これ

らを活用したデータ駆動型研究を支える、利便性と堅牢性を兼ね備えた研究データ管理・共有・解析基盤等で構成する情報プラットフォームを開発・構築・運用する。また、同プラットフォームを活用した情報に係る研究開発や個々の研究者が効果的にデータを活用できるようにするための取組等を推進する。さらに、開発・構築した研究データ管理・共有・解析基盤と我が国の学術研究データ管理基盤の連携により、オープンサイエンスを推進することで、科学技術・イノベーションに貢献する。

（３）戦略的広報の推進

理研のブランド力・価値を高めるため、ターゲットを明確にした戦略的広報活動を進める。特に、世界最高峰の研究機関として発展していくためには、卓越した研究者や優秀な若手研究者を惹きつけることが重要であり、世界最先端の研究活動や研究開発成果に加え、先進的な研究環境等もあわせて効果的な広報活動を進める。

（４）社会の成長に向けた変革を駆動するアカデミア・産業界との連携

理研の有する知的価値を戦略的・効果的に広げ、社会の成長に向けた変革を駆動させるため、アカデミアや産業界との連携により、以下の取組を推進する。なお、取組の推進に当たっては、理研の持つ研究インフラの共用促進を図る。

① 理研を触媒にしたアカデミア全体の活性化

長期的な視点からアカデミア全体の研究力の底上げに向けて、大学等との組織的連携等によるアカデミアとの協創を推進する。特に、大学等に対して、理研の持つ研究インフラの開放を通じた研究の場の提供、技術支援、先端的な重要技術研究等を対象に安心して研究に専念できるセキュアな研究環境の提供等を行う。また、大学等の人材が理研の研究に参画する機会を増やすことで、理研の研究に新たな活性をもたらす。さらに、理研から他機関に転出する研究者に対して継続的な研究活動等の支援を行う。これらを通じた新たな連携の創出等により、大学等との連携を拡大し、アカデミア全体の活性化に貢献する。

② 関係機関との連携強化等による研究開発成果の社会展開の推進

知識集約型社会における成長の源泉となる学知を生み出し、研究開発成果の活用及び社会展開を推進するため、産業界との組織対組織の連携等による産学協創を推進するとともに、研究開発成果の橋渡し機能を強化する。特に、ディープテックスタートアップ創出のエコシステムの構築に向けて機能強化する。また、産業界を対象に、理研の最先端の技術、研究開発成果、研究基盤、先端的な重要技術研究等を対象に安心して研究に専念できるセキュアな研究環境等を提供する。これらの取組を通じ、将来の社会経済の転換、産業構造の変革機会の創出に貢献

する。

また、イノベーション創出を促進し先導する観点から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）に基づき、理研の研究開発成果について、事業活動において活用等する者、資金供給等を行う事業者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあっせん等により活用を促進する者に対する出資並びに人的及び技術的援助（以下「出資等」という。）の業務等を行うことにより、理研の知的財産の管理・活用、法人発スタートアップの育成・支援のための組織的な取組を強化する。具体的には、理研の研究開発成果を効果的に事業化・スタートアップ創出させるため、研究者と連携し、理研の特許の利活用方策の取組を強化する。また、理研の研究開発成果を活用するスタートアップに対する起業前後の支援等も強化するとともに、理研のシーズを産業界に対して能動的に提案するなど、研究開発成果の社会展開の機会を拡大させ、知識集約型社会が求めるイノベーションに貢献する。

上記の取組に加え、理研は、卓越した科学研究の実施により、戦略的不可欠性の高い技術を創出し、維持、確保、強化するとともに、革新的かつ将来の不確実性の高い先端的な重要技術については、戦略的自律性の確保の観点から、理研の役割・機能を踏まえて貢献する。この際、研究者の意図しない技術漏洩等のリスクを最小化するため、研究セキュリティ・研究インテグリティを確保することが重要である。

3. 2 国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組の実践

（1）日本と世界のトップレベル研究機関をつなぐゲートウェイの構築

理研は、世界の最先端研究の研究ネットワークの一角を占め、国際的な頭脳循環のハブとして、先進的な科学研究に取り組み、日本と世界のトップレベル研究機関をつなぐゲートウェイの構築の役割・機能を果たすことが求められている。このため、研究の先進性を有する国の研究機関との組織的な連携、海外での研究拠点の形成や、若手をはじめとした研究者の海外での積極的な研究活動の機会創出等を戦略的に推進する。

（2）世界最高水準の研究開発成果を創出するための人材育成・確保に係る先進的な取組の実践

理研が世界最高峰の研究機関として発展し、世界最高水準の研究開発成果を創出するため、多様な人材を確保し、研究者が中長期的な視野にたって、研究に専念できる環境が確保されるよう、安定性と流動性を高いレベルで両立した、他の研究機関の模範となる、魅力的かつ先進的な人事システムを整備する。これにより、若手研究者ポストを中長期的に増加させ、魅力的な人材育成を進めるとともに、卓越した研究者を持続的に確保する。また、我が国の科学研究を先導していく理研とし

て、卓越した研究者を招聘するための弾力的な処遇、研究プロジェクトに対応した柔軟な有期雇用期間の設定等を整備する。あわせて、多様な視点で研究を推進する観点から、女性研究者や外国人研究者等が存分に研究活動に従事できるような環境の整備等を行い、ダイバーシティを計画的に推進する。

（３）社会状況・国際状況の変化への対応

全ての研究者にとって自由に安心して研究に打ち込める環境を整備するため、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置等の研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。具体的には、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を支える基盤的な取組として、効果的・効率的に進める体制の整備や適切なフォローアップの実施等を行う。また、安全保障貿易管理の取組、不正競争防止法による保護を見据えた秘密管理体制の徹底等の対応を行う。

また、科学研究における責任ある AI の研究・開発・推進を行うための AI ガバナンスなど、社会状況・国際状況の変化に対応するため、政府方針や社会の要請等を踏まえた体制整備を行うなどの適切な措置を行う。

3. 3 卓越した科学研究と総合力を発揮するための研究開発の推進

理研は、我が国の科学技術・イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、卓越した科学研究を通じて、学理を深化し広げることや、科学技術・イノベーション基本計画をはじめとする国や社会の要請に対応するため、戦略的な研究開発を行い、世界トップレベルの研究機関と伍する世界最高水準の研究開発成果の創出を目指す。

また、AI の進展に伴い、AI とあらゆる研究分野が融合することにより、科学研究が飛躍的に発展し加速することが見込まれる。これらの研究を効果的に推進するための理研全体の仕組みを設ける。

さらに、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）及び責任ある研究とイノベーション（RRI）への対応や、様々な社会課題に対応するため、人文・社会科学との融合による総合知も活用する。

（１）研究領域による卓越した科学研究の推進

理研の総合性の強みを活かすため、学問の共通性を考慮しつつ、これまで培ってきた個別の研究分野を有機的に連携させた、以下の①～⑤の研究領域ごとに卓越した科学研究を推進する。

各研究領域においては、3. 1 に示した理研全体の運営システムのもとで、年度ごとに各研究開発の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施等の取組を行うとともに、各研究領域に応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。

① 開拓科学

未来の成長機会を創る源泉となる新たな研究分野を開拓し、新しい価値の創出に貢献するため、卓越した研究実績を有する研究者や次世代を先導する若手研究者等による、長期的視野のもとで挑戦的で野心的な研究や、既存の研究分野の垣根を超えた融合研究を実施する。また、海外のトップレベルの研究者との共同研究等により、海外のトップレベル研究機関との組織対組織のネットワークを構築し、多様な知が行き交い、自律的に発展し続ける場を形成する。さらに、分野に閉じず広い視野を持つ次世代の若手研究者を育成し、新たな価値創出機能を活性化する。

② 数理・計算・情報科学

情報科学、計算科学等の進展により、社会全体の DX 化が進む中、計算可能領域の拡張は社会変革を生み出す源泉となる。また、AI 技術は、現代の科学研究において重要な要素となり、科学研究に革新をもたらしている。さらに、数理科学の強みを活かし、数理科学と異分野が連携することで、自然現象、社会現象等の複雑現象の根本的理解が進み、地球規模課題の解決につながることを期待されている。このため、数理、計算、情報科学の連携・融合により、個別の研究分野を越えた研究を進め、新たな基礎学理の創成を行うとともに、計算可能領域の大幅な拡張につながる新たな学理の構築、AI 技術を科学研究に活用する AI for Science を加速させる理論的基盤の構築、自然現象等の根本的理解に資する数理モデルの開発等を推進する。また、これらの学理等を他の各研究領域等に展開することで、科学研究の飛躍的な発展や加速に貢献する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

③ 生命科学

人類を含む生物が営む複雑かつ精緻な生命現象を解き明かすとともに、健康・医療戦略等の国家戦略に挙げられた国や社会の要請に応えていくことが期待される。また、近年の計測・解析技術の飛躍的な進展を踏まえ、情報科学等との異分野融合を進めながら研究の方法論の革新を図り、新たなアプローチからの研究を先導していくことも重要である。このため、世界最先端の計測・解析技術を活用したデータ駆動型・モデル駆動型研究等を通じ、新たな基礎学理の創成を行うとともに、分子から個体、集団までの異なる階層・時間軸・種間を横断し、より生命の本質と総体に迫る研究や、生命の誕生から老化までのライフコースを一貫した連続体として捉えた研究等を戦略的に推進する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

④ 環境科学

プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）は、人間が地球上で持続的に生存し

ていくために超えてはならない地球環境の境界を示す概念であり、気候変動、生物多様性、新規化学物質、生物地球化学的循環等の複数の領域においてリスクの増大が示唆されているため、人類の一方通行的な地球資源の消費から脱却し、グローバル・コモンズの維持、人と地球の健康の両立（プラネタリー・ヘルス）を目指すことが求められている。このため、基礎科学とシステム科学の連携・融合により、個別の研究分野を越えた研究を進め、新たな基礎学理の創成を行うとともに、分子レベルから細胞、個体、生態、地球システムに至る多階層科学データに基づいた大気・水・生物資源等の地球公共資源の保全と循環の促進に向けた研究を推進する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

⑤ 物理科学

サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合により、産業革新を促す経済成長のエンジンを駆動させていくためには、情報処理技術等のデジタル技術の省エネルギー化、高効率のエネルギー変換等が必要である。このため、物理、工学、化学の連携・融合により、個別の研究分野を越えた研究を進め、新たな基礎学理の創成を行うとともに、革新的な計測・解析技術等の開発・活用を通じ、量子マテリアルにおける情報処理機能の開拓、高度の状態制御光技術による量子物理科学の開拓、エネルギー変換の学理の深化と応用等を推進する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

（２）フラッグシップとなる大型研究基盤の整備・運営・高度化

理研の卓越した拠点であり、産学の研究上重要でもある、スーパーコンピュータ、大型放射光施設といった大型研究基盤を着実に整備し、共用を推進するとともに、高度化・利活用研究を進める。また、ライフサイエンス分野の研究を支えるバイオリソース基盤を着実に整備・提供するとともに、高度化、利活用研究を推進する。以下の①～③の研究基盤によるこれらの取組を通じて、理研内外での優れた研究開発成果の創出及びその最大化を目指す

各研究基盤においては、3.1に示した理研全体の運営システムのもとで、年度毎にそれぞれの取組の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施等の取組を行うとともに、各研究基盤に応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。

① 特定高速電子計算機施設

スーパーコンピュータ「富岳」について、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）（以下「共用促進法」という。）に基づき、適切に運用するとともに幅広い研究者等への共用を着実に推進する。そして、社会課題の解決に資するよう成果創出やその成果の普及を促進するとともに、計算科学技術分野の人材育成を推進し、卓越した計算科学研究拠点として発展を図る。ま

た、データサイエンスの進展や生成 AI に係る技術革新等に伴い研究開発に必要なスーパーコンピュータ等の計算資源の需要が急拡大・多様化していることを踏まえ、AI 性能をはじめとしてあらゆる先端分野において世界最高水準の計算能力を提供することを目指して、「富岳」の次期フラッグシップシステムの開発を推進するとともに、「富岳」から次期フラッグシップシステムへ円滑に移行できるよう整備し、必要な計算資源を研究者等への共用に供する。

② 特定放射光施設

特定放射光施設 SPring-8/SACLA について、共用促進法に基づき、安定的に運用するとともに、産学官の幅広い研究者等への共用を着実に推進する。また、現行の 100 倍となる輝度を持つ世界最高峰の放射光施設を目指し、SPring-8-Ⅱの整備を行う。SPring-8-Ⅱの特徴を活かし、整備期からユーザーニーズに対応した新たな利用制度を順次検討・導入し、社会課題への対応を進める。また、SPring-8-Ⅱ/SACLA が将来にわたって我が国の放射光施設におけるフラッグシップとなり、理研が世界の放射光科学を牽引する存在であり続けるための維持管理・高度化を行うとともに、それを通じた人材育成を推進する。

③ バイオリソース

世界最高水準のバイオリソースを社会的ニーズ・研究ニーズを捉えながら整備・提供するとともに、保存・利用技術等の基盤技術開発や、利活用に資する研究開発等を推進する。その際、バイオリソースの付加価値を高めるため、ゲノム配列、遺伝子発現、表現型等の特性情報の取得・付加やそのための技術開発に取り組む。また、文献情報を網羅的に収集するための技術開発や、政策的重点分野に関連するバイオリソースの拡充を通じ、戦略的にバイオリソースを整備する。加えて、バイオリソース事業に関わる人材の育成、研究コミュニティへの技術移転のための技術研修や普及活動を行う。

（３）総合力を発揮させる研究開発（つなぐ科学）の推進

研究領域を越えた知の糾合や新たな科学の創成により、社会課題の解決や将来社会への発展に貢献するため、理研の最先端の研究基盤等を活用し、総合力を発揮させる研究開発（つなぐ科学）を推進する。特に、社会状況や科学技術を取り巻く環境にあわせて変化する国家戦略や政策課題や、最先端の学理をつなぎ学理の再構築・再体系化や新たな研究分野の開拓に機動的かつ横断的に対応するために、研究領域横断的なプログラムの仕組みを導入し、データを基軸にした未来の予測制御の科学、科学研究向け AI 基盤モデルの開発、創薬・医療技術基盤の構築・提供等を推進する。

各プログラムにおいては、3. 1 に示した理研全体の運営システムのもとで、年度毎にそれぞれの取組の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施等

の取組を行うとともに、各プログラムに応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。

4. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

理研が行う業務の運営について、以下に示す取組を行うとともに、法人独自の創意工夫を加えつつ、その改善に取り組む。

4. 1 経費の合理化・効率化

組織の見直し、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、特殊経費及び公租公課を除く。）及び業務経費（人件費、物件費のうち無期雇用に係る人件費及び特殊経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1.18%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるもの及び拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。

4. 2 人件費の適正化

適切な人件費の確保に努めることにより世界最高峰の研究機関として発展すべく、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。その際、優秀な研究者や研究推進支援人材については、科学技術・イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、国際競争力を確保するため、国際水準を踏まえた弾力的な給与を設定する。これに当たっては、国民に対して納得が得られる説明に努める。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、理研の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

4. 3 調達合理化及び契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。

また、監事による監査等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。

5. 財務内容の改善に関する事項

理研は、予算を計画的に執行するとともに、受益者負担の適正化にも配慮しつつ、積極的に、施設使用料、寄附金、特許実施料等の自己収入や競争的研究費等の外部資金の確保や増加、活用等に努める。

独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き

続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性がなくなつたと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

6. その他業務運営に関する重要事項

6. 1 施設及び設備に関する事項

将来の研究の発展と需要の長期的展望に基づき、良好な研究環境を維持するため、理研は、既存の研究施設及び中長期目標期間中に整備される施設の有効活用を進めるとともに、省エネルギー・老朽化対策及び再生可能エネルギーの推進を含め、施設・設備の改修・更新・整備を計画的に実施する。

6. 2 人事に関する事項

研究開発成果の最大化及び効果的かつ効率的な業務の実施のため、安定性と流動性を高いレベルで両立しつつ、魅力的かつ先進的な研究環境となるよう、人事システム改革を着実に進める。また、優秀な研究者や研究推進支援人材を確保するための弾力的な処遇、多様性・公平性・包摂性を考慮した取組等を実施する。さらに、クロスアポイントメント制度等も活用しつつ、多様で優秀な人材を確保するとともに、職員の能力向上、適切な評価・処遇による職員の職務に対するインセンティブ向上に努める。

なお、理研の人材確保・育成については、科技イノベ活性化法第 24 条に基づき策定された、人材活用等に関する方針に基づいて取組を進める。

6. 3 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、理事長のリーダーシップのもと、理研の役割を有効かつ適切に果たすための内部統制体制の構築や、コンプライアンス体制の実効性を高めるとともに、中長期的な視点での監査計画に基づき、監事との緊密な連携を図り、組織的かつ効率的な内部監査の着実な実施、監査結果の効果的な活用等により、内部統制を充実・強化する。

特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止を含めた、理研のミッション遂行の阻害要因となるリスクの評価や分析、適切な対応等を着実に進める。

6. 4 法令遵守、倫理の保持等

研究開発成果の社会還元というミッションの実現に当たり、法令遵守や倫理に対する意識を高め、社会の中での信頼の確保に努める。

特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止について、「研

究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)等の遵守を徹底するとともに、引き続き、研究不正等に係る研究者等の意識の向上等の取組を進める。また、適正な研究活動に関する取組の実施状況について適切な方法で社会に発信する。さらに、利益相反マネジメント、安全保障貿易管理、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保等の対応を行う。

また、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、適切かつ積極的に情報の公開を行う。

さらに、業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令等に基づき、労働安全衛生管理等を徹底する。

6. 5 情報システムの整備及び情報セキュリティの強化

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行い、情報化推進による利便性の向上等を図る。

また、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 5 年 7 月 4 日 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)サイバーセキュリティ戦略本部決定)を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を強化するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を高めるなど、外部からの攻撃や内部からの情報漏えいの防止に対する組織をあげた対応能力の強化に取り組む。また、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の不断の改善を図る。

国立研究開発法人理化学研究所に係る政策体系図

(別添1)

我が国で最高水準の自然科学全般に関する総合研究機関としての強みを活かし、科学技術・イノベーション基本計画等に掲げられる国家的な課題や社会的な課題に対応するとともに、新たなイノベーションの創出、成果の社会還元により、イノベーションシステムを牽引する中核機関である特定国立研究開発法人としての役割を果たし、科学技術の水準の向上及び研究成果の最大化を実現する。

【国の政策】

科学技術・イノベーション基本計画等に基づき以下の取組を実施。

- ・国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革
- ・知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- ・一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成 等

【個別法に定める業務】

- ・科学技術に関する試験及び研究の実施
- ・成果の普及及びその活用の促進
- ・研究所の施設及び設備の共用
- ・研究者及び技術者の養成及びその資質の向上 等

【特定国立研究開発法人としての使命】

- ・世界最高水準の研究開発成果の創出と普及・活用の促進
- ・イノベーションを強力に牽引する中核機関としての役割
- ・特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求への対応 等

【本中長期目標期間における法人としての取組】

1. 戦略的経営の高度化

- ・研究運営システムの強化
- ・理研の研究力強化のための情報基盤・環境の研究開発・整備
- ・社会の成長に向けた変革を駆動するアカデミア・産業界との連携

2. 国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組の実践

3. 卓越した科学研究と総合力を発揮するための研究開発の推進

国立研究開発法人理化学研究所の評価に関する評価軸等について

項目		評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
3.1 戦略的経営の高度化	研究運営システムの強化	○理事長のリーダーシップの下、研究開発成果を最大化するための、他の国立研究開発法人の模範となるような戦略的運営を高度化できたか。 ○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。	（評価指標） ・我が国や社会からの要請や、法人運営に係る適切な評価を踏まえた法人運営の改善状況 ・研究資源の最適配分に関する取組状況 ・研究データ管理・共有・解析基盤と国立情報学研究所の学術研究データ管理基盤との連携の状況 ・世界最先端の研究開発成果や先進的な研究環境などの情報発信の状況 ・目的・ターゲットに応じた広報活動の取組状況 ・大学等との連携状況、これによる研究開発成果の社会還元等の状況 ・組織対組織での産業界との連携状況、これによる研究開発成果の社会還元等の状況 ・科技イノベ活性化法に基づく出資等の状況 ・スタートアップの育成・支援に関する取組状況 ・産業界への働きかけにより理研の研究シーズ、研究設備等を活用した状況等 （モニタリング指標） ・研究データ管理・共有・解析基盤の利用者数、利用件数、登録されているデータ量 ・学術研究データ基盤への登録件数 ・ネットを含むメディアでの注目度 ・大学等との連携数、連携プロジェクト数、共著論文数 ・大学等から受け入れた研究者数、学生数 ・理研の研究設備等を大学等が利用した件数 ・組織対組織での産業界との連携数、連携プロジェクト数、知的財産の新規出願件数 ・出資等の件数、金額 ・スタートアップの育成・支援に関する支援件数 ・理研の研究設備等を産業界が利用した件数等
	理研の研究力を強化する情報基盤・環境の研究開発・整備		
	戦略的広報の推進		
	社会の成長に向けた変革を駆動するアカデミア・産業界との連携		
3.2 国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組の実践	日本と世界のトップレベル研究機関をつなぐゲートウェイの構築	○研究開発成果を最大化するため、国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組を実践できたか。 ○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。	（評価指標） ・国際的な頭脳循環のハブ形成に向けた国際的な研究コミュニティへの参画状況 ・人事制度の改革、多様で優れた人材の登用、女性や外国人等が働きやすい制度の整備及び運用、研究支援機能の構築などの、研究環境の整備状況 ・国内外からの研究者の受け入れと育成・輩出の状況 ・若手研究者の育成・支援の取組状況 ・社会状況・国際状況の変化への対応状況等 （モニタリング指標） ・国際共著論文数 ・国際学会・雑誌ボードメンバーへの参画数 ・国際学会等での発表数、招待講演数 ・研究者の外国人比率、女性比率（新たに着任した女性研究管理職の割合を含む）、研究支援専門職等の数 ・海外へ派遣した研究者の人数 ・海外から招聘した研究者数 ・若手研究者の転出数等
	世界最高水準の研究開発成果を創出するための人材育成・確保に係る先進的な取組の実践		
	社会状況・国際状況の変化への対応		

項目		評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
3.3 卓越した科学研究と総合力を発揮するための研究開発の推進	研究領域による卓越した科学研究の推進	○科学技術・イノベーション基本計画等に挙げられた、我が国や社会からの要請に対応するための研究開発を戦略的に推進できているか。 ○世界最高水準の研究開発成果を創出できているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。 ○研究基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の取組を推進できているか。 ○研究基盤の高度化、利活用のための卓越した研究開発成果を創出できているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。 ○研究基盤の外部への共用等を通じ、科学技術や経済社会の発展等に貢献する成果を創出できているか。 ○研究領域を超えた知の糾合により、総合力を発揮させる研究開発を推進できているか。 ○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できたか（該当事例があった場合のみ）。	(評価指標) ・中長期目標・中長期計画等で設定した、各領域における主要な研究開発課題等を中心とした、戦略的な研究開発の進捗状況 ・理研の総合力などを活かした、新たな研究分野の創成、社会課題解決や社会変革などにつながる新規性・独創性のある基礎学理などの世界最高水準の研究開発成果の創出状況 ・中長期目標・中長期計画等で設定した、研究基盤の整備の進捗状況 ・研究基盤の高度化・利活用研究の推進による研究開発成果の創出状況 ・外部への共用等を通じた研究開発成果の創出状況 ・理研の総合力を発揮させ、新たな研究分野の創成及び国家戦略や社会課題解決につなげる研究開発課題の創出状況 ・地球規模課題の解決、国際社会への貢献等の成果の社会還元の状況 ・研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントの取組状況等 (モニタリング指標) ・論文数 (Top10%、Top1%、国際共著、プレプリント等)、論文の被引用割合 (Top10%、Top1%)、研究開発費に対する論文数等 ・知的財産の新規出願件数・登録数、保有件数、実施許諾契約件数、10 年以上保有している特許の実施化率、特許料収入 ・外部資金の獲得件数、金額 ・国内外の学会・雑誌ボードメンバーへの参画数 ・国内外の学会等での発表数、招待講演数 ・研究施設の利用者数（企業利用数含む）、利用件数、年間運転時間、利用率 ・リソースの収集数、提供数等
	フラッグシップとなる大型研究基盤の整備・運営・高度化		
	総合力を発揮させる研究開発（つなぐ科学）の推進		

国立研究開発法人理化学研究所（理研）の使命等と目標との関係

（使命）

世界最高峰の自然科学系の総合研究機関として、多様かつ卓越した科学研究の拠点を形成し、その総合性を活かして、地球規模課題への対応をはじめとする国や社会の要請に呼応する世界最高水準の研究開発成果を生み出し、我が国の科学技術・イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として活躍することを目指す。

（現状・課題）

◆強み

- ・世界トップクラスの研究者が多数所属・活躍し、世界的にも注目される研究開発成果を継続して創出しているなど、世界トップレベルの総合研究機関である。
- ・世界最先端の研究基盤も活かし、卓越した科学研究を通じて発展し、国際的な競争力を獲得してきた。

◆課題

- ・総合研究機関の強みを活かした取組をより一層強化することが必要。
- ・日本と世界をつなぐゲートウェイの役割を担い、その中で研究開発成果を出していくことが必要。
- ・多様かつ卓越した科学研究の拠点を形成するため、世界中の優秀な研究者を呼び込むことが必要。
- ・産学の研究上重要であり、研究所の卓越した拠点ともなる大型研究基盤の整備・高度化と共用をより一層推進することが必要。

（環境変化）

- 地球温暖化、エネルギー問題、感染症、食料問題などの地球規模の課題が深刻化。地球を地球システムという人類の共有財産（グローバル・コモンズ）として守り、育てていくことが重要となってきた。
- GX（Green Transformation）社会の実現に向けて脱炭素・循環型社会の重要性が増すとともに、社会全体のDX（Digital Transformation）化が進むなど、社会構造が大きく変容してきている。
- 世界的に科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核となる中、研究開発の強化や技術流出の防止等により、技術・産業競争力の向上や、我が国独自の優位性ひいては不可欠性の確保に向けた取組を進める必要性が高まっている。

（中長期目標）

- 運営方針が組織全体に浸透する仕組みとして研究領域を導入し、トップダウンとボトムアップを効果的に組み合わせた戦略的な運営の実施や、知的アセットのマネジメント機能の強化等により、戦略的経営を高度化する。
- 世界の最先端研究の研究ネットワークの一角を占め、日本と世界のトップレベル研究機関をつなぐゲートウェイを構築し、安定性と流動性を高いレベルで両立しつつ、若手の人材育成と卓越した研究者を持続的に確保できる先進的な人事システムを整備。また、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保などの社会状況・国際状況の変化への対応を実施。
- 学問の共通性を考慮しつつ、これまで培ってきた個別の研究分野を有機的に連携させた、研究領域ごとに卓越した研究を推進。スーパーコンピュータ、大型放射光施設、バイオリソースといった大型研究基盤を整備・運営・高度化。政策課題や新たな研究分野の開拓等に機動的かつ横断的に対応するため、研究領域を越えた横断的な研究の枠組みを導入し、総合力を発揮するための研究開発（つなぐ科学）を推進。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)
(案)

令和7年〇月〇日

内 閣 府
総 務 省
文 部 科 学 省
経 済 産 業 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
1. 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系（宇宙基本計画における役割）..	2
1. 1. 宇宙安全保障の確保	3
1. 2. 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現...	3
1. 3. 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造	4
1. 4. 宇宙活動を支える総合的基盤の強化	5
2. 研究開発プランにおける航空科学技術に関する役割	6
II. 中長期目標の期間	6
III. 研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項	6
1. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施...	6
1. 1. 宇宙安全保障への貢献	6
1. 2. 地球観測・通信・測位	7
1. 3. 宇宙科学・探査	9
1. 4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動	9
1. 5. 宇宙輸送	11
1. 6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支 える取組	11
2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組..	13
3. 宇宙戦略基金の活用	13
4. 航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組..	13
5. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	14
5. 1. システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進 及び安全・信頼性の確保	14
5. 2. 国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調 査分析	15
5. 3. 社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献	15
5. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保	16
5. 5. 施設及び設備に関する事項	17
IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項	17

V. 財務内容の改善に関する事項	18
VI. その他業務運営に関する重要事項	18
1. 内部統制.....	18
2. 人事に関する事項.....	19

別添 1 政策体系図

別添 2 評価軸及び関連指標

※Ⅲ. 1、Ⅲ. 2、Ⅲ. 3、Ⅲ. 4、Ⅲ. 5の5項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定により、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号。以下「機構法」という。）において、機構は、宇宙科学に関する学術研究及び宇宙航空に関する基礎・基盤的な研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡、運用等並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成の業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることとされている。

また、宇宙分野の研究開発及び利用に関しては、機構法第 19 条において、主務大臣が機構の中長期目標を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）第 24 条に規定する宇宙基本計画（以下「宇宙基本計画」という。）に基づかなければならないこととされている。さらに、航空分野に関しては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）に対応する「分野別研究開発プラン」（令和 4 年 8 月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会。以下「研究開発プラン」という。）において重点的に実施すべき研究開発の取組等が定められている。

我が国における宇宙航空分野の研究開発及び利用の重要性は次のとおりである。宇宙基本計画のほか、「国家安全保障戦略」（令和 4 年 12 月 16 日閣議決定）及び「宇宙安全保障構想」（令和 5 年 6 月 13 日宇宙開発戦略本部決定）にも示されているとおり、現在、宇宙空間は、我が国の安全保障の基盤として、情報収集や位置の確認、指揮統制等に活用され、国際的な安全保障環境が複雑で厳しいものとなっている中非常に重要な役割を果たすとともに、測位、通信・放送、気象観測、防災等の国民生活や経済・社会活動を支えるインフラとしての利用も定着しつつあり、また、地球規模課題の解決や人類の知的資産の創出にも貢献するなど、宇宙開発利用は安全・安心で豊かな社会の実現のために必要不可欠なものとなっており、この傾向は更に強まると見込まれる。さらに、宇宙探査の進展により、人類の活動領域は、地球、地球低軌道を越え、月面、更に深宇宙へと、本格的に宇宙空間に拡大しつつある。この過程で、人類共通の新たな知やイノベーションの創出が期待され、また、宇宙空間を舞台とした新たな経済・社会活動が生まれていくことも見込まれている。こうした宇宙空間というフロンティアにおける活動を通じてもたらされる経済・社会の変革（スペース・トランスフォーメーション）は、これまでのように一部の限られた国々によるものではなく、多くの国々が競争や協力をしながら推し進め、恩恵を受けていくものと見込まれる。また、官主導から官民共創へとその担い手が広がってきており、その変革のスピードは足元で急速に高まっている。一方、宇宙空間における脅威の増大が指摘される中、宇宙安全保障は喫緊の課題となっている。また、小型・超小型衛星のコンステレーションの構築が進み、宇宙産業のゲームチェンジが起こりつつある。我

が国の宇宙機器産業はこの動きに遅れを取りつつあり、我が国が戦後構築してきた宇宙活動の自立性を維持していくためには、産業・科学技術基盤の再強化は待ったなしの課題である。

また、航空分野については、航空輸送を支える様々な事業において大きな成長性が見込まれる中、国際民間航空機関 ICAO（International Civil Aviation Organization）が採択した 2050 年までのカーボンニュートラルを目指す国際的な目標への対応や、海外の機体・エンジンメーカーが進める航空機設計・認証プロセスのデジタル化など、世界の航空産業は大きな変革期を迎えている。こうした世界的な動向等を踏まえた、研究開発の戦略的な推進を通じた我が国の航空産業の更なる発展が求められている。さらに、無人航空機（ドローン）を始めとした次世代エアモビリティ・システムの急速な社会実装に伴う空の利用機会の増加・多様化により、民生分野のみならず災害対応といった公的分野における多種多様な航空機の利用ニーズに基づく社会課題への対応が求められている。また、高速輸送、観測、通信等の宇宙及び航空の両分野に係る新たな社会システム等の構築や、航空分野のみならず宇宙分野や安全保障分野でも活用しうる大型試験・実証インフラ設備の整備・機能向上が期待されており、航空と宇宙の連携強化がますます重要になっている。このように、航空産業の更なる発展が期待され、多種多様な官民ニーズが拡大する中、航空分野全般を支える航空科学技術の重要性がこれまで以上に高まっている。

以上を踏まえ、機構は第 4 期中長期目標期間において、我が国の宇宙開発等の中核機関として位置付けられるに至っている。

今般、第 5 期中長期目標の策定にあたり、特に宇宙基本計画及び研究開発プランにおける機構の役割を次のとおり整理する。

1. 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系（宇宙基本計画における役割）

宇宙基本計画（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）において、我が国の宇宙政策の目標として、「宇宙安全保障の確保」、「国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現」、「宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造」及び「宇宙活動を支える総合的基盤の強化」の 4 項目が掲げられており、具体的アプローチとして、当該政策目標を達成するための具体的取組が工程表と共に示されている。また、同計画に基づき、世界の技術開発トレンドやユーザーニーズの継続的な調査分析を踏まえ、安全保障・民生分野において横断的に、我が国の勝ち筋を見据えながら、我が国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含んだ「宇宙技術戦略」（令和 6 年 3 月 28 日宇宙政策委員会）が策定されている。

前述のとおり、宇宙の重要性が高まる一方で、宇宙空間における脅威は増大し、また、技術革新の中で宇宙産業のゲームチェンジが起ころうとしているといった我が国が置かれた厳しい状況において、宇宙開発等の中核機関と位置付けられる機構は、以上の四つの政策目標及び工程表の実現に向けて、関係府省庁・機関との連携を図りつつ、機構による先端・基盤技術開発能力のみならず、民間事業者・大学等に対する支援機能を強化するとともに、宇宙開発及び利用から価値

を創出するための取組に主体的に取り組むことにより、産学官の結節点として、我が国の宇宙産業を支える技術的優位性を継続的に創出し、その成果を国民に還元することで、持続的な宇宙開発利用を実現する。

以上も踏まえつつ、本政策目標を達成するための機構の役割を当該政策目標ごとに以下のとおり確認する。

1. 1. 宇宙安全保障の確保

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面し、また、我が国の安全保障上の関心対象が宇宙空間を含め地理的・空間的に拡大しつつある中、高い情報収集・情報通信能力を有し、位置の確認、指揮統制等にも活用される衛星コンステレーション等も含む宇宙システムの重要性が急速に高まっている。

また、宇宙システムの重要性がより一層高まる一方で、小型衛星コンステレーションなどによる宇宙機やスペースデブリなどの宇宙物体の増加による軌道上の混雑化により、衛星同士の衝突や衛星とスペースデブリとの衝突などのリスクが増大し、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験、衛星同士のつきまといなどの脅威となる行為も懸念事項となるなど、宇宙空間の安全かつ安定的な利用を確保していくことは喫緊の課題となっている。このため、宇宙基本計画及び宇宙安全保障構想では、宇宙安全保障の確保のため、宇宙利用を強化する「宇宙からの安全保障」と、宇宙システムに対する脅威に対応し、その安定的利用を確保する「宇宙における安全保障」の二つの取組の強化及び安全保障と宇宙産業の発展の好循環を実現することを政策目標として掲げ、具体策を工程表において示している。

以上を踏まえ、機構は、情報収集、通信、測位等のための宇宙システムの高度化及び宇宙空間の状況把握やスペースデブリの脅威・リスクへの対処に係る研究開発成果の創出、宇宙輸送システム等の安定的運用、政府による宇宙システム全体の機能保証強化、国際的な規範・ルール形成の取組への協力等を通じ、我が国の総合的な安全保障能力の強化、宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保に民間を含めた総合力を活用し貢献するとともに、我が国の平和と繁栄、国民の安全・安心の確保に寄与し、誰もが不安なく、自分らしく生きられる社会環境の実現に貢献することが求められている。

1. 2. 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現

近年、災害が頻発・激甚化し、大規模地震の発生等も切迫している中で、防災・減災及び国土強靱化が喫緊の課題となっており、「広域性」、「同報性」等の特長を有する宇宙システムがこれらの課題の解決に果たす役割とその重要性は増大しつつある。くわえて、IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) 年次評価報告書における衛星に関する記述の増加に見られるように、衛星観測により得られた新たな科学的知見を通じて、カーボンニュートラル等の緩和・適応策の必要性が一層喚起されていることも踏まえつつ、宇宙システムの多様な機能を、我が国が気候変動等の地球規模課題の解決や、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献し、また外交力の強化にもつなげていく手段として積極

的に活用していくことが重要である。

また、世界においては、アジャイルな開発手法による宇宙機器のコスト低減やデジタルソリューション等の技術革新の進展により、宇宙ソリューション市場が拡大するとともに、商業宇宙活動の加速による宇宙産業の構造変革が進んでおり、我が国においても小型衛星コンステレーションの活用等が広がりを見せてつつある。このような激しい環境変化の中、我が国の民間事業者が世界に伍していくためにも、異業種やスタートアップ企業等の新規参入、既存の宇宙機器産業と新規参入者との協働及び地域経済の巻き込みを促進しつつ、内需の拡大や外需の取り込み、研究開発・実証の推進等に産学官が一体となって取り組み、重要インフラである宇宙システムの一層の強化と利用の拡大を図るとともに、これを推進力として、我が国の経済成長やイノベーションに最大限生かすことが求められている。このため、宇宙基本計画では、国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現を政策目標として掲げ、具体策を工程表において示している。

以上を踏まえ、機構は、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」(令和4年3月18日閣議決定)等の我が国の地理空間情報政策との連携にも留意しつつ、地球観測衛星、通信、測位等の各種宇宙システムの研究開発成果の創出・利活用の促進を通じて防災・減災、国土強靱化や気候変動を含めた地球規模課題の解決に貢献するとともに、衛星開発・利用基盤の拡充に係る各種取組の推進を通じて民間市場分野での幅広いイノベーションの創出及び我が国の宇宙産業エコシステムの更なる発展、外交力の強化等に貢献することが求められている。

1. 3. 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造

人類共通の知の創出と、宇宙空間における人類の活動領域の拡大を目的とする宇宙科学・探査に関する世界的な潮流として、米国が主導するアルテミス計画や1兆円を超える宇宙望遠鏡計画等の国際協力の下で進めるミッションの大型化が進んでいるとともに、米国、欧州に加え中国やインド、その他の新興国でも宇宙開発が加速するなど国際競争が激化している。

宇宙物理学分野では、より遠くまで、より鮮明に対象天体等を観測することが重要視され、米国航空宇宙局(NASA)のジェームズ・ウェッブ宇宙望遠鏡(JWST)は科学史に残るような顕著な成果を挙げつつある。太陽系科学分野では、月に続き、太陽系において将来人類が居住できる可能性がある唯一の惑星である火星が主要な対象となっており、将来の本格探査や経済圏獲得なども見据えて、米国、欧州及び中国は、いずれも、火星本星からのサンプルリターンを行う等の大型計画に取り組んでいる。

地球低軌道における有人宇宙活動に関しては、我が国は国際宇宙ステーション(ISS)計画の2030年までの延長期間の運用への参加を決定した。さらに、欧米を中心に民間事業者等による活動が急速に拡大しており、米国においては民間事業者独自の物資補給や有人宇宙飛行も実現している状況にある。我が国においても多様な企業の参入など、新たなプレイヤーが増加しており、国策から民

間主導にシフトしている状況にある。

また、ISSの次の有人宇宙活動として、米国は、国際宇宙探査プログラムであるアルテミス計画を推進し、アルテミス計画参加国と民間事業者と共に、火星を含めた深宇宙の有人探査を視野に入れつつ、月面での持続的な活動を目指している。さらに、中国、インド、その他の新興国も月面での宇宙開発を加速しており、国際競争が激化する中、将来市場の形成に向けた規範やルールの形成の重要性が高まるなど、月以遠の深宇宙を含めた宇宙探査活動が活発化している。くわえて、宇宙科学分野に関しても、アルテミス計画関連文書において科学の重要性が示されている。

以上を踏まえ、機構は、宇宙科学・探査を通じて日本の強みを生かした独創的なアイデアに基づき、宇宙物理学分野においては、宇宙の起源と進化の理解や宇宙における生命の可能性の探求を、太陽系科学分野では、太陽系と生命の誕生・進化の解明を目的とし、科学的知見を蓄積することで、我が国として人類共通の知の創出と宇宙空間における人類の活動領域の拡大へ貢献することが求められている。また、地球低軌道においては民間利用及び産業振興を通じて新たな市場を構築しつつ民間参画・商業活動を段階的に発展させ、月面においては新たな市場の構築を見据え、また、生み出された技術等の非宇宙産業への還元にも取り組みつつ、持続的な有人活動に向けた基盤を構築することで、我が国として人類の持続的な活動領域の拡大に貢献すること、さらにはこれらの活動を通じ、国際プレゼンスを確保するとともに、広く国民へ夢や希望、誇りを与え、将来の地球低軌道利用、月面・火星探査活動の推進に貢献することが求められている。

1. 4. 宇宙活動を支える総合的基盤の強化

安全保障や経済・社会活動における宇宙システムの重要性が高まっている中、世界的な商業宇宙活動の加速、アジャイルな開発手法による宇宙機器のコスト低減とデジタルソリューション等の技術革新の進展を通じた宇宙ソリューション市場の拡大等の宇宙産業の構造変革が進むとともに、宇宙機を構成する重要部品・コンポーネントの国産化・自立化の重要性が高まっている。

また、宇宙へのアクセスの観点でも、打上げ需要の拡大と宇宙輸送システムの進化があいまって、近年、宇宙輸送を巡る環境は激変し、その変化のスピードは加速しており、宇宙輸送分野のイノベーションの積極的な創出により、多様な宇宙輸送ニーズへの確実な対応が求められるようになってきている。また、我が国の活発な宇宙産業創出を推進するために、宇宙への輸送について、より高頻度に、より柔軟性を高め、宇宙アクセスのハードルを下げるための進化を遂げる必要がある。

くわえて、欧米の宇宙機関が資金供給機能を有するようになり、シーズ研究を担う大学や民間事業者、また、商業化を図る民間事業者の技術開発に向けた支援が進められるなど、宇宙機関に対して求められる役割が拡大している。

このような環境の中、我が国の宇宙活動の自立性を将来にわたって維持・強化していくため、我が国の宇宙活動を支える総合的基盤を強化する必要がある。このため、宇宙基本計画では、宇宙活動を支える総合的基盤の強化を政策目標とし

て掲げ、具体策を工程表において示している。

以上を踏まえ、機構は、我が国の産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点として、自らの研究開発能力を強化し、先端的な研究開発に挑戦し続けるとともに、国内の様々なプレイヤーへの資金供給等を通じた支援や国際宇宙協力の強化に資する活動を行っていくことで、我が国全体としての研究開発成果の最大化、宇宙産業エコシステムの発展、国際的なプレゼンスの維持・向上等に貢献することが期待されており、また、これらの活動を通じて蓄積された英知と成果を社会に還元、定着させることを通じて、国民の豊かで安全な暮らしの実現に貢献することが求められている。

2. 研究開発プランにおける航空科学技術に関する役割

前述のとおり、航空科学技術がこれまで以上に重要になっている状況下で、航空科学技術分野における研究開発の中心的な実施機関である機構は、宇宙分野を含む産学官による多分野連携の結節点として、研究開発プランに基づき、我が国の航空産業の振興及び社会課題の解決に貢献するべく、既存形態での航空輸送・航空機利用の発展に必要な研究開発、次世代モビリティ・システムによる更なる空の利用に必要な研究開発及びデザイン・シナリオを実現するための基盤技術の研究開発を推進する役割が求められている。

(別添1) 政策体系図

II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの7年間とする。

III. 研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項

I項で示した、政策体系における機構の位置付け及び役割を踏まえて、以下に各項目の具体的な目標を示す。

各目標の達成のために実施する具体的な研究開発の内容やアウトプット等については中長期計画及び年度計画において定める。また、評価については、これらの計画の達成状況に加えて国際的水準や社会情勢等を考慮するとともに、当初意図したものとは異なる成果も含め、研究開発の過程で得られた成果や目的達成のために行った取組や工夫についても適切に評価することに留意しつつ、別添2に掲げる評価軸及び関連指標に基づいて実施する。

なお、当初設定した目標に対する機構の達成状況に鑑み、目標の変更が必要と判断される場合には具体的な目標の変更を行う。

1. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施

1. 1. 宇宙安全保障への貢献

機構は、以下に掲げる取組等を通じ、政府における宇宙安全保障の確保の取組に貢献する。

情報収集衛星に関する事業について、政府から受託した場合には、必要な体制を構築して着実に実施し、情報収集衛星の機能強化に貢献する。

準天頂衛星システムの推進について、内閣府との連携を更に強化しつつ、7 機体制の確立から 11 機体制の実現に向け、政府から受託した場合には、必要な体制を構築して着実に実施する。

くわえて、我が国の測位システムの高度化、高精度測位配信サービスの実現、抗たん性強化等に向けた先進的な研究開発を行う。これにより、我が国の測位システムを支える技術の向上を図る。

海洋状況把握について、我が国の管轄領海及び排他的経済水域内での外国漁船による違法操業、深刻化する気象災害、海域で発生する地震や津波、海洋汚染などの、様々な人為的又は自然の脅威・リスクに対応するため、安全保障関係機関や「第 4 期海洋基本計画」（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）及び同計画に基づく工程表並びに「我が国の海洋状況把握（MDA）構想」（令和 5 年 12 月 22 日総合海洋政策本部決定）に記載された取組と連携し、政府の検討を支援するとともに、先進的な地球観測衛星、船舶に関する情報を衛星から取得するための船舶自動識別装置（AIS）、関連するデータ処理・解析技術に係る研究開発・運用及び衛星データ利用の推進を通じ、我が国の海洋状況の継続的かつより詳細な把握及び同盟国・同志国等との MDA に関する国際連携強化に貢献する。

宇宙物体の位置や軌道等の情報を把握する宇宙状況把握（SSA）について、機構が保有する SSA 関連施設の維持管理・運用、より一層の SSA 能力向上やスペースデブリの脅威・リスクへの対処のための研究開発、関係機関への技術や知見等の共有を通じて政府の SSA 体制の構築等に貢献する。また、宇宙物体の運用・利用状況及びその意図や能力を把握する宇宙領域把握（SDA）体制の構築に関する事業について、政府から受託した場合には、必要な体制を構築して着実に実施する。

宇宙システム全体の機能保証強化に向け、政府の取組に対し、宇宙システムの開発や運用に関する知見を提供するなどの技術的な支援活動を推進する。また、宇宙利用に関する国際ルール作りに係る政府の支援を行う。これらを通じ、宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保に貢献する。

このほか、防衛省を始めとした安全保障関係機関や民間事業者等との更なる連携強化により、機構の知見・技術を踏まえ、将来的な安全保障分野での宇宙の利用ニーズを捉えた研究開発を推進する。

なお、我が国の安全保障の確保に必要な通信技術の研究開発に関する目標は、Ⅲ. 1. 2 項において定める。

1. 2. 地球観測・通信・測位

機構は、地球観測・通信・測位の各分野において、衛星データ利用も含めた研究開発・社会実装による成果創出や、民間事業者等への成果の橋渡しを含む官民連携を通じた我が国の技術基盤の維持・強化・拡充により、防災・減災、国土強靱化や地球規模課題の解決等に貢献するとともに、地球観測・通信・測位に係る戦略的なインフラ構築への貢献や外交ツールとしての活用等を通じて、互恵的

な国際協力体制といった宇宙開発・利用における国際的なポジションや影響力の獲得・強化につなげる。

具体的には、地球観測については、衛星観測を通じた災害対応等に係る技術を継続的に高度化するとともに、内閣府や国土交通省等の利用府省庁、地方自治体との連携体制を構築・強化することで、我が国の防災・減災、国土強靱化に貢献する。また環境省や農林水産省等と協力し、衛星によるモニタリング能力やデータ解析精度を向上させるとともに、国内外の大学や研究機関と連携して優れた科学的成果を創出することで、気候変動を始めとする地球規模課題の解決に向けた国連・IPCC 等における国際的な議論や、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の目標の達成に貢献する。

くわえて、機構がこれまで蓄積してきた衛星データ利用技術の社会実装を進めつつ、デジタル分野・グリーン分野等の異分野の成長市場との融合等により、新たな価値を提供するイノベーションの創出に貢献する。

これらの取組に際し、機構は、関係機関との連携によって獲得を狙う便益（リターン）を明確化した上で、民間移転を含む官民連携や複数プロジェクトの組み合わせによる総合性、将来にわたる安定的な観測や切れ目のないデータ提供による継続性、国際的な立ち回りを含む効果的な働きかけによる戦略性等の観点から推進する。そのうち、関係機関との連携の深化やマイルストーンを含む推進方策等について具体的な目途が立った戦略的取組を、特に重点的に推進すべきテーマとして年度計画等において定め、機構内に必要な推進体制を整えつつ、目指す便益を着実に具現化する。

衛星通信については、世界的な技術開発動向、ビジネス動向及び宇宙利用ニーズを踏まえつつ、我が国の先進的かつ革新的な衛星通信システムの実現と国際競争力の強化へ貢献するため、フルデジタル衛星通信を始めとする研究開発及び実証における成果を創出するとともに、我が国の安全保障の確保及び産業の振興への貢献を目指し、データ伝送の秘匿性向上も念頭に衛星光通信技術の研究開発及び実証を行い、大容量のデータ伝送を実現する。なお、これらの研究開発を進めるに当たっては、官民関係機関との適切な連携・役割分担を図る。

衛星測位について、世界的な衛星測位技術の発展や政府及び民間のニーズ、海外展開ニーズ等、また我が国の「衛星測位に関する取組方針 2024」（令和 6 年 6 月 12 日内閣府宇宙開発戦略推進事務局）を踏まえつつ、我が国の測位システムの高度化、高精度測位配信サービスの実現、抗たん性強化等に向けた先進的な研究開発を行う。これにより、我が国の測位システムを支える技術の向上と人材の育成を図る。くわえて、測位利用ビジネスの推進に貢献し、民間事業者による測位技術を用いた社会課題解決につなげるため、政府や民間事業者等と連携し、上述の取組を通じて得た知見を提供する。

準天頂衛星システムの推進について、内閣府との連携を更に強化しつつ、7 機体制の確立から 11 機体制の実現に向け、政府から受託した場合には、必要な体制を構築して着実に実施する。（再掲）

なお、衛星測位に係る取組の実績の評価はⅢ. 1. 1 項において行う。

この他、人工衛星を利用した海洋状況把握及び情報収集機能の強化に必要な

共通技術の確立に関する目標は、Ⅲ. 1. 1項において定める。

1. 3. 宇宙科学・探査

機構は、国際的な研究の潮流や最新の技術動向等を常に注視しつつ、世界最高水準の科学的成果を創出するとともに独創的・先鋭的技術を獲得することに加え、国際的プレゼンスを発揮し世界的に不可欠な宇宙機関としての立場を維持・向上させる。また、広い国民の支持と理解を獲得することに加え、産業振興に貢献するとともに、次世代の宇宙分野等を担う優れた人材を育成する。

このため、宇宙基本計画にて定める「戦略的に実施する中型計画」、「主として公募により実施する小型計画」、「戦略的海外共同計画」及び「小規模計画」を活用し、人工衛星・探査機及び観測ロケットや大気球等の小型飛翔体を着実に開発・運用し、世界最高水準の科学的成果を創出するとともに、将来の多様なプロジェクトにおけるキー技術としての適用を見据えた研究開発等（技術のフロントローディング）を通じ、我が国が世界に先駆けて獲得すべき共通技術及び革新的技術を獲得する。これにより、サンプルリターン・分析技術、宇宙・太陽・惑星観測技術を始めとした数々のミッション等で蓄積してきた我が国の強みを維持・発展させるとともに、プラネタリーディフェンスのような新たな活動への貢献等も視野に入れつつ、欧米等が主体の科学・探査ミッションにおいても機構の貢献が不可欠とされるような、国際的に確固たる立場を維持・向上させる。

なお、これらの取組の実施に当たっては、大学共同利用システムを通じた研究者からのボトムアップの提案を踏まえ、国際宇宙探査との連携、海外機関及び大学を含む国内の外部機関等との連携についても強化しつつ進める。

この他、上述の取組を通じて、広く国民の理解と支持を獲得するため科学的成果を含めインパクトのある成果を広く公表し、効果的に広報・普及に努めるとともに、産業振興のために民間事業者との連携等により積極的に社会へ成果を還元する。

また、次世代の人材育成の観点では、宇宙科学に関する研究は長期的な視点での取組が必要な点を考慮し、学生や若手研究者を始めとする多様な人材が宇宙科学・探査プロジェクト等に参加する機会を提供するなど必要な施策を進めるとともに、人材の流動化や他分野との連携、民間事業者との交流を促進し、研究開発を担う人材を積極的かつ継続的に確保する。さらに、大学院教育への協力を行い、宇宙航空分野にとどまらず産業界を含む幅広い分野で活躍できる人材を育成する。

1. 4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動

機構は、産学官の多様な機関や人材が地球低軌道・月面における持続的な有人活動を担うための基盤構築の実現に向けて、地球低軌道から火星を含めた月以遠までの領域において、これまでの科学コミュニティ等との連携を維持・発展しつつ、地上で獲得してきた優れた技術を活用しスタートアップや非宇宙産業を含む多様な民間事業者や異分野の研究者の参画を促進し、国際競争力強化に貢献する。また、広く国民の理解と支持を獲得するため、得られた成果を広く公表

し、効果的な広報・普及に努める。くわえて、将来の地球低軌道及び月探査の有人宇宙活動を担う日本人宇宙飛行士を育成する。

（１）月面における持続的な有人活動

アルテミス計画への参画等を通じて、米国との実施取決め等に基づく、月周回有人拠点（ゲートウェイ）居住棟への機器提供、補給機による物資補給、有人と圧ローバの提供・運用、月極域探査機の開発・運用などの我が国の責務を確実に履行することによって、ゲートウェイへの日本人宇宙飛行士の搭乗や、米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸を目指すとともに、海外宇宙機関等との国際協力関係の強化に貢献し、我が国の宇宙先進国としてのプレゼンスを向上させる。さらに、火星を含めた深宇宙における有人探査を視野に入れて、アルテミス計画への更なる貢献を含めた我が国として取り組むべき計画の検討及び技術の獲得を、新たな市場の構築も見据えながら、民間事業者等との連携や国際的な動向を踏まえつつ進めることで、我が国のプレゼンスの維持・向上を図る。また、宇宙科学分野と協調しつつ、アルテミス計画を通じた科学利用及び技術実証により、科学的知見及び技術を獲得する。

これらの活動の基盤構築に重要となる国際的な規範やルールの整備に当たっては、我が国がこれまでの国際宇宙探査や ISS を含む地球低軌道活動で獲得した知見を生かし、関係府省と連携して我が国として積極的に国際調整を進め、各国による平和、安全かつ持続可能な月探査活動の実現に貢献する。

（２）地球低軌道活動

地球低軌道の活動については、ISS の運用期間中は、2030 年代の民間事業者による地球低軌道活動を見据え、ISS 日本実験棟「きぼう」での我が国独自の環境を生かし、研究・利用成果を創出・最大化していくとともに、国際宇宙探査活動も踏まえ、日本のプレゼンス発揮が期待される技術・システムを開発する。

あわせて、宇宙ステーション補給機（HTV）「こうのとり」を高度化させた新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）の開発・運用を通じ、ISS への物資輸送に貢献するとともに、ゲートウェイ含むアルテミス計画や将来の探査、低軌道活動等に向け必要な研究開発成果を生み出す。

また、宇宙産業の裾野を広げるため、民間事業者・大学等に対し、「きぼう」を通じた宇宙環境の利用実証の機会を構築・拡大・提供する。

さらに、日本人宇宙飛行士の長期滞在等の機会を捉え、次世代を担う人材を育成する。

ISS の運用終了に向けては、国際パートナーと協力し、必要な責務を果たすとともに、民間事業者による地球低軌道活動という新たな活動形態への移行をシームレスに実現し、民間事業者の主体性拡大に貢献しつつ、我が国の地球低軌道利用を継続・発展させる。これに資するため、関係する民間事業者に必要な技術支援を行うとともに、国際的な枠組み及び規範やルールの整備について、機構は関係府省と連携して我が国として積極的に検討・国際調整を進め、地球低軌道活動に関する国際的な枠組み及び規範やルール形成を進展させる。また、微小重力

環境を最大限に活用した新たな宇宙環境利用技術の研究開発を進めるとともに、その知見を民間事業者・大学等との共創活動に活用し、持続的・自立的な地球低軌道活動を実現する。

1. 5. 宇宙輸送

機構は、その役割として、宇宙へのアクセスを確保し、我が国の自立的な宇宙活動を可能にする上で不可欠な基幹ロケットを、国の戦略的技術として重要な固体燃料ロケットを含めて継続的に運用・強化し、安全保障を中心とする政府ミッションを確実に達成する。

また、基幹ロケットの開発機会や打上げ機会を通して熟成してきた総合システムとしてのロケット技術を後世に確実に継承し、新たな技術革新を可能とする宇宙分野の裾野の拡大、次世代の人材の確保・育成を推進することで、我が国の宇宙活動を支える総合的基盤を強化する。これにより、今後も政府衛星を始めとした国内外の衛星打上げ計画に確実に対応していく。

くわえて、ますます多様化する宇宙開発利用の将来像（地球低軌道から月、さらには深宇宙における、衛星・宇宙科学・探査・有人宇宙活動などの幅広い領域への宇宙活動の拡大や、世界のロケット市場での商業打上げの獲得など）の実現に向けて、我が国のロケット技術を発展させる。そのための具体的な目標を以下に示す。

基幹ロケットについては、継続する開発プロジェクトを着実に推進し、速やかな民間移管を達成するとともに、射場を含めた基幹ロケット総合システムの維持及び運用を効率化し、信頼性を持続的に向上させる。常に変化する需要動向・競合分析を踏まえ、H3 ロケット及びイプシロンロケットについて、高度化しながら持続的かつ段階的な開発プロセス（ブロックアップグレード方式）を適用し、将来の需要変化に迅速に対応し国際競争力を強化しつつ、技術や人材・産業基盤を維持向上させる。

打上げに必要な施設設備については、老朽化対策のみならず、基幹ロケットとしての自立性を確保するため、高頻度打上げの実現に向けて射場等の基盤的な施設設備を維持・強化する。

また、次期基幹ロケットについては、基幹ロケットの高度化の成果等も踏まつつ、ミッションの明確化を含め必要な検討を進め、研究開発体制を構築し、開発に着手する。

なお、基幹ロケットの高度化については次期基幹ロケット開発を実施するに当たっては、Ⅲ. 1. 6 項及びⅢ. 2 項の目標に掲げる取組の成果を活用し、常に変化する需要動向・競合分析を踏まえた開発目標を設定する。また、開発リスクを十分に評価し、適切な開発計画を設定することで、我が国の基幹ロケット開発に対する信頼性を高めることに留意する。

1. 6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組

機構は、以下（１）、（２）等の取組を通じて、各分野の取組を支え、また、我

が国全体の産業基盤強化等に貢献する、各種の基盤的・先端的な研究開発成果を創出するとともに、開発・運用の基盤を維持向上させる。

（１）新たな価値を実現する研究開発

地球観測・通信・測位、宇宙科学・探査、宇宙輸送等の各分野について、Ⅲ.

１．１項からⅢ．１．５項まで及びⅢ．２項において目標を定める各取組との連携を図りつつ、将来を見据えた、社会を先導する挑戦的な研究開発等に取り組み、革新的な研究開発成果を創出する。くわえて、各種部品・コンポーネント等の高度化・国産化・量産化、デジタル技術を活用したライフサイクルプロセスやミッションの高度化・柔軟化、民生品の宇宙転用の促進等に資する研究開発成果を創出する。

スペースデブリ対策について、民間事業者との連携による軌道上の大型デブリ除去実証等の研究開発成果を創出するとともに、それらの成果も活用しつつ、政府における宇宙交通管理・スペースデブリ対策に係る国際的なルール形成活動を支援することで、本分野における我が国の国際的な影響力の確保に貢献する。

くわえて、新たな産業の創出が期待される軌道上サービスの分野について、国際的な市場形成の動向を踏まえつつ、民間事業者が主体となって進める様々な取組と連携しながら、関連する研究開発成果を創出する。

宇宙太陽光発電システムについて、地上におけるエネルギー問題解決への貢献及び月探査技術への派生も見据えつつ、無線電力伝送技術等の要素技術の研究を推進する。

知的財産の保護及び利活用について、「宇宙分野における知財対策と支援の方向性報告書」（令和２年３月内閣府宇宙開発戦略推進事務局、経済産業省）も踏まえて必要な規程等を整備し、機構が創出した知的財産を適切に管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略の下で利活用を促進することで、我が国の国際競争力の強化、各分野での成果創出等にご貢献する。

（２）分野横断的に開発・運用を支える取組

環境試験技術について、各種人工衛星等の開発及びそれらのミッションの確実な達成に貢献するため、試験設備の適切な維持・運用及び老朽化を踏まえた更新・機能向上を行うとともに、試験技術の高度化・効率化を推進する。また、培った試験技術の普及及び設備の産業界への供用により、我が国の産業振興等にご貢献する。

追跡運用技術について、宇宙機の追跡管制及びデータ取得のためのアンテナ等の施設設備の整備運用を、民間事業者とも連携しつつ行うことで、各ミッションの確実な遂行に貢献する。あわせて、追跡運用技術の研究開発等についても推進し、追跡管制及びデータ取得に係るシステムの性能・機能向上を実現する。

周波数管理について、国内外における規則策定の検討への参画や調整を通じ、必要となる周波数帯の割当ての確保・維持に貢献するとともに、周波数利用の規則に基づき無線局運用に係る許認可を確実に取得し、各ミッションの確実な遂

行に貢献する。また、関係省庁と連携し、アルテミス計画の実施等に必要な月における周波数帯の確保に向け、国際会合に参加し貢献する。

2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組

機構は、世界的な商業宇宙活動の加速や宇宙産業の構造変革が進んでいることを踏まえ、以下に掲げる取組等を通じ、我が国の宇宙産業の国際競争力を強化し、また非宇宙分野の主体を含む宇宙利用を拡大する。

具体的には、Ⅲ. 1. 2項からⅢ. 1. 6項まで及びⅢ. 3項において目標を定める各取組との連携を図りつつ、衛星、宇宙科学・探査、宇宙輸送等の宇宙分野及び異分野において、機構がプロジェクト等を通じて獲得してきた研究開発能力を活用し、機構及び民間事業者等の双方に裨益する共創型の研究開発等を推進・支援するとともに、効果的・効率的な宇宙実証機会を提供する。

また、民間事業者等の海外展開を支援するとともに、関連の事業推進に必要な人材を育成する。

くわえて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うことで、民間活力の活用を促進する。

3. 宇宙戦略基金の活用

機構は、これまでの宇宙開発の中核機関としての知見を生かしつつ、産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点そして宇宙分野における資金配分機関として、機構法第 21 条第 1 項に基づいて政府から交付される補助金により設置する基金を活用し、民間事業者・大学等が複数年度（最大 10 年）にわたって大胆に技術開発に取り組めるよう、支援を行う。これにより、本基金が掲げる目標である宇宙関連市場の拡大、宇宙を利用した地球規模・社会課題解決への貢献、宇宙における知の探究活動の深化・基盤技術力の強化に対し中心的に貢献する。

具体的には、政府が策定する「宇宙戦略基金 基本方針」（令和 6 年 4 月 26 日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）、「宇宙戦略基金 実施方針」（総務省、文部科学省、経済産業省）等に基づき、民間事業者・大学等が取り組む輸送、衛星等、探査等の各分野の技術開発テーマについて、適切に公募・採択を行うとともに、各技術開発テーマの目標の達成に向けて、高度かつ専門的な知見及び経験を生かした技術開発マネジメントを実施し、関係府省と連携した政府調達や民需獲得に向けた実装化など、成果を最大化する。

4. 航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組

機構は、国際的な技術開発競争の環境のみならず、ルールメイキングや開発製造基盤等に関する協調の環境にも置かれる我が国航空産業の振興に貢献するとともに、宇宙利用拡大等の観点も踏まえつつ、航空技術を活用した社会課題の解決に貢献する。

具体的には、既存形態での次世代航空機の中核となる CO2 削減に係るグリーン・トランスフォーメーション技術等の新技術の実用化に向けたシステム実証、新技術の国際標準化や安全基準策定に係る検証データの蓄積とイニシアティブ獲得、航空機ライフサイクルのデジタルトランスフォーメーション技術の獲得等を通じ、我が国航空産業の国際競争力強化やルールメイキングにおける地位獲得に貢献する。

また、ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代モビリティ・システムを含む多種多様な航空機の運航性能向上に必要な技術のシステム実証、災害時等に活用されてきた有人航空機・地上間の連携支援技術の高度化、高速輸送、観測、通信等の宇宙分野にも係る新技術を活用したソリューションの創出等を通じ、多種多様な航空機を安全かつ効率的に運航する航空輸送・利用システム実現とルールメイキング及び空と宇宙からの災害対策を始めとする航空技術のマルチユース促進に貢献する。

くわえて、上記の目標を達成するために、大型設備を中核とする試験・実証インフラ設備について、著しい老朽化を考慮しつつ、また、宇宙や安全保障等の分野での活用も視野に、技術競争力獲得の源泉となりうる最先端の設備に刷新し、供用を促進するとともに、多分野との連携や学術融合等により基盤技術を強化する。

5. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組

5. 1. システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保

機構は、以下（１）及び（２）の取組を通じて、今後も拡大する機構の役割に着実に対応し、プロジェクト活動の計画的な遂行とミッション成果の最大化に貢献する。なお、上記に取り組むに当たっては、第４期中長期目標期間に機構が行ったマネジメント改革に係る検討の成果にも留意する。

（１）システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメント（SE/PM）の推進

ミッション達成に向けたシステム・計画設定、マネジメント面・技術面のリスク管理等の強化も含め、プロジェクトの適切なマネジメントの観点から、技術的な伴走型の支援等を含む専門性を持ったプロジェクト支援を実施するとともに、プロジェクトが適切に進められているか、担当部署から独立した立場で評価を行うことで、適切な総開発費の設定や実現可能な開発スケジュールの策定等、機構のプロジェクト推進に当たって必須となる計画立案・執行の着実な実施に貢献する。

（２）安全・信頼性の確保

安全・信頼性に係る技術に関する情報収集・分析評価・国際協力等を通じ、継続的な技術基準の維持・拡充を実施するとともに、プロジェクトが適切に進められているか、担当部署から独立した立場で評価を行う。さらに、民生部品の利用

拡大等も見据えた民生技術等の新たな宇宙技術等に対応する安全・信頼性技術の研究開発、月・惑星探査の進展を踏まえた惑星保護プログラムに係る対応を推進する。これらを通じて、機構のプロジェクト推進に当たって必須となる安全・信頼性の確保を着実に行う。

くわえて、国や国内外の業界団体における安全・信頼性の確保に係る基準策定や標準化活動に貢献する。

5. 2. 国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析

機構は、以下（１）及び（２）の取組を通じて、効率的かつ効果的な研究開発の推進及び成果の最大化を図るとともに、我が国の安全保障、外交、国際的なプレゼンスの確保及び社会課題解決等に貢献する。

（１）国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進

海外の宇宙航空関係機関等との国際協力関係を、相手国及び地域の特性を踏まえて構築・維持する。このため、我が国の宇宙関連技術や宇宙利用の有用性を国外に展開・発信しつつ、米欧等の宇宙先進国との各プロジェクト・プログラム等を通じた国際協力の円滑な推進に貢献するとともに、アジア太平洋や中東等の地域における宇宙新興国との間で、産学官の多様なプレイヤーを含むグローバルな共創関係の構築に向けた機会を継続的に提供する。

くわえて、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）を始めとする国際的な枠組みにおける政府の規範・ルール形成等の取組を支援するとともに、我が国との間で互恵的な関係の構築・維持及びグローバルな共創に資する人材の育成を戦略的に推進する。

（２）調査分析

宇宙航空分野における国内外の動向に関する情報の収集及び調査・分析を行い、その成果を機構における事業戦略策定に活用する。また、政府等に調査分析情報等を提供することにより、戦略的かつ効果的な宇宙航空政策と事業の企画立案に貢献する。

さらに、宇宙航空分野を取り巻く社会の動向や情勢の変化について、外部専門家等とのネットワークを拡大し、連携を図ることで、さらなる情報の収集及び調査・分析能力の向上を図る。

5. 3. 社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献

機構は、以下（１）及び（２）の取組を通じて、機構の事業に対する社会の理解を増進するとともに、次世代を担う人材育成に貢献する。

（１）社会の理解増進

産学官含む様々なプレイヤーとも連携し、適時・適切に真摯な広報活動を行うことで、我が国の宇宙航空事業及び機構を取り巻く環境の変化を踏まえ、多様化

する社会に対応する。宇宙航空事業を推進する意義と、創出した成果及び今後創出する成果の価値と重要性を広く国内外へ浸透させるとともに、一層深い理解を増進する。

（２）次世代を担う人材育成への貢献

未来社会を切り拓き、急速な情報化や技術革新、グローバル化等の社会変化に適応できる人材を育成する。具体的には、機構の研究開発を通じて得た成果や知見を広く教育の素材として活用し、幅広い層の学習者と学習支援者に対して、学校教育支援、社会教育活動支援及び体験的な学習機会の提供を行うことで、宇宙航空分野への興味関心を増進するとともに、多角的なものの見方・考え方や自律的、主体的、継続的な学習態度等を醸成する。

５．４．情報システムの活用と情報セキュリティの確保

機構は、以下（１）及び（２）の取組を通じて、情報システムの活用を促進するとともに、情報セキュリティ対策を継続的に強化・改善する。

（１）情報システムの活用

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うことで、安定した業務環境の提供を実現する。その際、機構内業務を効率的・効果的に実施するために、業務環境のデジタル化や機構が利用する各種システムの集約・連携・統合等にも取り組む。

また、機構内で共通的に利用する情報システムの積極的な改善や機構が保有する成果や技術情報の蓄積を着実にを行うとともに、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえつつ、研究データを含めた情報等について、情報システムを利用した適切な管理・利活用を促進する。

くわえて、機構の研究開発活動を支えるスーパーコンピュータについては、利用ニーズを踏まえた着実な換装と機能の維持・向上を行い、安定した運用と利用の環境を構築する。

（２）情報セキュリティの確保

地政学的なリスクを含め、サイバー空間における国内外からの脅威が高度化・多様化している現状を踏まえて、不断の検証の下、臨機応変に情報セキュリティ対策を強化・改善し続けていく。具体的には、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部決定、令和６年７月２４日一部改定。以下「統一基準群」という。）に沿った情報セキュリティポリシーに基づき、統一基準群で定めるベースラインを満たすセキュリティ対策のレベルを着実に維持するとともに、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが実施する監査による助言や、サイバーセキュリティの技術動向・脅威動向、過去に機構が経験したセキュリティインシデントに対する原因究明の結果等を踏まえ、更に高度な攻撃に対応した最新の情報セキュリティ

ィ対策及び情報セキュリティ体制の強化を推進する。その際、全ての対策基準を一律に設定するのではなく、機構が保有する情報資産の重要性や脅威の変化に応じた適切な対策レベルを設定するとともに不断の見直しを行うこととし、重大な情報セキュリティインシデントの発生防止と技術情報を保護することを通じて、機構の安定的な業務運営及び我が国の安全保障の確保に貢献する。また、安全保障上重要な輸出管理については、関係法令に基づく確実な制度運営を徹底し、健全で円滑な業務運営及び国際社会における平和と安全の維持に貢献する。

5. 5. 施設及び設備に関する事項

機構は、その事業において共通的に利用する施設に関して、災害レジリエンス向上等の社会課題への対応等を考慮した、中長期的な更新・整備・廃止処分を重点的かつ計画的に実施し、その有効活用を進めるとともに、省力・省人化等に資する先進的な取組にも挑戦し、持続可能なインフラマネジメントを実現する。あわせて、経営基盤である施設及び設備について包括的なマネジメントを推進する。

IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項

宇宙開発等の中核機関として、宇宙航空政策の目標達成と我が国全体の研究開発成果の最大化に貢献するため、Ⅲ項の業務を円滑に遂行するよう、業務運営に関する改善・効率化を進める。なお、業務運営に当たっては、我が国の宇宙航空政策の目標達成に貢献する研究開発能力を損なうものとならないよう、十分に配慮するものとする。

(1) 社会に対するアウトカムの創出に向けた組織の整備

基礎・基盤的な研究開発及びプロジェクトの実行等を通じて社会に対するアウトカムを創出するため、社会情勢の変化等を踏まえつつ、人的資源、先端・基盤技術力や施設・設備を含む機構の総合力向上と中核機関としての機能強化を図り、産学官の結節点として社会に対して新たな提案を積極的に行い、社会を科学・技術で先導し新たな価値を創造する組織への変革を実現する。

(2) 合理的かつ効果的な業務運営の推進

宇宙開発等の中核機関として求められる役割を果たし、機構が有する能力を最大限発揮する観点から、合理的かつ効果的な業務運営を推進する。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費（人件費、特殊経費及び公租公課を除く。）及び事業費（人件費及び特殊経費を除く。）の合計について、毎事業年度に平均で前年度比 1.06%以上の効率化を図る。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から効率化を図るものとする。これらを通じ、政策や社会ニーズに応えた新たな事業の創出や成果の社会還元を合理的かつ効果的に推進する。なお、人件費

の適正化については、次項のとおり取り組むものとする。

また、公正性や透明性を確保しつつ、機構の事業の特性を踏まえた合理的な調達を行うとともに、我が国の宇宙航空政策に貢献する先導的な研究開発の価値を高めるための調達を行う。さらに、宇宙活動を支える総合的基盤の強化のため、国内外の調達制度の状況等を踏まえ、会計制度との整合性を確認しつつ、民間事業者にとっての事業性・成長性を確保できるよう、国益に配慮しつつ、契約制度の見直しを進め、柔軟な契約形態の導入等、スタートアップ企業等民間の活用促進を行うとともに、国際競争力の強化につながる迅速で効果的な調達を行う。

（３）人件費の適正化

給与水準については、高度な職務を担当するプロフェッショナルにふさわしい処遇の充実を図るため、国家公務員の給与水準を参照しつつ、機構の業務の特殊性も踏まえた適正な水準を維持する。また、その検証結果や取組状況を公表する。

V. 財務内容の改善に関する事項

（１）財務内容の改善

運営費交付金等の債務残高を勘案しつつ、予算を効率的に執行するとともに、「独立行政法人会計基準」等を踏まえた適切な財務内容の実現や、財務情報の公開に努める。また、必要性が無くなったと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

（２）自己収入等増加の促進

機構が保有する知見の提供、国内外の民間事業者及び公的研究機関との連携強化等を通じた、競争的研究資金を含む外部資金の獲得に向けた積極的な取組を行い、もって自己収入等の増加を促進する。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制

業務方法書等に基づき機構特有の業務を勘案した内部統制システム（リスク管理を含む。）を適時適切に運用するとともに、事業活動における計画、実行及び評価に係る PDCA サイクルを効果的に循環させ、適切な内部統制を行う。その際、機構が実施する業務量を踏まえて、人的資源を含めた機構のリソース管理を適切に行いながらマネジメントを実施するという観点の下、理事長のリーダーシップにより、関係法令等を遵守して合理的かつ効果的に業務運営を行い、機構のミッション達成と研究成果の最大化を通じて、我が国の宇宙航空政策の目標達成に貢献する。

研究不正対策については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）等に従い、機構の研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止する効果的な取組を推進する。また、国際的に信頼性のある研究開発環境を構築するとともに、研究者

が安心して研究できる環境を守るため、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。

また、第4期中長期目標期間に機構が行ったマネジメント改革に係る検討で示された成果を踏まえ、引き続き制度の改善、役職員の意識改善に取り組む。なお、内部統制システムの一部を構成するプロジェクトマネジメントに関しては、Ⅲ. 5. 1項にて目標を定める。

2. 人事に関する事項

高い専門性、技術力・研究開発力、リーダーシップを有する優秀かつ多様な人材を確保・育成するとともに、職員一人一人の価値やモチベーションを最大限に高めることにより、組織をより強く進化させるための取組を実現する。

さらに、働き方の恒常的な改善や健康経営の推進により、労働環境を維持・向上させるとともに、ダイバーシティ及びインクルージョンの推進を図ることで、多様な人材が活躍できる環境を構築する。

また、機構に求められる役割の変化を踏まえて、合理的かつ効率的な人員配置や、人材ポートフォリオの柔軟な見直しといった、第4期中長期目標期間に機構が行ったマネジメント改革に係る検討の成果等にも留意しつつ、経営戦略と連動した人材戦略を推進するとともに、機構の人的資源を拡充・強化し、宇宙開発等の中核機関としての、機構における先端・基盤技術の研究開発能力の強化と産学官の英知を結集する活動を強力に推進する。

くわえて、機構と産学官との人材交流を強化していくとともに、機構と宇宙開発を担う主体及び安全保障を含む宇宙を利用する主体との交流を一層推進する。

なお、機構の人材確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づき策定された人材活用等に関する方針に基づいて取組を進める。

宇宙航空研究開発機構に係る政策体系図(案)

(別添1)

宇宙基本法

宇宙基本計画等の宇宙に関する政府の方針

【宇宙基本計画における我が国の宇宙政策の目標】

- 宇宙安全保障の確保
- 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現
- 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造
- 宇宙活動を支える総合的基盤の強化

科学技術・イノベーション基本法

科学技術・イノベーション基本計画等の

科学技術に関する政府の方針

【科学技術・イノベーション基本計画】

航空分野における文部科学省の方針

【分野別研究開発プラン

(科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会)】

- 航空科学技術分野研究開発プラン

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

(機構の目的)

第4条 (略)大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

機構を取り巻く環境の変化

変化する安全保障
環境下における宇宙
空間の利用の加速

経済・社会の
宇宙システムへの
依存度の高まり

宇宙産業の
構造変革

月以遠の深宇宙を
含めた宇宙探査
活動の活発化

宇宙へのアクセスの
必要性の増大

宇宙の安全で持続
的な利用を妨げる
リスク・脅威の増大

航空産業の重要性
増大・多種多様な官
民ニーズの拡大

第5期中長期目標期間における取組

我が国の宇宙開発等の中核機関として、宇宙基本計画・研究開発プランで示された具体的施策を着実に実行。

- ・宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施
- ・官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組
- ・宇宙戦略基金の活用
- ・航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組
- ・宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組

別添２：評価軸及び関連指標（案）

中長期目標の項目		評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標）
1. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施		○1. 1項から1. 6項までの各分野において研究開発成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○1. 1項から1. 6項までにおける総合的なマネジメントの状況、創出された成果及び社会への還元・展開状況 （関連するモニタリング指標） ・1. 1項から1. 6項までのプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更（開発費の削減又は増加）又はスケジュールに係る変更（開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し）を行ったプロジェクト件数
	1. 1. 宇宙安全保障への貢献	○我が国の宇宙安全保障の確保に貢献する研究開発成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。 ○政府機関からの受託事業を受けた場合は、着実に業務が進められているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクト・受託業務の進捗に係るマネジメントの状況（受託業務においては、必要な体制の確立の状況を含む。） （関連するモニタリング指標） ・本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更（開発費の削減又は増加）又はスケジュールに係る変更（開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し）を行ったプロジェクト件数 等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 （関連するモニタリング指標） ・各プロジェクトの成功基準（サクセスクライテリア）の達成状況 等 ○研究開発成果の社会還元・展開状況 （関連するモニタリング指標） ・外部機関との共同研究件数、受託件数 ・共同研究を行った外部機関における活動に寄与した研究開発成果の数

			・研究開発成果が寄与した外部機関における技術の数等 ○機構が参画した国際的な枠組み、規範及びルールの整備状況 (関連するモニタリング指標) ・機構が参画し、策定されたまたは整備中の国際的な枠組み、規範及びルールの件数等
1. 2. 地球観測・通信・測位	○我が国の防災・国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現に貢献する研究開発成果が創出されているか。そのための国内外の関係機関との協力関係が構築・強化され、成果が創出できているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの進捗に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標) ・本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更(開発費の削減又は増加)又はスケジュールに係る変更(開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し)を行ったプロジェクト件数等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 (関連するモニタリング指標) ・各プロジェクトの成功基準(サクセスクライテリア)の達成状況 ・国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果(達成解像度、査読付き論文数、高被引用論文数 等) ○研究開発成果の社会還元・展開状況(地球観測分野においては、特に防災・減災等の国土強靱化や気候変動を含む地球規模課題解決への貢献の状況) (関連するモニタリング指標)	

			・ 外部機関との共同研究件数、受託件数 ・ 災害対応及び地球規模課題解決への貢献等を目的とした関係機関等との協定数、技術支援件数 ・ 国内外の緊急観測を要する発災件数に占めるデータ活用件数 ・ 研究開発成果が寄与した民間等の技術やサービスの数等
1. 3. 宇宙科学・探査	○世界最高水準の科学成果の創出、我が国の国際的プレゼンス維持・向上、新たな産業の創造等に貢献する宇宙科学研究及び宇宙探査活動等に係る研究開発成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの進捗に係るマネジメントの状況 （関連するモニタリング指標） ・ 本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更（開発費の削減又は増加）又はスケジュールに係る変更（開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し）を行ったプロジェクト件数等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 （関連するモニタリング指標） ・ 各プロジェクトの成功基準（サクセスクライテリア）の達成状況 ・ 国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果（著名論文誌への掲載状況、査読付き論文数、高被引用論文数 等）等 ○研究開発成果の社会還元・展開状況 （関連するモニタリング指標） ・ 共同研究件数、受託件数 ・ 大学共同利用設備の利用件数 ・ 民間等の活動に寄与した共同研究/受託研究/事業の成果数等	

			○人材育成に係る取組の成果 (関連するモニタリング指標) ・学生受入数及び学位取得者数、外部との人材交流状況等
	1. 4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動	○世界最高水準の科学成果の創出や我が国の国際的プレゼンス維持・向上及び新たな産業の創造等に貢献する宇宙探査活動、有人宇宙活動等に係る研究開発成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。国際的な枠組み及び規範やルールの整備にも貢献しているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの進捗に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標) ・本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更(開発費の削減又は増加)又はスケジュールに係る変更(開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し)を行ったプロジェクト件数等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 (関連するモニタリング指標) ・各プロジェクトの成功基準(サクセスクライテリア)の達成状況 ・国際的ベンチマークに照らした地球低軌道の宇宙環境を用いた研究開発等の成果(著名論文誌への掲載状況、査読付き論文数、高被引用論文数 等) ○研究開発成果の社会還元・展開状況 (関連するモニタリング指標) ・共同研究件数、受託件数 ・宇宙実証機会の提供件数 ・研究開発成果が寄与した民間等の技術やサービスの数等

			○機構が参画した国際的な枠組み、規範及びルールの整備状況 (関連するモニタリング指標) ・機構が参画し、策定されたまたは整備中の国際的な枠組み、規範及びルールの件数 ・国際会議等への参画状況等
1. 5. 宇宙輸送	○我が国の宇宙輸送システムの自立性確保、技術や人材・産業基盤の維持向上に貢献する研究開発成果が創出されているか。また、そのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの進捗に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標) ・本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更(開発費の削減又は増加)又はスケジュールに係る変更(開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し)を行ったプロジェクト件数等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 (関連するモニタリング指標) ・基幹ロケットのプロジェクト目標の達成状況 ・国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果(基幹ロケットの打上げ成功率とオンタイム率 等) - 等 ○研究開発成果の社会還元・展開状況 (関連するモニタリング指標) ・宇宙基本計画工程表における基幹ロケットによる打上げ計画の達成状況 ・国内及び海外衛星の打上実績及び今後の打上げ計画数 ・宇宙実証機会の提供件数	

			・技術移転件数 等
	1. 6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組	○新たな価値を実現する研究開発成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。 ○分野横断的に開発・運用を支える取組が適切に推進され、各事業者、ミッション等に貢献しているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの進捗に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標) ・本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更(開発費の削減又は増加)又はスケジュールに係る変更(開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し)を行ったプロジェクト件数 等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 (関連するモニタリング指標) ・各プロジェクトの成功基準(サクセスクライテリア)の達成状況 ・国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果(査読付き論文数、高被引用論文数 等) 等 ○研究開発成果の社会還元・展開状況 (関連するモニタリング指標) ・知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数 ・施設・設備の供用件数 ・研究開発成果が寄与した民間等の技術やサービスの数 等
2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組		○官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組の成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○民間事業者等との共創活動や実証機会の提供等に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標)

		・民間事業者や大学等との共創・支援の状況（共創活動や共同研究の件数、外部からの問合せに対する対応・支援件数 等） 等 ○民間事業者等との共創活動や実証機会の提供等を通じて創出された成果 （関連するモニタリング指標） ・機構のプロジェクト等への共創活動の成果の活用の状況（機構のプロジェクト等へと発展した共創活動の成果の件数 等） ・民間事業者における、共創活動の成果を活用した新たな事業の創出の状況（共創等の成果を活用し市場投入されたプロダクト・サービス等の件数 等） ・大学等における共創活動の成果の活用の状況 ・民間事業者・大学等への宇宙実証機会の提供件数 ・共同研究等における成果創出の状況（査読付き論文数、特許出願数 等） 等 ○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資及び人的・技術的援助の成果 （関連するモニタリング指標） ・出資及び人的・技術的援助の実施件数、出資先等の企業価値の成長率 等
3. 宇宙戦略基金の活用	○「宇宙戦略基金 基本方針」、「宇宙戦略基金 実施方針」等に基づく民間事業者・大学等が主体となった技術開発の成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○「宇宙戦略基金 実施方針」に基づき公募・選定するプロセス及び公募・選定した民間事業者・大学等における技術開発の進捗に係るマネジメントの状況 （関連するモニタリング指標） ・当該年度の支援件数 ・当該年度までに技術開発が当初の計画通り又はそれを超えて進捗している課題数の割合

		・機構による採択事業者へのフォローアップの件数（ステージゲート評価及び中間評価に関するものを除く）等 ○「宇宙戦略基金 実施方針」に基づき公募・選定した民間事業者・大学等における技術開発の成果 （関連するモニタリング指標） ・当該年度までに実施したステージゲート評価及び事後評価において目標（到達 TRL 等）を達成した割合 ・宇宙戦略基金の成果最大化に向け、機構が主催した会合等の開催件数やその出席者数等
4. 航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組	○我が国の航空産業の振興及び社会課題の解決に貢献する研究開発成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。	【評価指標】 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの進捗に係るマネジメントの状況 （関連するモニタリング指標） ・本項目のプロジェクト総数及び当該年度に予算に係る変更（開発費の削減又は増加）又はスケジュールに係る変更（開発スケジュールの前倒し又は後ろ倒し）を行ったプロジェクト件数等 ○中長期計画及び年度計画で設定した研究開発課題・プロジェクトの成果 （関連するモニタリング指標） ・国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果（査読付き論文数等）等 ○研究開発成果の社会還元・展開状況

			(関連するモニタリング指標) ・知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数 ・施設・設備の供用件数 ・標準化に係る議論参加・基準提案の件数 ・協定・共同研究・受託件数 ・技術移転件数 - 等
5. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	5. 1. システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保	○システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保に係る取組を通じて、Ⅲ. 1 項からⅢ. 4 項における取組の成果の創出等に貢献できているか。	【評価指標】 ○プロジェクトの目標達成に向けたシステムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保に係る取組の成果 ※個別プロジェクト等のマネジメント状況については、対応する目標の項目において評価する (関連するモニタリング指標) ・プロジェクトの実施状況の客観的評価及びプロジェクト評価結果の活用状況 ・ミッションの喪失が生じた場合の原因究明と再発防止策の検討及び実施状況 - 等 ○機構全体のシステムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメント能力の維持・向上に係る取組の成果 ○安全・信頼性に関する継続的な技術基準の維持・拡充及び安全・信頼性技術の研究開発等の成果
	5. 2. 国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析	○国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析により、Ⅲ. 1 項からⅢ. 4 項における取組の成果の創出等に貢献できているか。	【評価指標】 ○戦略的な国際協力による効率的・効果的な事業の推進に係る取組の成果 (関連するモニタリング指標) ・MOU 締結を始めとする新たな協力の立ち上げ件数 - 等

			○相手国の社会基盤としての宇宙利用の定着に関する取組の成果（我が国への裨益の状況も含む。） ○宇宙活動に関する法的基盤形成に貢献する取組の成果 ○我が国の政策・事業の企画立案や機構の事業戦略策定に資する調査分析の取組の成果 （関連するモニタリング指標） ・調査情報共有システムの利用頻度等
5. 3. 社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献	○社会の理解増進及び次世代を担う人材育成に係る取組を通じて、Ⅲ. 1項からⅢ. 4項までにおける取組の成果の創出等に貢献できているか。	【評価指標】 ○社会の理解増進及び次世代を担う人材育成に係る取組の成果	（関連するモニタリング指標） ・宇宙航空分野の研究開発に対する国民の意識調査の状況 ・各事業所の展示館への来場者数 ・機構が学習機会を提供した学習者及び学習支援者に対する提供前後の意識調査の状況等
5. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保	○サイバー空間における国内外からの脅威が高度化・多様化している現状を踏まえて、不断の検証の下、臨機応変に情報セキュリティ対策・体制を強化・改善しているか。	【評価指標】 ○情報システムの活用と情報セキュリティの確保に係る取組の成果	（関連するモニタリング指標） ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、機構において実施する年度自己点検結果において「要改善」とされた点検結果数 ・第三者に委託して毎年度実施するセキュリティ評価において、影響評価が「重大」と評価された指摘事項数 ・前年度以前に上記の点検において「要改善」及び評価において「重大」とされた事項に対する当該年度での対応進捗状況 ・サイバーセキュリティ研修の受講率

			・サイバーセキュリティ対策に従事する要員のスキルの自己評価平均値 ・自組織におけるセキュリティ成熟度の自己評価平均値等
	5. 5. 施設及び設備に関する事項	○施設及び設備に係る取組を通じて、Ⅲ. 1 項からⅢ. 4 項までにおける取組の成果の創出等に貢献できているか。	【評価指標】 ○施設及び設備の計画的な更新・整備と維持運用に係る取組の成果 (関連するモニタリング指標) ・施設及び設備の老朽化更新・リスク縮減対策状況（重大事故の有無、顕在化する前に処置を行ったリスクの数 等） ・施設及び設備の改善等に係る取組状況等

注)「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。実際の運用に当たっては、当初意図したものとは異なる成果も含め、研究開発の過程で得られた成果や目的達成のために行った取組や工夫についても適切に評価する。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の使命等と目標との関係

（使命）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、宇宙科学に関する学術研究及び宇宙航空に関する基礎・基盤的な研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡、運用等並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成の業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。

（現状・課題）

◆強み

- ・宇宙開発等の中核機関として、各種のプロジェクト等の遂行を通じ培われてきた先端・基盤的な研究開発能力
- ・産学官の結節点としての多様な人材、蓄積された技術情報等

◆弱み・課題

- ・自らの研究開発能力の更なる向上や、様々なプレイヤーへの資金供給等を通じて、我が国全体としての研究開発成果の最大化、宇宙産業エコシステムの発展、国際的なプレゼンスの維持向上等へ貢献
- ・合理的かつ効率的な人員配置等を含むマネジメント改革及び人材戦略の推進・人的資源の拡充・強化

（環境変化）

- 変化する安全保障環境下における宇宙空間の利用の加速
- 経済・社会の宇宙システムへの依存度の高まり
- 宇宙産業の構造変革
- 月以遠の深宇宙を含めた宇宙探査活動の活発化
- 宇宙へのアクセスの必要性の増大
- 宇宙の安全で持続的な利用を妨げるリスク・脅威の増大
- 航空産業の重要性増大・多種多様な官民ニーズの拡大

（中長期目標）

- 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施
- 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組
- 宇宙戦略基金の活用
- 航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組
- 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組

年金積立金管理運用独立行政法人中期目標案

令和 7 年 月 日付厚生労働省発年 第 号指示

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 7 年 月 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国の公的年金制度（厚生年金保険制度及び国民年金制度）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本として運営されており、少子高齢化が急速に進行する中で、平成 16 年（2004 年）の年金制度改正においては、将来にわたって公的年金制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入された。具体的には、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね 100 年間の財政均衡期間において年金給付と財源（保険料収入、国庫負担及び積立金の活用）の均衡を図るという財政の枠組みが構築された。

このような年金制度における長期的な財政の枠組みにおいて、積立金については、財政均衡期間の終了時に年金給付費の 1 年分程度の積立金を保有することとし、それまでの財政均衡期間において積立金及び運用収入を活用して後世代の年金給付に充てることとされている。

このため、年金積立金の管理及び運用は、運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っている。

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

法人においては、公的年金制度及び年金財政において年金積立金が担う役割の重要性に鑑み、令和 6 年 3 月末現在で約 246 兆円という巨額の年金積立金の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たしていくことが一層求められる。

このため、法人の役割として、市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、

適切な運用及び組織運営に努めていくことが一層求められる。

なお、年金積立金の運用実績は、法人設立の平成 18 年度から令和 5 年度の 18 年間で実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）が 4.55%と財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

（別添 1 政策体系図及び一定の事業等のまとめ）

（別添 2 法人の使命等と目標との関係）

第 2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年間とする。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

（1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。

- ① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第 79 条の 2 及び国民年金法第 75 条）

これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みとなっている。

- ② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条等）

これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。

- ③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 79 条の 2 等の目的に適合するものでなければならない。（法第 20 条第 2 項）

年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。

- ① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。
- ② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。
- ③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。

（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

① 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮

年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること。

企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

（３）他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

2. 国民から信頼され、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営

平成 29 年 10 月に施行されたガバナンス改革の趣旨を踏まえ、引き続き、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的な P D C A サイクルを機能させることにより、国民からの信頼に応え、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保すること。

3. 基本的な運用手法及び運用目標

(1) 長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用

年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通し並びに年金積立金の運用において将来合理的に法人に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するように、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

【重要度 高】

上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

(2) ベンチマーク収益率（市場平均収益率）の確保

中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保すること。その際、各年度においては、運用実績の評価に当たっては資産配分要因に加えて個別資産要因の評価も重要であることに鑑み、資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

運用実績の検証に当たっては、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努めること。

【目標設定の考え方】

ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮する。

【重要度 高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

(3) モデルポートフォリオの策定及び見直し

他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。

財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

(4) 基本ポートフォリオの策定及び見直し

経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。

その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等について毎年度検証を行い、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。

(5) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。

4. 運用の多様化・高度化

運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。

新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門

的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上しつつ超過収益を獲得する観点から、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備やリスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、着実に取組を進めること。

5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理

運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。運用受託機関等の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すること。

【重要度 高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

6. リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。

適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと。

また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図るとともに、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとしたリスク管理体制の一層の強化に取り組むこと。その際、国内の日中取引時間以外でのリスク管理体制についても検討を行うこと。

経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。

各種リスク管理に当たっては、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等に与える影響についても適切に考慮するよう努めること。

【重要度 高】

上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資

(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動

年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

アセットオーナー・プリンシプル（令和6年8月28日内閣官房策定）を踏まえ、アセットオーナー・プリンシプル取組方針に沿って、インベストメントチェーンを構成する様々な主体との継続的な対話の実施等、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進すること。

（２）ESGを考慮した投資

年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第3 1（1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」に留意しつつ、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資に関する基本的な方針（以下「サステナビリティ投資方針」という。）を策定するとともに、PDCAサイクルを適切に回す観点から、ESGを考慮した投資について継続的に検証し、検証結果についても検討した上で取組を進めること。

（３）インパクトを考慮した投資

被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、ESGを考慮した投資との類似点や相違点にも留意しつつ、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組を行うこと。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第3 1（1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」に留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、取組を進めること。併せて、取組が法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証すること。

8. 法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等

効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化やリスク管理の高度化、業務のデジタル化等に対応し、長期的・安定的な業務運営

を確保するため、高度で専門的な人材をはじめ、必要な人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。

報酬水準・体系について適時適切な見直しを行うとともに、キャリアパスの整備等、人材の受入れに伴う環境整備を図ること。法人の業務を通じて得られる経験・能力や法人の業務の社会的意義の効果的な発信等を行うこと。

研修の実施等により、法人の役職員の業務遂行能力の向上や従業員エンゲージメントの向上を目指すこと。

多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進すること。特に、女性の活躍を推進するための取組を一層強化すること。

必要な人材の確保・育成・定着をより効果的・効率的に進める観点から、人材確保・育成方針を策定するとともに、組織として戦略的に人材の確保・育成・定着を進めるための機能の強化を図ること。

なお、法人の職員の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。

9. 業務のデジタル化の推進等

(1) 業務のデジタル化の推進

データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進め、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務のデジタル化を一層推進すること。これらの取組を効果的・効率的に進める観点から、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図ること。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

(2) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。

また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。

10. 情報発信・広報及び透明性の確保

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。

年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業

務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。

スチュワードシップ活動やESGやインパクトを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。

オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。

法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。

【重要度 高】

上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営体制の確立

組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、被保険者の利益のために年金積立金の管理及び運用を安定的に行うための業務運営体制を適切に確保する観点にも留意しつつ、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和6年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.33%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.33%以上の効率化を図ること。

新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化すること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高

度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、必要な人材の確保等を図る観点にも留意しつつ、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

3. 契約の適正化

公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

第 5 財務内容の改善に関する事項

第 4 で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1. 調査研究

（1）調査研究業務の充実

法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。

高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。

費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係る P D C A サイクルの取組を強化すること。

（2）調査研究業務に関する情報管理

具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。

2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化

法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

また、国民の一層の信頼を確保する観点から、業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むとともに、内部統制上の課題を把握しつつ、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制・コンプライアンスの一層の充実・強化に取り組むこと。

さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。

3. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本の方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の政策体系図

国の政策

年金積立金運用の目的

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条）

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

- 積立金の運用は、必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目的として行う。
- 管理運用主体は、共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオを定める。

※ 年金財政における積立金の役割

- ・我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」を基本として運営。平成16年の年金制度改正において、おおむね100年間の財政均衡期間において年金収入と財源の均衡を図る財政枠組みを構築。
- ・財政均衡期間の終了時に年金給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、後世代の年金給付に充てるために積立金及び運用収入を活用。
- ・年金給付等は賃金水準の変化に連動するため、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）の確保が年金財政にとって重要。



次期中期目標期間（2025～2029年度）における法人の役割

法人の目的

厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。（年金積立金管理運用独立行政法人法第3条）

法人の役割

- 年金積立金（令和6年3月末で約246兆円）の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たす。
- 市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努める。
 - 年金積立金運用の制度上の枠組みを前提とした運用及び組織運営
 - 実質的な運用利回り1.9%を最低限のリスクで確保するよう基本ポートフォリオを策定、ベンチマーク収益率を確保
 - 運用受託機関等の選定・管理の強化、分散投資、資産全体・各資産等の各種リスク管理、運用リスク管理の高度化
 - 長期的な収益確保の観点から、スチュワードシップ活動及びESGやインパクトを考慮した投資を実施
 - 高度で専門的な人材をはじめ、必要な人材の確保・育成・定着を図るための取組を戦略的に推進
 - IT専門人材の確保・育成を進め、運用の基盤となる情報システムの整備を行う等、業務のデジタル化を推進
 - 国民やメディアに対する情報発信等の一層の充実、運用状況等の分かりやすい情報発信



一定の事業等のまとめり

年金積立金管理運用独立行政法人

1 年金積立金の管理及び運用（第3の1～10）

（使命）

年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生年金保険法等において、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

（現状・課題）

年金積立金（令和6年3月末で約246兆円）の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により使命を着実に果たすことが一層求められる。なお、年金積立金の運用実績は、法人設立以降、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

（環境変化）

法人の役割として、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保することが求められるが、市場・運用環境は複雑化・高度化している。

（中期目標）

- 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - ・「専ら被保険者の利益のため」に運用を行う等の制度上の枠組みを前提として、適切な運用及び組織運営に努める。
- 基本的な運用手法及び運用目標
 - ・長期的に実質的な運用利回り1.9%を最低限のリスクで確保することを目標とし、基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理を行う。
 - ・中期目標期間に資産全体のベンチマーク収益率を確保する。各年度に資産全体及び各資産のベンチマーク収益率の確保に努める。
- 運用の多様化・高度化
 - ・オルタナティブ投資は、体制整備やリスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、着実に取組を進める。
- 運用受託機関等の選定、評価及び管理
 - ・運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。
- リスク管理
 - ・分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産等の各種リスク管理を行う。長期のリスク分析等、運用リスク管理の高度化を図る。
- スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資
 - ・スチュワードシップ活動を推進する。アセットオーナー・プリンシプルを踏まえ、その深化に取り組む。
 - ・ESGを考慮した投資を推進する。サステナビリティ投資方針を策定し、PDCAサイクルを適切に回すため、継続的に検証を行い、取組を進める。
 - ・インパクトを考慮した投資について検討し、サステナビリティ投資方針に沿って必要な取組を実施。取組について継続的に検証を行う。
- 法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等
 - ・人材の受入れに伴う環境整備等、高度で専門的な人材をはじめ、必要な人材の確保・育成・定着を図るための取組を戦略的に進める。
- 業務のデジタル化の推進等
 - ・IT専門人材の確保・育成を進め、運用の基盤となる情報システムの整備を行う等、業務のデジタル化を推進する。
- 情報発信・広報及び透明性の確保
 - ・国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組む。運用状況等について分かりやすく情報発信する。

国立研究開発法人産業技術総合研究所

第 6 期中長期目標

令和 7 年 月 日

経 済 産 業 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 法人の使命
2. 我が国を取り巻く環境の変化
3. 法人の現状と課題
4. 第6期中長期目標期間に期待される役割
5. 本中長期目標期間における産総研の取組方針

II. 中長期目標の期間

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装

【1. 1 世界最高水準の研究開発成果の創出】

- （1）産総研の総合力を活かした融合研究の強化
- （2）重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化
- （3）将来の社会実装につながる先端的技術シーズの創出

【1. 2 社会実装の加速】

- （4）共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速

【1. 3 地域連携】

- （5）産総研がけん引する地域イノベーションの推進

2. 企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献

【2. 1 産総研の知見の活用】

- （1）オープンイノベーションの活性化と地域企業の技術力向上への貢献
- （2）標準化活動の一層の強化
- （3）国内外の技術インテリジェンス機能の強化と政府の政策立案への協力

【2. 2 産業基盤の整備】

- （4）知的基盤等の維持・整備・拡充の継続
- （5）ものづくり基盤加工技術の革新と普及

【2. 3 産総研の設備、機能の提供】

- （6）企業の研究開発活動に貢献する研究設備の整備・提供

3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営

- （1）産総研の研究開発力をより一層向上させる運営体制の構築
- （2）有為な専門人材の確保

- (3) 研究開発成果等の的確な対外発信によるブランディングの強化
- (4) 研究DXの推進

IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1. 柔軟で効率的な業務推進体制
- 2. 研究施設の効果的な整備と効率的な運営
- 3. 業務の電子化
- 4. 業務の効率化
- 5. 合理的な調達の実施

V. 財務内容の改善に関する事項

VI. その他業務運営に関する重要事項

- 1. 人事に関する事項
- 2. 研究セキュリティ・インテグリティの確保
- 3. 業務運営全般の適正性確保及びコンプライアンスの推進
- 4. 情報公開の推進等

※Ⅲ. 1. ～ 3. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（総務大臣決定 令和4年3月2日改定）に基づき「一定の事業等のまとまり」として扱う。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 法人の使命

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究開発等の業務を総合的に行う国立研究開発法人であり、産業技術の向上及びその成果の普及を図ることで経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、経済産業省がその所掌事務である「民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること」、「鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること」、「地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと」、「計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること」を遂行する上で中核的な役割を担っている。

産総研は、この役割を果たすため、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（以下「産総研法」という。）に基づいて、①鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務、②地質の調査、③計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務並びに計量に関する教習、④これらに係る技術指導及び成果の普及、⑤産業技術力強化法に基づく技術経営力の強化に資する人材の養成及び資質の向上並びにその活用の促進、⑥科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行っている。

また、産総研は、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成 28 年法律第 43 号）（以下「特措法」という。）により、世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれる組織として「特定国立研究開発法人」に指定されており、世界最高水準の研究開発の成果を創出するとともに、その普及及び活用の促進を図ることで国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが強く期待されている。

2. 我が国を取り巻く環境の変化

近年の我が国を取り巻く状況は急速に変化している。地球規模ではエネルギー問題、温暖化を始めとする地球環境バランスの変化、突発的な新興感染症の世界的流行、国際情勢の変化による地政学的・保護主義的リスクの高まりといった予測困難で不確実性の高い問題に直面すると同時に、国内では少子高齢化、自然災害の増加といった社会課題を抱えている。また、生成 AI や量子コンピューティングといった先端技術分野における急激な技術進歩やこれらの覇権を狙う各国の技術競争がますます激しくなっている。

特に、第 5 期中長期目標期間が開始した令和 2 年度以降、COVID-19 感染拡大や複数の国際紛争の勃発により、ヒト、モノ、カネなどのあらゆる流れが停滞や分断し、国民生活の安全・安心が脅かされている。人手不足の深刻化や頻発する災害への備えや対応といった喫緊の課題に対して科学技術・イノベーションが果たす役割が一層重要となっていることについては、「統合イノベーション戦略 2024」（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）でも強調されているところである。

3. 法人の現状と課題

第5期中長期目標期間において、産総研は、将来に渡って自らが我が国のイノベーション・エコシステムの中核的役割を果たすことを目指し、様々な取組を行ってきた。

研究開発においては、エネルギー・環境制約等の社会課題の解決に重点を置き、従来の研究領域・分野単位で独立して行ってきた研究開発に加え、組織横断的な連携・融合した研究開発を進めてきた。また、研究開発成果を社会実装することの重要性を強く意識し、成果活用等支援法人（株式会社 AIST Solutions。以下「AISol」という。）を設立して、AISol を含む産総研グループとして一体となって社会実装に取り組んできた。社会実装の促進の一環として、共同研究の価値ベース契約への移行、トップセールスの強化等、外部資金を獲得するための様々な取組も強化してきた。

これらの取組により、冠ラボのような企業との大型共同研究が増加し、その成果として社会実装に直結するイノベーションが産総研から生み出されているものの、多様なイノベーションを連続的に創出し続け、我が国全体のイノベーション・エコシステムの中核的役割を果たす研究所になるという、産総研が目指す姿には到達していない。

産総研が我が国のイノベーション・エコシステムの中核としての役割を果たしていくためには、第5期に開始された AISol によるマーケティング、価値ベース契約の導入といった取組の本格化による企業との協業拡大に加えて、複雑な社会課題に正面から向き合う融合研究の一層の強化、研究成果の社会実装の迅速化、我が国のグローバル競争力向上に貢献する研究開発、技術動向を先読みした技術シーズの創出といった、社会や企業の課題に寄り添った研究開発や社会実装の取組に力を入れていくことが重要であると考えられる。

いずれにせよ、世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出という第5期に掲げたミッションの連続化、さらなる発展に向けて、産総研は道半ばにいると言える。

4. 第6期中長期目標期間に期待される役割

第6期中長期目標期間においては、上記のような現状を踏まえて、社会から信頼される研究所として、我が国のイノベーション・エコシステムの中核としての役割を果たすべく、必要な取組を推進していくことが重要である。

第一に、特定国立研究開発法人として、個別分野・領域に縛られず社会実装を意識した融合研究をこれまでより強力に推進することで、我が国が直面している社会課題の解決に集中的に取り組むことが重要である。これにより、各研究領域発のシーズ主導型の研究開発だけでは解決できなかった企業や社会の抱える課題を、マーケットインの発想のアプローチによって解決まで導いていくことが期待される。

また、研究成果の迅速な事業化に寄与するエンジニアリング機能の拡充や、産総研と AISol が一体的に連携することによる研究成果のスムーズかつスピーディな社会実装の推進により、研究

開発成果を効率的に社会実装につなげていくことが重要である。

さらに、民間企業よりも長期的視点で研究開発に取り組める国立の研究機関として、技術インテリジェンス能力を発揮して世界のイノベーション・技術動向を把握しつつ次世代技術のシーズ創出や研究開発インフラ整備に世界に先んじて取り組むことで、我が国企業の先端技術分野でのグローバルマーケット獲得に貢献するような、効果的な研究開発を推進していくことも期待される。

5. 本中長期目標期間における産総研の取組方針

上記を踏まえ、令和7年度から始まる第6期中長期目標期間における産総研のミッションは、「社会課題の解決と我が国の産業競争力強化に貢献するイノベーションの連続的創出」とする。この実現に向け産総研は、企業・大学等との一層の連携強化や、社会課題に寄り添った課題設定力の向上を図るとともに、産総研の総合力を活かして、理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行っていくこととする。

- (1) 世界最高水準の研究開発成果の創出及びその成果の確実な社会実装
- (2) 企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献
- (3) 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営

なお、産総研が上記の期待を実現し、国の政策ニーズに応えていくためには、経済産業省と産総研が共通認識を持ち、さまざまな点で一層連携を強化する必要がある。

II. 中長期目標の期間

産総研の令和7年度から始まる次期目標期間については、エネルギー・環境・資源制約への対応、人口減少・高齢化社会への対応、レジリエントな社会の実現といった社会課題の解決に向け、研究開発がさらに長期化する傾向にある中、特定国立研究開発法人としてより中長期を見据えた研究開発に注力するため、7年間（令和7年4月1日～令和14年3月31日）とする。

目標にはその期間内に産総研として達成することが期待される成果を示す一方、当該期間を超えた中長期的に目指すべき姿を見据え、また、国内外の技術競争がさらに激化する中、社会や情勢の変化に対応し、産総研のミッションを達成するためにより適切な対応を機動的に行うことも重要である。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

I. 5. で示した取組方針に基づき、第6期中長期目標期間においては、別紙1に掲げる方針に基づき研究開発を進める。

我が国を取り巻く状況は急激な変化を繰り返し、社会課題解決や経済成長の動力源たる科学技術・イノベーションに求められる研究開発も多様に変化する。そのため、産総研が実行すべき事

業も変化する情勢に応じて機動的に対応する。特に、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合や、その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて特措法第七条に基づいて全所的な体制を組んで対応する。

評価に当たっては、別紙2に掲げる評価軸等に基づいて実施する。その際、1. ～ 3. を一定の事業等のまとまりと捉えて「評価単位」とし、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価する。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装

【1. 1 世界最高水準の研究開発成果の創出】

(1) 産総研の総合力を活かした融合研究の強化

我が国が直面する複雑な社会課題の解決に向けて、個別分野・領域に縛られない融合研究がますます重要となっている。このような状況下で、産総研がこれまで培ってきた幅広い研究基盤を活かし、個別領域を超えた融合研究を強化することにより、世界最高水準の研究開発成果を多数創出する。これらを実現するため、各領域から独立して融合研究を行うセンターの創設、産学官をリードし社会実装をけん引するような融合研究成果の創出・発信活動の実施等、産総研の総合力を成果につなげる改革を行う。

また、産総研の強みを活かした各研究領域における研究開発についても、各種の国家プロジェクトへの参画や企業との共同研究等を積極的に推進し、社会課題解決及び産業競争力強化に貢献する世界最高水準の研究開発成果を創出する。

さらに、第5期に設立した AISol と産総研が一体となり、産総研が取り組むべき社会実装の在り方を明確にした上で、国家プロジェクトへの参画や企業との共同研究等において、産総研が研究成果の質と量を高める役割を果たすことで、これまで以上に産総研の研究成果の社会実装をより速くインパクトあるものとする。

(2) 重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化

政府戦略等における重点政策目標を達成するため、AI、量子、半導体、GX、マテリアル DX、バイオものづくり等の先端基盤技術について戦略的・集中的な研究開発を行うことで、世界最高水準の研究成果を創出し、国や社会の要請に応える。

このため、量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）を始めとするグローバル拠点を整備・強化し、競争領域、協調領域を整理しつつ、グローバル競争力の向上を意識した研究開発を強力に推進し、産総研が我が国のイノベーションを先導するとともに、我が国企業の強みを活かすような世界的なイノベーション・エコシステムの構築に貢献し、研究成果をより速く、インパクトある社会実装の実現につなげる。

なお、政府が重点的に取り組むべき先端基盤技術の分野や方向性について、現時点で政府方針として重点分野として特定されていない分野についても柔軟に対応するとともに、技術的知

見を基に政府に提案を行う等、産総研と政府が密に連携し、我が国企業のグローバル市場での産業競争力強化に貢献する。

（３）将来の社会実装につながる先端的技術シーズの創出

将来の社会実装につながる技術シーズを創出するため、これまで産総研が培ってきたコア技術やその応用的知見をベースとしつつ、今後顕在化しうる技術的課題を予測することで、様々な時間軸での社会実装を見据えた世界最高水準の研究成果を多数創出する。この成果創出のために国内外の大学や他の国立研究開発法人等と積極的に連携する。

特に産総研が長年の取組を通じてイノベーションの核となり得る知見、知財、ノウハウ等を有する研究テーマについては、国内外の動向を注視して研究の方向性を検証しつつ、中長期的視野を持って、産総研の強みをさらに堅固にするような研究開発を行う。

【１．２ 社会実装の加速】

（４）共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速

AISol と一体となり、冠ラボを始めとする企業との共同研究等を質量ともに拡充するとともに、産総研の知的財産の企業等による活用を促進することで、産総研の研究成果のインパクトの大きい社会実装を着実に実現する。

AISol や他の公的機関等と共に、産総研の技術シーズを事業化するスタートアップの創業や事業加速化に向けた支援を強化し、大きな成長力が見込まれる企業価値の高いスタートアップを社会に数多く創出する。

【１．３ 地域連携】

（５）産総研がけん引する地域イノベーションの推進

地域企業や大学、自治体等と連携して地域の中核的な企業・産業の特色を活かした研究開発を推進するブリッジ・イノベーション・ラボラトリ（BIL）の取組や、地域企業・大学との共同研究等を質量ともに拡充する。産総研の地域センター等を動力源として、AISol や他の公的機関等とも連携しつつ、地域企業が潜在的に有する強みをグローバルな産業競争力につなげていくことで、地域産業の創出・活性化を通じた日本経済の成長・産業競争力強化に貢献する。

また、必要な組織体制の構築等も通じて、これらの取組を効果的・効率的に他地域へ展開すること等により、日本全体の課題解決につなげていく。

2. 企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献

【２．１ 産総研の知見の活用】

（１）オープンイノベーションの活性化と地域企業の技術力向上への貢献

コンソーシアム等の企業や大学等研究機関が集うプラットフォームの活動を質量ともに拡充する。産総研がハブの役割を果たすことにより、企業、大学、公的機関等の連携とそこから

の成果創出を促進し、我が国のイノベーション基盤の強化に貢献する。

オープンイノベーション活性化に取り組む人材の育成や、産業技術連携推進会議（産技連）等の活動を通じた公設試験研究機関（以下「公設試」という。）等との連携、企業からの技術相談対応を通じて、企業の技術力維持・強化を下支えするとともに、日本の産業を担うサプライチェーンの維持・強化に貢献する。

また、主要国（G20）のクリーンエネルギー技術分野の研究機関が参画するイニシアチブ「RD20（Research and Development 20 for Clean Energy Technologies）」の主導を始め、海外有力機関との連携を拡充し、我が国の国際的なイノベーション・ネットワークを構築・強化する。これらの取組によって、連携による成果を創出するとともに、社会課題の解決と産業競争力の基盤強化に貢献する。

（２）標準化活動の一層の強化

産総研の研究成果等の効率的・効果的な社会実装に向け、特に国際競争が激化しているフロンティア領域や、標準化によって我が国企業の技術優位性等を明確化できる分野等を中心に国内外の標準の審議・検討に積極的に参画し、我が国の標準化活動の水準やプレゼンスの向上に貢献することで、日本企業の競争力強化に貢献する。

（３）国内外の技術インテリジェンス機能の強化と政府の政策立案への協力

産総研の技術インテリジェンス機能を強化して、国内外の技術動向をタイムリーに把握する。他の国立研究開発法人等と連携し、国際情勢や地政学的変化も踏まえつつ、我が国の社会課題解決や競争力強化に向け強化すべき研究開発のポイントを明確化する。

さらに、政府や政府関係機関との連携体制を強化し、技術的知見に基づく政府の政策立案・実施検討への中核的な情報提供、政府戦略への積極的提言や意思決定プロセスへの参画等を通じて、政府の政策形成過程に具体的な貢献を行う。

【２．２ 産業基盤の整備】

（４）知的基盤等の維持・整備・拡充の継続

国の知的基盤整備計画に沿って、日本の産業競争力強化にとって必要不可欠な地質情報、計量標準・計測技術等の世界最高水準の知的基盤の維持・整備、拡充、情報提供を着実に進め、企業、政府、大学等研究機関等の活動に貢献する。さらに、我が国の科学技術の基盤を支える国の研究機関として社会や産業界の期待に応え、防災を始めとする日本全体の社会課題解決にも大きく貢献する。

また、カーボンフットプリント等の算定に役立つデータベース、サーキュラーエコノミーの実現に資するリサイクル材料の特性に関する情報等、国際的なデータ基盤等を高い水準で更新し続け、機能強化や提供する情報の水準向上を行う。

(5) ものづくり基盤加工技術の革新と普及

我が国企業の競争力の源泉として培われてきたものづくり基盤加工技術の体系化・共有による知識基盤整備、次世代加工技術の開発等を、AIを始めとする情報技術やロボット技術等を駆使しつつ、大学、公設試、企業等とのネットワークを活用し推進することで、我が国企業の加工技術の革新と普及に貢献する。

【2. 3 産総研の設備、機能の提供】

(6) 企業の研究開発活動に貢献する研究設備の整備・提供

世界トップクラスの研究設備を整備するとともに、GOCO（Government-Owned, Contractor-Operated）の運用方法等に倣った企業等が利用しやすい仕組みの整備・提供により、企業の研究開発活動を支援し、我が国企業の研究開発・社会実装の高度化・効率化に貢献する。

3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営

(1) 産総研の研究開発力をより一層向上させる運営体制の構築

研究開発の長期性、不確実性等を踏まえた研究戦略を策定し、最適な組織設計、リソース配分の最適化により、研究開発成果を最大化する。研究戦略は、企業のニーズや国際的な技術動向等を踏まえ、タイムリーかつ柔軟に見直しを行うことにより効率的な運用を図る。

併せて、研究と実装の間にある実証・スケールアップ研究をサポートするエンジニアリング機能の抜本的強化や AISoI との連携強化を進めることで、研究所としての研究開発活動の水準を高め、研究開発成果を最大化するとともに、その迅速な社会実装を実現する。

これらの取組は、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、一層優れた研究開発成果を創出できるよう運営体制を見直していく。

(2) 有為な専門人材の確保

研究開発活動の水準向上により産総研の国際競争力を強化するため、世界レベルの能力を結集する。

第5期から行っている取組に加え、卓越した能力を有し企業・大学等から信頼される優秀な研究人材、研究開発の実装を支援するエンジニアリング人材、産総研グループ一体となって高度な専門的知識と経験を生かし研究を支える人材等の、優れた専門人材の戦略的獲得・育成や、既存の概念にとらわれない有為な人材の登用を図る。

(3) 研究開発成果等の的確な対外発信によるブランディング強化

産総研が我が国のイノベーション・エコシステムの中核を担うことにつながるような効果的な情報発信を積極的に行い、産総研ブランドを浸透させることを通じて、優秀な研究者や企業・大学等のパートナーを引きつけることにより研究所運営の質を高め、国際的な研究競争力強化

を実現する。

このため、産総研の優れた研究開発成果や研究開発環境等の強みを、各ステークホルダーに合わせて SNS 等も活用した的確な広報手段で情報発信する。

（４）研究DXの推進

産総研の研究開発力を、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進により向上させる。具体的には、研究開発に係る膨大なデータの活用を推進するための情報プラットフォームの整備に加えて、システムを効率的に活用するスキル向上に取り組むことで研究所全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、データの効果的・効率的な収集・蓄積・活用を通じた研究開発活動の競争力強化を実現する。

IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 柔軟で効率的な業務推進体制

特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究成果を創出することが求められていることを踏まえ、我が国のイノベーション・エコシステムの中核を担う研究所運営に向けて、産総研の総合力を推進する研究推進体制を構築する。

具体的には、全所的研究戦略の立案・推進機能や技術インテリジェンス機能の強化、エンジニアリング機能の抜本的強化、コーポレート業務の合理化・効率化、研究支援等の集約化等を推進する。また、研究セキュリティ・インテグリティの確保や、研究開発成果の社会実装のための AISol と産総研のナレッジシェア・情報共有の迅速化等の実現に向けた最適な組織体制を構築する。

さらに、社会実装につながる研究成果創出に向けた運営費交付金や人材等のリソース配分、他の国立研究開発法人・大学等との戦略的連携など、より効果的・効率的な業務運営を実施する。

これらの組織体制は、期間中における様々な変化に柔軟に対応し適宜見直しを行う。

2. 研究施設の効果的な整備と効率的な運営

研究業務への影響が大きく、老朽化が進行している施設の改修を進める。また、社会情勢の変化等により機動的に計画を見直すことで、効果的・効率的な施設の運用を図る。

3. 業務の電子化

情報システムの充実により、事務手続の簡素化・迅速化を図る。投資対効果を精査した上で業務の電子化を進め、利便性の向上、データ利活用・管理効率化を推進する。

具体的には、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、業務改革（BPR）を実施し、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、クラウドサービスを効果的に活用する等、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続し

て取り組む。

4. 業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）の合計について前年度比 1.36%以上の効率化を図る。

なお、人件費については、政府の方針に倣いつつ、必要な措置を講じる。給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対する説明責任を果たす。

5. 合理的な調達の実施

調達案件については、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、経済産業大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつ、随意契約によることができる場合の規定の適用による特命随意契約や「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和 3 年 2 月 26 日内閣総理大臣総務大臣決定）において認められた公開見積競争を原則とする国立研究開発法人特例随意契約等も活用し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

V. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、本中長期目標で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、効率的に運営する。また、保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては処分等を行う。

さらに、適正な調達・資産管理を確保するための取組を推進するほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。特に、同方針において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、民間企業等からの外部資金の獲得を積極的に行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

研究所の運営を担う多彩な人材の獲得を積極的に進めることで、多様性、公平性、包摂性を核とする研究所の実現を推進する。また、職員に対する多様なキャリアパスの提示や国内外の研究機関等との連携・交流、各種研修の受講等の様々な経験を通じて、研究所に有為な人材を育成す

るとともに、人事制度改革推進によるエンゲージメントの向上を図り、各職員の能力を最大限発揮できる研究所とする。

2. 研究セキュリティ・インテグリティの確保

国際情勢の変化に伴う経済安全保障等の重要性の高まりや、第5期中長期目標期間中に判明した情報漏えい事案を踏まえ、引き続き、採用・受入時の適格性審査、技術情報管理、ネットワーク上でのモニタリングの実施等、再発防止に万全を期すとともに、国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日関係府省申合せ）、その他の政策方針に則り、研究セキュリティ・インテグリティの確保に必要な対策を講じる。

また、第5期中長期目標期間中に判明した研究不正事案を踏まえ、引き続き、職員の研究倫理向上に取り組むとともに、論文に関わる実験データを保全する情報システムの導入等により、研究不正行為の防止に向けた対策を強化する。

さらに、万が一、これらの不祥事案が発生した場合には厳正な対応を取り、これらの取組を通じて産総研の活動全体の信頼性確保につなげる。

3. 業務運営全般の適正性確保及びコンプライアンスの推進

産総研が、その力を十分発揮し、ミッションを遂行するに当たっては、業務全般の一層の適正性確保が前提である。

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き、着実に推進するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図るものとする。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進するものとする。

監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施するものとする。

4. 情報公開の推進等

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

以 上

(別紙 1) 第 6 期中長期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

(別紙 2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の評価に関する評価軸等

(別添) 政策体系図

国立研究開発法人産業技術総合研究所の使命等と目標との関係

第 6 期中長期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

産総研は、第 6 期中長期目標期間において、融合研究を強化するとともに、政府の重点政策に対応した戦略的研究開発を推進すること等により、「社会課題の解決」と「経済成長・産業競争力強化」に貢献する世界最高水準の研究成果を創出する。また、将来に渡ってイノベーションを連続的に創出していくため、将来的に社会課題解決や産業競争力強化に貢献する技術シーズを創出する。

(1) 産総研の総合力を活かした融合研究の強化

エネルギー・環境・資源制約への対応、人口減少・高齢化社会への対応、レジリエントな社会の実現等の社会課題の解決や、産業競争力強化に貢献するため、各種の国家プロジェクトへの参画や企業との共同研究等を積極的に行い、産総研の総合力を活かして研究開発を推進する。その際、異なる分野の研究シーズの融合が特に重要と考えられる研究テーマについては、新たに実装研究センターを発足させ、融合研究を強化する。

以下に、当該中長期目標期間に産総研が取り組む研究開発を記す（■は新設する実装研究センターで取り組む研究開発を示す）。

エネルギー・環境・資源制約への対応

- カーボンニュートラル実現に向けた CO2 分離・利用・固定・貯留（CCUS）技術の開発
- サーキュラーエコノミー実現に向けた資源循環利用・評価技術の実証・システム化
- ネイチャーポジティブ社会の実現に向けた自然資本の保全・回復に資する計測・評価・対策等の統合技術の開発
- 環境保全と開発・利用の調和を実現する技術の開発
- サプライチェーン強靱化を目指した機能性素材・機能性化学品の製造技術の開発
- エネルギー安定供給・高度利用のための技術開発
- 蓄電池技術の開発

人口減少・高齢化社会への対応

- 生産性向上を見据えたデータ連携によるフレキシブル製造システムの開発
- 健康寿命延伸のためのパーソナルヘルスデータ統合によるセルフケア技術の開発
- ウェルビーイングや生産性の向上を目的とした社会的基盤となる技術の開発
- 疾患の重症化予防及び治療に寄与する革新的な診断・治療技術の開発

レジリエントな社会の実現

■インフラ強靱化のための維持管理統合技術の開発

○強靱な国土と社会の構築に資する地質情報の整備と技術開発

その他の社会課題の解決や産業競争力強化に貢献する研究開発

○インテリジェント社会構築に資する CPS 技術の研究開発と社会実装の推進

○社会課題の解決や経済成長・産業競争力強化を支える計測・評価技術の開発

○地下資源の安定供給と地下空間利用及び地下環境保全に向けた調査・評価及び技術開発

○マテリアルズ・インフォマティクス、プロセス・インフォマティクスを活用した機能性素材・機能性化学品製造技術の開発

(2) 重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化

政府の産業技術・イノベーションや経済安全保障に関する政策等に対応し、AI、量子、半導体、GX、マテリアル DX、バイオものづくり等について、戦略的研究開発を実施する。特に、我が国が世界において優位性を獲得できるよう政府のコミットメントを得つつ、世界的な拠点化の整備にも取り組む。また、政府の重点分野に研究領域として取り組む場合にも、グローバル競争力の向上を強く意識し、我が国の産業競争力強化に貢献する研究開発に取り組む。

以下に、当該中長期目標期間に産総研が取り組む研究開発を記す（◆は研究センターで取り組む研究開発を示す）。

AI

◆実世界指向 AI 基盤モデルの開発・運用・受容エコシステムの技術開発

量子

◆量子・古典計算機の融合による新たな計算技術の研究開発と社会実装の推進

半導体

◆先端半導体向けのデバイス、材料、プロセス、設計、評価の技術開発

◆次世代のグリーンなデジタルインフラ構築を目的とした光電融合技術の開発

◆ワイドギャップ半導体を用いた新規エレクトロニクスの開発

GX

◆再生可能エネルギーの大量導入と適正利用に向けた技術開発

◆温室効果ガス削減・評価技術の開発

マテリアルDX

◆次世代社会を支えるマテリアル革新力の強化に貢献するプラットフォームの開発

バイオものづくり

◆バイオエコノミー社会実現にむけた微生物・植物によるバイオものづくり技術の開発

(3) 将来の社会実装につながる先端的技術シーズの創出

将来にわたってイノベーションを連続的に創出していくため、今後、顕在化し得る技術的課題を予測し、様々な時間軸での社会実装を見据え、先端的な研究開発や高度な技術・ノウハウを必要とする研究開発等を推進し、将来の社会実装につながる革新的な技術シーズを創出する。

以下に、当該中長期目標期間に産総研が取り組む研究開発を記す。

- エネルギー・環境・資源制約への対応に貢献する革新的な技術シーズの創出
- 人口減少・高齢化社会への対応に貢献する革新的な技術シーズの創出
- 各種センシングを含むエレクトロニクス及び製造分野における基盤技術の創出
- バイオものづくりを加速する先端基盤技術の開拓
- 新たなマテリアル等の技術シーズの創出
- 地質情報を用いた新たな技術シーズの創出
- 次世代計量標準を含む革新的な計測・評価に貢献する技術シーズの創出
- その他各種の社会課題解決や産業競争力強化に貢献する革新的な技術シーズの創出

国立研究開発法人産業技術総合研究所の評価に関する評価軸等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装	(1) 産総研の総合力を活かした融合研究の強化	○社会課題の解決や産業競争力の強化に向けて、産学官と連携しつつ、戦略的に社会実装につながる研究開発を実施できているか ○社会的インパクトの大きい研究成果を創出できているか	【評価指標】 ・社会課題の解決や産業競争力の強化に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等） ・融合研究における新たな研究開発分野の創成及び研究開発課題の創出実績 ・研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況） ・研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等） ・政府の政策への貢献状況 等
			【モニタリング指標】 ・学術誌等への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10％論文数等） ・学会等での招待講演、総説等の数 ・知的財産等の創出数 ・国の研究開発プロジェクト等の件数及び金額 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装	(2) 重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化	○国の政策方針に対応して、戦略的に社会実装につながる研究開発を実施できているか ○産業ニーズに的確かつ高度に応えた産業競争力の強化に結びつく研究開発が実施できているか ○社会的インパクトの大きい研究成果を創出できているか	【評価指標】 ・社会課題の解決や産業競争力の強化に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等） ・研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況） ・研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等） ・政府の重点分野において掲げる政策目標の達成への貢献状況 等 【モニタリング指標】 ・学術誌等への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等） ・学会等での招待講演、総説等の数 ・知的財産等の創出数 ・国の研究開発プロジェクト等の件数及び金額 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装	(3) 将来の社会実装につながる先端的技術シーズの創出	○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか	【評価指標】 ・将来の社会実装につながる技術シーズの創出に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等） ・研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況） ・研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等） ・政府の政策への貢献状況 等 【モニタリング指標】 ・学術誌等への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等） ・学会等での招待講演、総説等の数 ・知的財産等の創出数 ・国の研究開発プロジェクト等の件数及び金額 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装	(4) 共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速	○研究成果の社会実装を加速・拡大するため、共同研究等の外部連携を質量ともに拡充できているか ○マーケティング力を強化できているか ○企業価値の高いスタートアップの創出ができているか ○戦略的に知財の活用が促進できているか	【評価指標】 ・研究開発成果の社会実装に向けた外部連携活動実績 ・マーケティング力の強化に向けた取組 ・産総研の技術が活用されるスタートアップの創出及び活動の実績（件数及び企業価値） ・知的財産等の活用状況 等 【モニタリング指標】 ・成果活用等支援法人を含めた産総研全体の民間企業との共同研究等の件数及び金額 ・冠ラボの構築件数 ・セミナー等の実施件数 ・マーケティング人材の採用数 ・成果活用等支援法人を含めた産総研が認定し支援したスタートアップの数 ・知的財産等のライセンスの件数と金額 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装 【1. 3 地域連携】	(5) 産総研がけん引する地域イノベーションの推進	○地域産業の強みやニーズを的確に把握し、地域企業・大学等と連携した研究開発により、社会課題の解決や地域産業への貢献が強化できているか	【評価指標】 ・ BIL や、地域企業・大学との共同研究等の取組実績 ・ 地域産業の強みやニーズを踏まえた、地域イノベーションをけん引する研究開発成果の創出実績 ・ 地域イノベーションの推進や他地域展開に向けた組織体制等の整備状況 等 【モニタリング指標】 ・ BIL 等の共同研究推進拠点の整備及び運用の件数 ・ 地域企業や中堅・中小企業との共同研究等の数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
2. 企業、大学等の 取組支援を通じ たイノベーション 基盤の強化への 貢献 【2. 1 産総研の 知見の活用】	(1) オープンイノベ ーションの活性化 と地域企業の技術 力向上への貢献	○コンソーシアム活動等を通じ た産学官等との連携・交流の 促進を通じて、イノベーショ ン基盤が強化できているか ○オープンイノベーションの活 性化のための人材の育成が拡 充できているか ○公設試等との連携により、企 業の技術力維持・強化に貢献 しているか ○海外の有力機関との連携が構 築・強化できているか ○国際的なイノベーション・ネ ットワークを構築・強化でき ているか	【評価指標】 ・産総研が主体的に参画しているコンソーシアム等の活動 状況と、この活動を通じた企業等の戦略的連携及び成果の 創出実績 ・オープンイノベーションの活性化に寄与する人材の育成 実績 ・地域イノベーション推進に向けた産技連の活動実績、公設 試等の関係機関との連携状況及び地域企業の技術力維持・ 強化の状況 ・海外の有力機関との連携状況と、これによる成果創出実績 ・国際的な会議、ワークショップ等の開催、参加を通じたイ ノベーション・ネットワークの構築、強化の状況 等 【モニタリング指標】 ・産総研が事務局を務めるコンソーシアム等の数、参画企業 数、実施した講演会等の数 ・企業からの相談件数、公設試等の関係機関からの相談件数 ・オープンイノベーションの活性化に寄与する人材の育成 人数 ・海外の研究機関等との連携数、連携プロジェクト数 ・国際的な会議、ワークショップ等の開催・参加数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
2. 企業、大学等の 取組支援を通じ たイノベーション 基盤の強化への 貢献 【2. 1 産総研の 知見の活用】	(2) 標準化活動の一 層の強化	○特に日本企業の競争力強化に 標準化が重要な役割を果たす 分野を中心に、標準化活動の 一層の強化に取り組んでいる か ○国内外の機関・コンソーシア ム等との連携、人的ネットワ ークの構築、標準化人材の育 成等の取組により、標準化活 動の基盤を構築・維持・強化 できているか	【評価指標】 ・競争力強化に重要な分野を中心とした、国内外の標準化活動（標準化戦略の策定、規格の開発、成果の発信・普及等）への産総研の貢献実績（研究開発や委員等としての参画） ・国際標準化等における産総研の人材の活躍状況 ・標準化活動を推進するための人材育成実績 ・国際的な会議・委員会等への参加等を通じたネットワークの構築、強化の状況 等 【モニタリング指標】 ・産総研が研究開発や委員等としての参画により貢献した、国内外の規格等の提案数 ・国内外の標準化に係る審議・検討の場への専門家の派遣数 ・標準化人材データベースへの産総研の人材登録数 ・政府の研究開発事業等において、産総研が標準化戦略の立案、技術的な助言、規格開発等を行ったプロジェクト等の件数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
2. 企業、大学等の 取組支援を通じ たイノベーション 基盤の強化への 貢献 【2. 1 産総研の 知見の活用】	(3) 国内外の技術イ ンテリジェンス機 能の強化と政府の 政策立案への協力	○国内外の技術動向のタイムリ ーかつ適切な把握を通じて、 強化すべき研究開発内容をど の程度明確化できているか ○国の政策立案・実施検討等に 積極的に貢献できているか	【評価指標】 ・強化すべき研究開発マップの整備状況 ・政府の政策立案への参加・提案実績と、これによる政府の 政策形成過程への貢献状況 ・政策提言に向けたフォーラム等の活動実績 等 【モニタリング指標】 ・審議会等への参加人数 ・政府機関のニーズに応じた技術情報の提案数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
2. 企業、大学等の 取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献 【2. 2 産業基盤の整備】	(4) 知的基盤等の維持・整備・拡充の継続	○国の知的基盤整備計画に基づいて、計量標準・計測技術、地質情報等の世界的水準の知的基盤の維持・整備、拡充、情報提供に着実に取り組んでいるか ○社会課題解決に向けて必要な基盤的な情報を高い水準で更新し、機能強化や提供する情報の水準向上ができていているか	【評価指標】 ・知的基盤の維持・整備、拡充及び情報提供の実績並びにその社会的インパクト ・基盤的な情報の維持・整備、拡充及び情報提供の実績並びにその社会的インパクト 等 【モニタリング指標】 ・維持・整備、拡充、情報提供した知的基盤等の件数 ・政府、大学等研究機関、企業等による知的基盤等の利活用の状況 等
	(5) ものづくり基盤加工技術の革新と普及	○情報技術等を活用し、企業のものづくり基盤加工技術の効果的・効率的な革新と普及に取り組んでいるか	【評価指標】 ・ものづくり基盤加工技術の革新・普及に向けた知識基盤の整備状況 ・企業による知識基盤の活用を通じたものづくり基盤加工技術の普及状況 等 【モニタリング指標】 ・革新・普及すべき技術を知識基盤化した件数 ・知識基盤化されたものづくり基盤加工技術の、企業による活用件数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
2. 企業、大学等の 取組支援を通じ たイノベーション 基盤の強化への 貢献 【2. 3 産総研の 設備、機能の提 供】	(6) 企業の研究開発 活動に貢献する研 究設備の整備・提 供	○世界トップクラスの研究設備 を整備・提供することにより、 企業の研究開発活動が高度 化・効率化しているか。 ○整備・提供の仕組みや業務の 改善を通じて、更なる効率的 な運用を実施できているか	【評価指標】 ・世界トップクラスの研究設備の整備実績 ・企業等による研究設備の利用実績と、研究設備の提供等を 通じた企業の問題解決や成果創出に向けた状況 ・整備・提供の仕組みや業務の改善・効率化状況 等 【モニタリング指標】 ・企業等による利用件数 ・研究設備の利用に関連する企業への技術支援・指導等の実 施件数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のあ る研究所の運営	(1) 産総研の研究開 発力をより一層向 上させる運営体制 の構築	○中長期的な時間軸を視野に入 れた研究戦略に基づき、研究 開発成果の最大化に資する運 営体制が構築、強化できてい るか ○行政当局との緊密な連携を通 じて、行政ニーズに適切かつ 迅速に対応できているか ○成果活用等支援法人との連携 機能を強化できているか	【評価指標】 ・研究開発成果を最大化する運営体制の構築状況 ・行政当局との連携や行政ニーズへの対応状況（質及び量） ・実証研究等をサポートするエンジニアリング機能の強化 の実績及びその成果 ・成果活用等支援法人との効率的かつ効果的な連携状況 等 【モニタリング指標】 ・分野横断的な融合研究の実施件数 等
	(2) 有為な専門人材 の確保	○優秀な専門人材の獲得・育成 に適切に取り組んでいるか	【評価指標】 ・優秀な専門人材の獲得実績、育成状況 等 【モニタリング指標】 ・研究人材、エンジニアリング人材等の優秀な専門職員の採 用数 ・リサーチアシスタント採用数 等

項目		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のあ る研究所の運営	(3) 研究開発 成果等の的確な 対外発信による ブランディング 強化	○優秀な研究者、企業・大学等のパートナーの獲得等につながるような、 的確な情報発信を積極的に行えているか	【評価指標】 ・広報活動の取組実績及び広報活動を通じた産総研のブランド力の向上の状況（研究開発成果、研究開発環境等の強みの認知度等） ・潜在的な連携パートナーに対する働きかけの取組実績 等 【モニタリング指標】 ・研究開発成果、研究開発環境等のプレス発表件数 ・主要メディアでの報道件数、産総研ウェブサイトやSNS等での発信・閲覧数 ・展示会等への出展件数 等
	(4) 研究DX の推進	○産総研全体のDXの推進に必要な研究データの適切な蓄積と連携が図られているか ○研究データの効果的・効率的な利活用に向け、適切な情報プラットフォームが整備されているか ○研究DXの推進に必要な研究者等のデジタル技術の習得、能力強化が適切に図られているか ○ロボットやAI等の導入により実験の効率化・高速化が図られているか	【評価指標】 ・研究データの登録、共有を通じた活用状況 ・研究データ利活用プラットフォームの整備状況 ・DX教材等の学習の取組実績 ・実験の自動化・自律化の取組実績 等 【モニタリング指標】 ・研究データの登録、共有、公開件数 等

国立研究開発法人産業技術総合研究所（国立研究開発法人産業技術総合研究所）に係る政策体系図）

◆ 法人固有の目的及び業務（産総研法）

鈹工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務の総合的な実施

鈹工業の科学技術に関する研究開発 地質の調査 計量標準の設定等

技術指導及び成果普及、人材の養成等

◆ 特定国立研究開発法人としての使命

- ・世界最高水準の研究開発成果の創出と普及・活用の促進
- ・イノベーションを強力に推進する中核機関
- ・制度改革等への先駆的な取組

◆ 日本の科学技術・イノベーションを巡る状況

- ・地球規模の問題（エネルギー問題、地球環境バランス変化、新興感染症の世界的流行、国際情勢変化）
- ・国内の問題（少子高齢化、自然災害増加）
- ・生成AI、量子コンピューティングといった先端技術分野における急激な技術進歩、覇権を狙う各国の技術競争の激化

◆ 国の施策：国家戦略等の政府方針

- ・統合イノベーション戦略2024

第6期中長期目標期間における産総研のミッション

社会課題の解決と我が国の産業競争力強化に貢献するイノベーションの連続的創出

1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装

- 融合研究を行うセンターの創設等、産総研の幅広い研究分野の融合機能を強化
- AI、量子、半導体等の重点政策分野について、グローバル拠点の整備・強化等により研究開発を戦略的・集中的に実施
- 第5期に設立した成果活用等支援法人（株式会社AIST Solutions）との一層の連携による社会実装の加速
- BIL（ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ）での地域企業・大学との共同研究等を通じた地域イノベーションの推進

2. 企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献

- コンソーシアム、産技連、国際連携イニシアティブ等による、企業、大学、公的機関との連携強化等を通じたオープンイノベーションの活性化
- 標準化活動の強化、技術インテリジェンス機能の強化、知的基盤等の維持・整備・拡充

3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営等

- 研究者やエンジニアリング人材等の高度な専門人材の確保育成、情報発信、DXの推進等、産総研の総合力を一層発揮する運営体制の構築

国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）の使命等と目標との関係

（使命）

経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、①鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務、②地質の調査、③計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務、④これらに係る技術指導及び成果の普及等の業務を行う。

また、世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれる組織として「特定国立研究開発法人」に指定されており、世界最高水準の研究開発の成果を創出するとともに、その普及及び活用の促進を図ることで国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが強く期待されている。

（現状・課題）

第5期においては、組織横断的な連携・融合した研究開発や、成果活用等支援法人の設立による研究開発成果の社会実装の強化といった様々な取組を行ってきた。

これらの取組により、冠ラボのような企業との大型共同研究が増加し、その成果として社会実装に直結するイノベーションが産総研から生み出されているものの、多様なイノベーションを連続的に創出し続け、我が国全体のイノベーション・エコシステムの中核的役割を果たす研究所になるとい、産総研が目指す姿には到達していない。

世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出という第5期に掲げたミッションの連続化、さらなる発展に向けて、産総研は道半ばにいると言える。

（環境変化）

地球規模ではエネルギー問題、温暖化を始めとする地球環境バランスの変化、突発的な新興感染症の世界的流行、国際情勢の変化による地政学的・保護主義的リスクの高まりといった予測困難で不確実性の高い問題に直面すると同時に、国内では少子高齢化、自然災害の増加といった社会課題を抱えている。

また、生成AIや量子コンピューティングといった先端技術分野における急激な技術進歩やこれらの覇権を狙う各国の技術競争がますます激しくなっている。

特に、人手不足の深刻化や頻発する災害への備えや対応といった喫緊の課題に対して科学技術・イノベーションが果たす役割が一層重要となっている。

（中長期目標）

第6期中長期目標期間は、「社会課題の解決と我が国の産業競争力強化に貢献するイノベーションの連続的創出」を法人のミッションとし、以下の取組により、産総研の総合力を生かして国や社会の要請に対応する世界最高水準の研究機関を目指す。

1. 産総研の総合力を活かして融合研究を強化し、世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装を目指す。また、政府の重点分野における政策目標を達成するため、政府の中長期戦略等に即して、AI、量子、半導体、GX、マテリアルDX、バイオものづくり等の先端基盤技術について、戦略的・集中的な研究開発を行い、世界最高水準の研究成果を創出する。特に、グローバル拠点を整備・強化し、競争領域、協調領域を整理しつつ、グローバル競争力の向上を意識した研究開発を強力に推進する。
2. 国立研究機関として、自らが中心となって研究開発を実施するだけでなく、国内外の企業、大学、公的機関との連携強化等を通じたイノベーション・エコシステムの形成や、知的基盤等を維持・整備・拡充する。
3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核を担い、高度な専門性・知見を有する有為な人材の確保と育成、産総研の活動の的確な発信、DXに代表される効率化の推進、産総研の総合力を一層発揮する運営体制を構築する。

独立行政法人住宅金融支援機構第五期中期目標

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務等を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

機構は、これまで、運営費交付金の交付を受けない自立的な独立行政法人として、住宅金融証券化市場の育成、住宅技術基準や物件検査を活用した住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完といった我が国の住宅政策に資する事業を総合的かつ安定的に実施することで市場・顧客の信頼を得てきており、機構の強みである多様な金融サービス機能や住宅金融分野における専門性を有する人材と、地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、民間金融機関による長期固定金利型住宅ローンの安定供給やリバースモーゲージ型住宅ローンの供給等を支援するとともに、災害復興、空家問題、子育て世帯等への支援等の地域における政策課題の解決にステークホルダーと協働して取り組む等、政策実施機能の最大化を図ってきているところである。

一方、我が国の住生活を取り巻く現状に目を向けると、少子高齢化や地方圏の人口減少のより一層の深刻化、災害の激甚化・多頻度化、高経年マンションの増加、空家等の増加、カーボンニュートラルの推進等の環境や社会ストックの変化、住宅価格の高騰、金利環境等の社会経済情勢の変化等による住宅ローン市場の変化等に直面しており、それらに対応することが急務となっている。

こうした中、機構には、住生活基本計画（全国計画）（以下「住生活基本計画」という。）等の政府方針を踏まえ、住宅金融証券化市場の整備育成、リバースモーゲージの普及に加えて、多様な金融手法の活用に向けた検討を進め、住宅循環システムの構築や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの提供や国民の適切な住まいの選択を支援するとともに、ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組むことが求められており、これらを的確に実施するためには、機構が業務を委託している機関（以下「委託機関」という。）等の体制の変化に対応する的確な業務実施体制を確保するとともにDXの進展や人材確保・育成・ノウハウの継承といった人材戦略の推進に取り組みながら、社会経済情勢の変化等に的確に対応することが必要となる。

このため、機構は、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、的確な業務実施体制の確保、人材確保・育成及びDXの推進に取り組むとともに、これまでの取組により蓄積したノウハウ等を活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

（別添1）政策体系図

（別添2）法人の使命等と目標の関係

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、住生活基本計画等に基づく施策の実現に向けて、我が国の住生活の向上を金融面から支援するため、住宅金融分野における専門性を有する人材を活かし、地方公共団体、民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、「一定の事業等のまとまり」として設定する証券化支援事業をはじめとする次の各事業を行うこと。

なお、各事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融証券化市場の整備育成、リバースモーゲージの普及に加えて、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、多様な金融手法の活用に向けた検討を進め、住宅循環システムの構築や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの提供の支援や地域と連携する取組等を特に重点的に取り組むべき業務とした上で、委託機関等の体制の変化に対応したデジタル化の推進をはじめとする的確な業務実施体制を確保し、政策実施機能の最大化を図ること。

(1) 証券化支援事業

多様な人々の自身のライフスタイルにあった安心で豊かな暮らしを実現し、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、子育て世帯等の住宅取得に対する金融支援や、多様化する高齢期の住生活ニーズに応じた金融支援を行うこと。

また、地方公共団体等との連携を深めつつ、地域が抱える様々な課題に対応し、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。

- ① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現でき、また、民間金融機関による証券化を支援するフラット35を着実に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。

債券発行等に当たっては、引き続き、グリーンボンドの発行等ESG投資を意識した取組等を実施するとともに、金利環境の変化等を踏まえ、新たにMBS等を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図ること。

（指標）

- ・ フラット35（買取型）の申請件数
- ・ フラット35（保証型）の申請件数

- ・ MBSの毎月の発行額
- ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド
- ・ フラット35（買取型）の取扱金融機関数
- ・ フラット35（保証型）の取扱金融機関数

② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報の提供等のある既存住宅の取得を支援すること。

また、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、リ・バース60（全期間固定金利タイプ）により高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リ・バース60の普及のため、啓発活動を行うこと。

（定量目標）

イ 中期目標期間の最終年度までに、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を30%以上とする。

（令和6年度実績（見込み）：29.1%）

ロ 中期目標期間の最終年度において、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合（以下「フラット35に係るZEH水準の割合」という。）を、国土交通省のホームページに掲載される「新築建築物の環境性能に関するデータ」における令和8年度の住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能への適合率（以下「国のZEH水準適合率」という。）を19ポイント以上上回るもの（上限100%）とする。（令和6年度実績（見込み）：22.5ポイント）

ハ 中期目標期間におけるフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を30%以上とする。加えて、単年度では可能な限り36%とする。（令和6年度実績（見込み）：34.3%※第四期中期目標期間平均（見込み）：29.5%）

ニ 中期目標期間中におけるリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数を450回以上とする。（令和6年度実績（見込み）：44回）

ホ 中期目標期間の最終年度までに、リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数を9機関以上とする。（令和6年度実績（見込み）：5機関）

<目標水準の考え方>

イ 新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合に関する定量目標について、住生活基本計画の認定長期優良住宅に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を中期目標期間の最終年度までに30%以上とする。

ロ フラット35に係るZEH水準の割合に関する定量目標について、住生活基本

計画等のＺＥＨ基準の水準の省エネルギー性能の確保に関する成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、中期目標期間の最終年度において、フラット３５に係るＺＥＨ水準の割合を令和８年度の国のＺＥＨ水準適合率を１９ポイント以上上回るもの（上限１００％）とする。

ハ フラット３５の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合に関する定量目標について、住生活基本計画の既存住宅流通の市場規模に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、中期目標期間におけるフラット３５の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を３０％以上、加えて、単年度のフラット３５の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を可能な限り３６％とする。

ニ リ・バース６０（全期間固定金利タイプ）の啓発活動に関する定量目標について、リバースモーゲージ型住宅ローンの認知度・理解度の向上、ひいては利用促進を図るため、前中期目標期間中におけるリ・バース６０（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の啓発活動の実施回数を踏まえ、中期目標期間中におけるリ・バース６０（全期間固定金利タイプ）の啓発活動を４５０回以上実施する。

ホ リ・バース６０（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数に関する定量目標について、令和６年度に制度を創設したところであり、顧客利便性を向上させるため、リ・バース６０（全期間固定金利タイプ）の取扱いに関心を示している金融機関数等を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに取扱金融機関数を９機関以上とし、利用者が全国あまねく本商品を比較選択できる環境を整備する。

【困難度：高】

ロ フラット３５に係るＺＥＨ水準の割合に関する定量目標については、国土交通省において、令和４年度の国のＺＥＨ水準適合率が３６．６％と推計されているところ、これを大きく上回るものとして設定しており、達成は容易でないため、困難度は高い。

（指標）

- ・ フラット３５リノベの申請件数
- ・ リ・バース６０（全期間固定金利タイプ）の申請件数
- ・ リ・バース６０の認知度

- ③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、ＮＰＯ等との連携及び協力をより深めること。

（指標）

- ・ フラット３５地域連携型の活用新たに連携して取り組む地方公共団体数

- ④ こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を

支援すること。

(指標)

- ・ フラット35子育てプラスの申請件数

⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。

⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等、適切に制度・運用の見直し等を行うこと。

また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。

【困難度：高】

- ・ デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等の制度・運用の見直し等を行うことは、達成は容易でないため、困難度は高い。

(指標)

- ・ 海外社会資本事業等に係る国内外の機関との情報交換や支援の回数

＜想定される外部要因＞

急激な金利変動等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

【重要度：高】

住生活基本計画等の政府方針において、機構に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。

(2) 住宅融資保険等事業

民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引

受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。

① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数
- ・ パッケージ融資への付保申請件数

② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）による高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リ・バース60の普及のため、啓発活動を行うこと。

(定量目標)

- イ 中期目標期間中におけるリ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数を570回以上とする。（前中期目標期間実績（見込み）：582回）
- ロ 中期目標期間の最終年度までにリ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の取扱金融機関数を86機関以上とする。（令和6年度末実績（見込み）：86機関）

＜目標水準の考え方＞

- イ リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の普及に関する啓発活動に関する定量目標について、リ・バース60の認知度・理解度の向上、ひいては利用促進を図るため、前中期目標期間の啓発活動の実施回数を踏まえ、中期目標期間中におけるリ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の啓発活動を570回以上実施する。
- ロ リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の取扱金融機関数に関する定量目標について、前中期目標期間までにおおむね全国の都道府県においてリ・バース60が活用できる環境が整備されており、顧客利便性の観点から取扱金融機関数を維持することが望ましいことから、前中期目標期間の最終年度の取扱金融機関数を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに取扱金融機関数を86機関以上とする。

(指標)

- ・ リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）への付保申請件数
- ・ リ・バース60の認知度【再掲】

③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ 買取再販事業者向け融資への付保申請件数

④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。

⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。

地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力をより深めること。

⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、民間金融機関のみでは実施困難な分野について、一步踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等、制度・運用の見直し等を行うこと。

【困難度：高】

- ・ 民間金融機関のみでは実施困難な分野について、一步踏み込んだ金融技術の探求を行うなどにより、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等の制度・運用の見直し等を行うことは、達成は容易でないため、困難度は高い。

【重要度：高】

- ・ 住生活基本計画の基本的な施策のひとつとして、リバースモーゲージや残価設定ローン等の多様な金融手法の活用を進め、住宅の資産価値の合理化・明確化を推進することとされており、当該施策の実現に向けて、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等の制度・運用の見直し等を行うことは、重要な役割を果たすことから、重要度は高い。

<想定される外部要因>

急激な金利変動等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

(3) 住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。

なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。

- ① 令和6年能登半島地震をはじめとした全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。

(指標)

- ・ 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数

- ② 大規模な自然災害の予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体との災害協力協定等に基づき、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。

安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。

また、住宅のエネルギー消費性能の向上に資するよう、グリーンリフォームローンを行うこと。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中における地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数を160回以上とする。(前中期目標期間実績(見込み):140回)

<目標水準の考え方>

- ・ 頻発する自然災害の対策支援や発災時の復興支援に迅速かつ円滑に対応するためには、平時から地方公共団体等との関係構築が必要であることから、前中期目標期間中の啓発活動回数を踏まえ、中期目標期間中における地方公共団体等に対する啓発活動を160回以上実施する。

- ③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金等の計画的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等を通じた適切な維持管理の促進や高経年マンションの建替え・改修等の支援を行うこと。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を8,700組合以上とする。(前中期目標期間実績:9,874組合)

<目標水準の考え方>

- ・ 住生活基本計画においてマンションの長寿命化に向けた適切な維持管理を促進するとされていることを踏まえ、マンションすまい・る債の発行を通じてマンション管理組合の計画的な修繕積立金の積立てを支援することとし、前中期目標期間の目標(7,200組合)を上回るものとして、中期目標期間中における活用組合数を8,700組合以上とする。

- ④ 子どもを産み育てやすく、省エネルギー性能が高い良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。

（定量目標）

- ・ 中期目標期間の最終年度までに、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるＺＥＨ及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を47%以上とする。（令和6年度実績（見込み）：37.4%）

<目標水準の考え方>

- ・ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるＺＥＨ及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合に関する定量目標について、住生活基本計画等のＺＥＨ基準の水準に相当する省エネルギー性能の確保に寄与するため、成果指標の水準等を踏まえ、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるＺＥＨ及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を中期目標期間の最終年度までに47%以上とする。

【困難度：高】

- ・ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるＺＥＨ及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合に関する定量目標については、令和4年度にＺＥＨ及び長期優良住宅の技術基準を満たす賃貸住宅に対する金利引下げ制度を創設するとともに、業界団体と連携した周知等によりＺＥＨ基準の水準に相当する省エネルギー性能等を確保した賃貸住宅の普及を推進しているが、足下の実績を鑑みても、達成は容易でないため、困難度は高い。

- ⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。

- ⑥ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、ＮＰＯ等との連携及び協力をより深めること。また、地域における政策課題の一つである空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行うこと。

金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等

を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

<想定される外部要因>

急激な金利変動等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成するに当たり、独立行政法人会計基準（令和3年9月21日改訂。その後の改訂を含む。）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。

また、一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。以下同じ。）について、中期目標期間の最終年度において令和6年度の一般管理費と同額以下とすること。

(2) 適切な経営資源の配分

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。

(3) 調達方法の見直し

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。

(4) 人件費管理の適正化

専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。

また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。

(5) デジタル化の推進

機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するＩＴ基盤の整備や国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組むとともに、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。

また、デジタル化を更に進展させ、ＩＴ技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援等を行うことにより、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図ること。

なお、ＩＴ基盤の整備に当たっては、ＩＴ技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。

また、デジタル庁が策定した情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

5. 財務内容の改善に関する事項

健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、金利環境等の社会経済情勢の変化等に迅速に対応できる体制を整備し、必要な経営資源を機動的に投入すること。

リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施する等、政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。

(1) 安定的かつ効率的な資金調達

金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たにＭＢＳ等を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図ること。

また、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達を行うため、資金調達の高度化に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。

(2) リスク管理の徹底

① 信用リスク、ＡＬＭリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。

また、金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。

② 的確かつ効率的な債権管理業務を行うとともに、社会経済情勢の変動やこれらに関

する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行う等、債務者に寄り添って丁寧に対応すること。とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底することとし、証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を3.2%以内に抑制すること。

(3) 決算情報・セグメント情報の公表

財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。

(4) 保有資産の見直し

保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。

また、法令等の遵守及び過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底するとともに、廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。

(2) リスク管理

『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。

また、災害の激甚化・多頻度化を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。

(3) 広報・情報公開の推進

機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。

また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進すること。

(4) 顧客保護

顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、

高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。

(5) 情報管理

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。

(6) 情報セキュリティ

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

(7) 業務実施体制の整備

委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。

あわせて、委託機関等の体制の変化に対応した的確な業務実施体制を確保すること。

(8) 人事管理

金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとした多様な金融サービスの提供による政策実施機能を向上させるためには、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、デジタル化を更に進展させるためのIT技術、住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。

人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人事交流、外部人材との連携、外部委託等による外部人材の活用等を引き続き実施するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。

あわせて、多様な人材を確保するため、健康経営、女性活躍及び働き方改革の推進に取り組むことにより、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人一人が働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行うこと。

別表 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)の成果指標と関連する定量目標

定量目標	住生活基本計画(全国計画)の成果指標
3. (1)証券化支援事業② (定量目標) イ 中期目標期間の最終年度までに、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を30%以上とする。(令和6年度実績(見込み):29.1%)	第2 3. 目標6 (成果指標) 認定長期優良住宅のストック数 113 万戸(令和元)→約 250 万戸(令和 12)
3. (1)証券化支援事業② (定量目標) ロ 中期目標期間の最終年度において、フラット35に係るZEH水準の割合を、国のZEH水準適合率を19ポイント以上上回るもの(上限100%)とする。(令和6年度実績(見込み):22.5ポイント) 3. (3)住宅資金融通等事業④ (定量目標) ・ 中期目標期間の最終年度までに、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を47%以上とする。(令和6年度実績(見込み):37.4%)	第2 3. 目標6 (成果指標) 住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)* 3%(平成30)→18%(令和12) ※ この指標は、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)における目標に基づき設定したものであり、地球温暖化対策計画に変更があった場合には、この目標も同様に変更されたものとみなす。なお、2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストिंगの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映し、これらは住生活基本計画の成果指標に追加されたものとみなす。 <参考1> エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) 5. (3)①(b) 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。 <参考2> 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 第3章第2節1. (1)C. (b) 2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030年に目指すべき住宅の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される住宅についてはZEH基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。 別表1 21. 住宅の省エネルギー化 新築住宅のうちZEH基準の水準の省エネ性能に適合する住宅の割合(%) 2013年度:0 2025年度:— 2030年度:100
3. (1)証券化支援事業② (定量目標) ハ 中期目標期間におけるフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を30%以上とする。加えて、単年度では可能な限り36%とする。(令和6年度実績(見込み):34.3%※第四期中期目標期間平均(見込み):29.5%)	第2 3. 目標6 (成果指標) 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成30)→14 兆円(令和12)→20 兆円(長期的目標)

独立行政法人住宅金融支援機構に係る政策体系図

別添1

主な政府方針

住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画） 等

機構が果たすべき役割

- 民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、多様な人々のライフスタイルにあった安心で豊かな暮らしの実現のため、
- 住宅循環システムの構築支援や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの提供を支援
 - ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組む

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

証券化支援事業

- 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給（フラット35の着実な実施）
- 長期優良住宅及びZEH等住宅の取得支援
- 高齢者の住生活関連資金の供給支援（リ・バース60全期間固定金利タイプの普及等）
- 子育て世帯等による住宅の取得支援
- IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援

等

住宅融資保険等事業

- 高齢者の住生活関連資金の供給支援（リ・バース60変動金利タイプ等の普及等）
- 家賃債務保証保険等の実施
- 民間のみでは実施困難な分野における一歩踏み込んだ金融技術の探究

等

住宅資金融通等事業

- 被災住宅再建への融資、住宅ローン返済中の被災者への支援、災害予防への融資、地方公共団体等への自然災害発生に備えた体制整備の支援
- 高経年マンションの建替え・改修への融資、適切な維持管理の促進
- ZEH等の省エネ性の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資

等

業務運営の効率化・財務内容の改善に関する事項等

- 人件費、公租公課、デジタル関連経費等を除く一般管理費を、同額以下にする。
- 的確な業務実施体制の確保、人材の確保・育成等

（使命）

住生活基本計画（全国計画）等における住宅政策の目標実現のため、住宅金融を専門とする政策実施機関として、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に向け、地方公共団体や民間金融機関等と連携し、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図ることが求められる。

（現状・課題）

◆強み

- ・運営費交付金の交付を受けない自立的な法人として、住宅金融証券化市場の育成、住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完といった我が国の住宅政策に資する事業を総合的かつ安定的に実施してきたことによる市場・顧客の信用。
- ・多様な金融サービス機能や住宅金融分野における専門性を有する人材と、ステークホルダーとのネットワークを活用し、地域における政策課題の解決に向けた取組を実施。

◆弱み・課題

- ・業務を委託している機関等の体制の変化に対応する的確な業務実施体制の確保。
- ・DXの進展への対応、IT技術等を有する人材の確保・育成。

（環境変化）

- 少子高齢化等の深刻化、災害の激甚化・多頻度化、高経年マンション・空家の増加等の環境や社会ストックの変化、住宅価格の高騰等による住宅ローン利用者のニーズの変化に直面しており、それらに対応することが急務。
- DXの進展、人材戦略の推進、的確な業務実施体制の確保にも迅速に対応する必要。

（中期目標）

- 住生活基本計画等における住宅施策（長期優良住宅やZEHの普及促進等）の目標実現に向けた支援
- 証券化支援事業を着実に行いつつ、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する取組を行うとともに、新たに債券を購入する投資家の裾野を拡大させることによる、安定した厚みのある住宅金融市場の形成に向けた支援
- リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給支援と制度の普及に向けた啓発活動の実施
- 民間のみでは実施困難な分野における一歩踏み込んだ金融技術の探究
- 全国各地で頻発する自然災害からの復興支援及び自然災害発生に備えた体制整備に係る的確な支援の実施
- マンションの適切な維持管理の促進や建替え・改修等の支援
- デジタル化を更に進展させ、IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援の実施
- 業務を委託している機関等の体制の変化に対応した的確な業務実施体制の確保
- 外部人材との活用等による、IT技術等を有する人材の確保・育成

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

1. 中期目標期間における国の政策体系上の法人の位置づけ

国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を統合し、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「機構法」という。）に基づき、令和7年4月に創設される。

機構法においては、機構が感染症有事の際に政府の方針に従い、迅速・柔軟・確実に業務を実施し、かつ、国際的に卓越した能力を有する研究者を獲得できる処遇を実現するために、厚生労働大臣による広範な監督権限が必要であり、かつ、人事・組織などの運営を柔軟に行える組織であることが必要であるため、独立行政法人ではなく特殊法人としている。一方で、特殊法人であっても、これまでの国立研究開発法人としての機能等を引き続き有するため、中期目標の策定等に当たり、厚生労働省国立研究開発法人等審議会、独立行政法人評価制度委員会及び健康・医療戦略推進本部の意見聴取等を行うものである。

2. 機構の役割（ミッション）

機構の設立の趣旨は、我が国における新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、新たな専門家組織を創設することとされた（「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））。

これは、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策大目標（新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること）を踏まえ、機構において、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査、病原体解析から臨床研究及び公衆衛生分野の研究（以下「公衆衛生研究」という。）までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るものである。

政府の感染症危機管理の体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担うこととなる。機構は、次の感染症危機への備えをより万全にしていいため、感染研及びNCGMの統合の成果を生かして質の高い科学的知見を迅速に獲得

し、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省へ提供することが求められる。また、機構は、感染研及びNCGMが果たしてきた機能・役割を継承・発展させ、両機関の統合による相乗効果を発揮することが期待される。

第2 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とする。

第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項

感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）が定められた。機構は、当該計画に基づく役割を着実に果たせるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第9条に定める業務計画を作成し、以下のとおり体制整備を図る。

1. 情報収集・分析、リスク評価

【重要度：高】

- ・ 感染症有事においては、機構から政府に対する迅速な科学的知見の提供が様々な対策の基盤となるため。

感染症有事における対策の基礎となる臨床像・疫学的知見・病原体の性状等の把握のため、平時から、以下の取組を進め、国内外の情報収集・分析、リスク評価を行い、政府に情報提供を行う。

- ・ 平時から感染症サーベイランスシステムを活用した国内における感染症の発生動向把握を進めるとともに、感染症関連情報、予防接種等のデータベース、感染症臨床研究ネットワーク（感染症指定医療機関等による臨床研究推進のためのネットワークをいう。以下同じ。）におけるデータベースの運用を行う。医療保険に関する情報、病原体ゲノム情報等も活用し、有事に政府が求める内容・量の科学的知見を速やかに提供するためのデータ解析等を行う。また、公益的なデータ利活用のための第三者提供等を進める。
- ・ 国内外の感染症インテリジェンス（感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定

及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する活動をいう。)のハブ機能として、世界保健機関等の国際機関、諸外国・地域の研究機関等、医療機関、大学等、地方衛生研究所等との連携体制を構築し、情報収集を行う。また、国内外のオープンソースの論文のレビューを着実に行う。有事のリスク評価においては、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し考慮することも踏まえ、関係機関と連携して収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う。

- ・ 有事において、「FF100」(First Few Hundred Studies、未知の病原体が出現した際に、隔離・待機期間、診療方法等を迅速に決定するため、最初の数百例程度の知見を迅速に収集すること)のような通常のサーベイランスでは得られない臨床・疫学・病原体に関する知見を収集するための調査の実施、検査方法・診療指針の作成などを通じた各地域の検査体制・医療提供体制の構築支援を行う。その支援に向けて、初動期・対応期の段階に応じた具体的作業フローをあらかじめ定め、訓練等を通じて必要な準備を進める。
- ・ リスクコミュニケーションの取組として、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報等について、様々な媒体・機会を活用し、国民の理解が深まるようわかりやすい情報提供・共有を行う。

有事においては以上の取組を活用し、政府の求めに即応し、必要な情報を提供する。また、政府と連携して国民等に対し、科学的知見等についてわかりやすく情報提供・共有を行う。

2. 研究・開発

【重要度：高】

- ・ 治療薬・ワクチン等の速やかな実用化のためには、基礎研究によるシーズ開発から非臨床・臨床試験等に至る研究開発キャパシティを有し、プロセスがシームレスに機能する必要があるため。

【困難度：高】

- ・ 治療薬・ワクチン等の速やかな実用化のためには、平時から具体的な想定をもって準備する必要があるため。

感染症有事において、検査・診断法、治療薬・治療法及びワクチン等予防法(以下「治療薬・ワクチン等」という。)を速やかに実用化できるよう、平時から、基盤的研究によるシーズ開発から非臨床試験、臨床試験等までを一貫通貫で進める体制構築に向け、以下の取組を進める。

- ・ ARO (Academic Research Organization) 機能を整備し、医師主導治験、多施設共同臨床研究、特定臨床研究、企業治験に取り組むとともに、国際共同治験に参画するなど、臨床研究等のネットワークのハブの役割を果た

す。

- ・ 感染症臨床研究ネットワークを運営し、収集・保管した臨床情報や生体試料等を研究機関（基礎研究を行う大学等を含む）・民間企業に分与・提供すること等により、国内における研究開発の支援を行う。
- ・ 人獣共通の感染症でもある新型・再興型インフルエンザのワクチンの研究開発のため、世界保健機関が指定するインフルエンザのワクチン推奨株を確保する。
- ・ 機構内でFirst in Human（ヒトに初めて投与する）を始めとする早期臨床試験の実施数を増やすよう院内Phase1ユニットの整備及び人員の確保を図る。
- ・ B S L（Bio Safety Level）－4施設について、「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略」（令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）に基づき、有事におけるファーストレスポnderとして、迅速で精度の高い検査機能及び治療体制を確立するとともに、人材育成に取り組む。また、「国立感染症研究所B S L－4施設の今後に関する検討会報告書」（令和2年12月11日）を踏まえ、厚生労働省とともに検討を進める。
- ・ 有事には平時の研究・開発体制から必要な体制に機動的な切替えが行えるよう、初動期・対応期の段階に応じた研究・開発の推進に関する具体的作業フローをあらかじめ定める。また、有事において従事する検査の実施等の業務が円滑に実施できるよう習熟しておく。

有事においては平時の研究・開発体制から迅速に切替え、政府・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）等との連携の下で治療薬・ワクチン等の実用化を更に推進する。

3. 臨床（総合病院機能の維持・強化）

【重要度：高】

- ・ 感染症有事において医療提供体制全体として必要となる対応のため、平時から機構における総合病院機能を維持・強化することが不可欠であるため。

感染症有事の対応力を高めるためにも、平時の総合病院機能を維持・強化する。感染症有事においては、感染症だけでなく、それ以外の医学的管理が必要な患者も含めた医療の提供、外国からの邦人退避・クルーズ船対応等への臨機応変な対応、各地で有事の臨床対応を行う医療機関に対する検査体制、治療法の助言や応援派遣等を通じた医療提供体制の維持強化等が必要であり、こうした対応のため、レベルの高い総合病院機能を維持する。その上で、感染症以外も含めた健康危機における対応強化のため、救急医療や集中治療を充実させるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の事務局（日本DMATに関する

業務の中核となる機関をいう。以下同じ。)を運営する。

また、感染症発生早期からの全病院対応が可能となるよう、平時から全ての診療科・部門において適切な感染管理下で治療を行うことができる専門性を目指し、有事の際には機構内の臨床部門のサージキャパシティを発動する。さらに、国内外の医療機関や都道府県等との連携の下、有事における人材派遣の調整が円滑にできるよう準備し、有事の際にはサージキャパシティを確保する。

4. 人材育成・確保

【重要度：高】

- ・ 感染症有事に対応するに当たっては、機構において1. ～ 3. に掲げる機能を担う人材に加え、国内の公衆衛生対応人材を平時から育成・確保しておくことが不可欠であるため。

1. ～ 3. に掲げる機能強化に向けた人材を確保・育成するため、専門性の高い人材の育成を進めるとともに、幅広い人材を対象として裾野を広げること、また、地域において感染症危機対応のリーダーシップをとることができる人材を確保する観点から、以下の取組を進める。

- ・ 機構内の人材については、政府に質の高い科学的知見を提供していくため、人事配置等を通じ、各部署において感染症有事に対応できるデータ解析等の人材を育成する。また、国内外の大学・研究機関等とのクロスアポイントメントや、国・地方公共団体や民間等も含めた組織的な人事交流等を積

極的に行うほか、卓越した能力を有する国内外の研究者の招聘等も行い、

基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで切れ目なく専門性の向上を図る。

- ・ 国内の多様な公衆衛生対応人材を確保するため、実地疫学専門家養成コース（FETP）、感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム、地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み（IHETAT）等の研修を行う。また、多施設共同臨床研究の促進や感染症危機管理に貢献可能な看護職等について、国立看護大学校における養成も併せて検討する。

また、有事における人材確保のため、サージキャパシティ名簿を作成するとともに、人材派遣調整が円滑に実施できるよう必要な事前準備を行う。

第4 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 基本的な考え方

機構の発足により、機構法第23条第1項各号に掲げるとおり、

- ・ 感染症については基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究までを一貫して担うほか、関連する国家検定等の業務について、関係法令に基づき引き続き

実施する。

- ・ また、発足前よりNCGMが担ってきた肝炎を始めとする肝疾患)、糖尿病・代謝性疾患、免疫疾患等の研究開発、医療の提供、国際保健医療協力、看護師養成、さらに、国立高度専門医療研究センターとして相互連携を図ってきたゲノム医療や医療情報基盤等についても、引き続き役割を担っていくものである。
- ・ 加えて、関連する人材育成等にも取り組んでいくこととなる。

これら機構における各業務の質の向上が、第3に掲げた体制整備の各事項とあいまって次の感染症危機への備えとなることを含め、健康危機管理を掲げる専門家組織としての基盤となるという認識の下、具体的には2.以降のとおり取り組む。

特に、感染症に係る研究体制については、病原体研究を臨床対応に応用することや、公衆衛生対応に生かすことが機構内で迅速にできるようになることから、感染症対策の改善や、治療薬・ワクチン等の研究開発等の具体的成果につなげていくことが重要である。また、我が国における重要な公衆衛生課題とされてきた肝炎やHIV、近年の世界的課題であるAMRや急性呼吸器疾患については、機構内において基礎研究と臨床研究、疫学・公衆衛生研究のそれぞれの段階で蓄積がある。これらが機構における「基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで」一貫通貫の研究のモデルとなるよう、部門間の協働・連携を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対応を経て強化された公衆衛生研究については、社会科学など他分野との連携も含めて推進を図る。また、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒト、動植物、環境等、様々なセクターの分野横断的な取組を進める。

その際、政府において進められている医療DXの各施策を踏まえて取組を進め、研究開発の推進やより良い医療の提供を目指す。また、倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への取組の視点を持って、各部門における研究開発等を推進する。

2. 研究開発の成果の最大化(機構法第23条第1項第1号に掲げる業務)

(1) 感染症を中心とした基礎研究の推進〔病原体・基盤研究事業〕

機構においては、感染症を中心とした健康危機事案に対応する基礎研究に係る能力を平時より醸成し、また、健康危機事案の発生時には国内外の基礎研究を^{けん}牽引する。このため、国内外の多種多様な病原体等を確保・保管するとともに、病原体特異的な手法と目的志向的な手法を組み合わせ、感染症の実態把握(サーベイランス業務)、感染症の検査診断(レファレンス業務)、治療薬・ワクチン等の研究開発、ワクチン・血液製剤等の品質管理(品質管理業務)等を高水準で遂行するための基盤となる能力の維持及び向上を図るとともに、病原

体等の伝播機序、増殖機序、病態解明などについての研究成果を創出する。

具体的には、

- ・ 病原体の感染及び増殖の仕組みや詳細な生活環を解明し、感染伝播性、複製増殖性、病原性、免疫逃避能、薬剤耐性等の特性やそれらの原因となる因子を明らかにする病原体解析研究
- ・ 病原体が宿主に感染した際に感染症を発症する仕組みについて、宿主側の因子に焦点を当て、病原体との相互作用や発症に至る過程を明らかにするリバーストランスレクション研究を含めた感染病態研究
- ・ 病原体に対する宿主防御免疫研究並びに免疫療法への応用研究
- ・ シーズの同定に係る基盤技術の開発を含む細胞及び動物モデル、病原体感染実験系の技術基盤の開発に関する研究
- ・ 創薬標的、治療薬・ワクチン等の作用機序及び薬効評価、感染症に対する治療薬・ワクチン等のシーズや製造・評価方法の開発等に係る研究
- ・ 平時のみならず有事においても、病原体等の効率的な取扱いと管理における安全性を最大限に確保する手法に関する研究
- ・ 国家検定試験法や品質管理手法を向上させ、安全かつ有効な医薬品及びワクチンの供給に貢献するレギュラトリーサイエンスに関する研究
- ・ 病原体の伝播拡散状況や変化を把握するための分子疫学研究

に特に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施する。

その際、医療的な対抗手段の利用可能性を確保すべき重点感染症を優先課題とするが、その関連病原体群による感染症や国内の平時の公衆衛生対策として重要な感染症を含め幅広く基礎研究を推進する。その推進に当たっては、当該感染症の流行地域の関係機関とも連携し、社会、ヒト及び動物個体、媒介動物、衛生昆虫、臓器、組織、宿主細胞、微生物、遺伝子、タンパク質、代謝物といった感染症に係る多様な対象に焦点を当て、疫学、免疫学、病理学、生化学、統計学、ゲノム科学、化学生物学、計算科学、人工知能（AI）等の手法も多階層かつ多角的に活用する。さらに、大学・研究機関、民間企業等で実施が困難な、顧みられない動物由来・節足動物媒介性感染症及び起因となる病原体、バイオテロ病原体に関する研究基盤を継続的に強化し、未知の新興・再興感染症に柔軟に対応する研究を進める。

また、感染症研究に係る基盤構築として、研究に使われる動植物、細胞、遺伝子、微生物、病原体を含む生物資源、感染症患者の生体試料等の確保・保管を進めるとともに、構築したバイオバンク・データベース等を迅速かつ安定的に提供できる体制を構築する。

さらに、機構として、基礎研究の成果を次の橋渡し研究及び臨床研究並びに公衆衛生研究に着実かつ迅速につなげるよう、部門間及び大学・民間企業等機構外機関との協働・連携を推進する。

（２）実用化を目指した研究開発の推進及び基盤整備〔臨床研究事業〕

我が国の臨床研究の中核的な役割として、医師主導治験、多施設共同臨床研究、特定臨床研究、企業治験に、総合病院機能を活かしつつ積極的に取り組むとともに、国際共同治験に参画するなど、臨床研究等のネットワークのハブの役割を果たす。機構内でFirst in Human（ヒトに初めて投与する）を始めとする早期臨床試験の実施数を増やすよう院内Phase1ユニットの整備及び人員の確保を図る（再掲）。

感染症臨床研究ネットワークを運営し、収集・保管した臨床情報や生体試料等を研究機関（基礎研究を行う大学等を含む）・民間企業に分与・提供することにより、国内における研究開発の支援を行う（再掲）。

クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想を発展させ、各種レジストリデータの薬事承認への活用を検討・促進する。糖尿病などの生活習慣病の予防医学研究及び啓発活動を推進し、また、オンライン診療等の新たな技術も取り入れ、適切な医療に繋げていく。

ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、感染症その他の疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進する。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を進めるとともに、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、戦略的な知的財産管理・活用、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図る。

（３）国内外の医療の推進のための研究開発の推進〔国際医療研究事業〕

我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、機構内各部門の連携を基盤としながら、国内外の保健医療機関、大学・研究機関、学会、民間企業等との共同研究の一層の推進を図る。具体的には、

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 総合病院機能を基盤としたHIV感染症、肝疾患、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝疾患、免疫疾患等のレジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノムの解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 高齢化等に伴うHIV感染症、肝疾患、糖尿病等の疫学変化等の病態変容解明のためのコホート研究
- ・ 国際的視点に基づく保健医療に関する研究開発

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施する。

引き続き機構並びに国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発

法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）のそれぞれの業務に係る疾患に関し、横断的な調査、研究及び技術の開発（以下「疾患横断的研究」という。）を行うための体制を構築するとともに、同体制において疾患横断的研究に係る基盤整備、人材育成等に取り組む。

（４）公衆衛生研究の推進及び基盤構築〔公衆衛生研究事業〕

感染症を中心とした健康危機事案の対策に寄与するため、基礎研究及び橋渡し研究・臨床研究の成果を俯瞰^{ふ かん}しつつ、地方衛生研究所等、大学・研究機関、国際機関、民間企業等国内外の研究者と協力し、人文科学及び社会科学を含む学際的な手法を用いた公衆衛生研究を可能とする研究協力の基盤を構築する。さらに、感染症のリスク評価と分析に資する研究を実施し、政策提言や対策の現場で活用可能な公衆衛生学、疫学、経済学等に係る研究成果を創出する。

具体的には、

- ・ 疫学情報及び病原体情報を速やかに整理し、リスク評価や被害軽減につなげる実地疫学研究
- ・ 感染症リスク評価に必要な感染症の流行及び伝播に関する研究並びに公衆衛生インパクトの推定に必要な数理疫学等に関する研究
- ・ 予防接種施策の検討に資するための疾病負荷の推定及びワクチンの接種率、有効性、安全性、費用対効果等に関する情報収集・研究並びに国際機関等と連携したインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの構成株等に関する研究
- ・ 感染症発生動向調査に基づく報告、ゲノム情報、下水疫学、人流等の重層的なデータ及び深層学習（Deep Learning）を含む統計手法を用いたサーベイランスに関する研究
- ・ パンデミック時の検査及びワクチンの提供体制並びに医療提供体制の構築、水際対策、行動制限等に関する研究
- ・ リスクコミュニケーション、クライシスコミュニケーション、広報、情報発信に関する研究

に特に取り組むなどして、研究開発及び対策に寄与する。

その際、健康危機事案以外の公衆衛生上の課題に対する研究も進めることで、有事における研究協力の裾野を広げるとともに、過去のパンデミックへの専門家の対応についても分析を深め、平時からの訓練の実施や健康危機事案への対応など、有事に活動するために必要な事項についての研究成果を創出する。

以上（１）～（４）により、中期目標期間中に

- ・ 原著論文数 4,500 件以上
- ・ 医師主導治験実施件数 14 件以上

- ・ 国際共同治験への参加数 90 件以上
- ・ 臨床研究実施件数 2,700 件以上
- ・ 治験（製造販売後臨床試験を含む。）180 件以上
- ・ 医療推進に大きく貢献する国際医療研究事業における研究成果 26 件以上
- ・ 感染症対策の展開に活用できる公衆衛生研究事業における研究成果 20 件以上
- ・ First in Human 試験実施件数 1 件以上
- ・ 感染症に係る研究体制について、統合に伴う研究部門間の協働・連携により、肝炎・HIV・AMR・急性呼吸器疾患等に関する各分野の画期的な研究成果 4 件以上

とすること。

3. サーベイランス業務等〔サーベイランス等事業〕

サーベイランス業務（機構法第 23 条第 1 項第 5 号に掲げる業務）については、国内外における感染症の発生動向の把握、リスク評価や流行予測等の分析、情報提供等の機能を充実させる。

レファレンス業務（同項第 6 号に掲げる業務）については、病原体等の検査の実施、検査方法の開発、試薬等の標準化、標準品の製造・普及等の機能を充実させる。

地方衛生研究所等に対する支援等（同項第 7 号に掲げる業務）については、職員に対するゲノム解析等の専門的技術的な研修の実施、外部精度管理等の技術的支援等により、地方衛生研究所等の検査機能の向上を図る。

検査等業務（同項第 8 号から第 10 号までに掲げる業務）については、着実かつ迅速な実施とともに、世界保健機関等の国際機関との連携や品質管理についての研究等により、検定・検査の質の向上を図る。ワクチン等の国家検定について着実かつ迅速な実施に努めるとともに、全ての国家検定対象品目が PMDA に移管された後についても、機構は、PMDA から委託を受けた実地試験について、引き続き着実かつ迅速な実施に努める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき委任を受ける事務について、着実に実施する。

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき協力を求められる牛海綿状脳症の確定診断について、着実かつ迅速に実施する体制の整備に努める。

4. 医療の提供（機構法第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる業務）〔診療事業〕

（1）機構で実施すべき総合病院機能等

センター病院（仮称。以下同じ。）では、救急を含む高度な総合診療体制を活かし、高度な先端医療技術の開発を進めつつ、特定感染症指定医療機関及びエイズ拠点病院としての中核機能を担う。

国府台病院（仮称）では、肝炎・免疫疾患に関する医療、精神科救急・身体

合併症・児童精神医療の機能を担う。これらを果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担う。

センター病院は、特定感染症指定医療機関として、また、我が国における感染症その他の疾患に対する総合的な診療を提供する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

H I V 感染症の診療については、引き続きエイズ治療・研究開発センター（A C C）において最新の高度な診療を提供する。H I V 感染症患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々のH I V 感染症患者の病態に則した治療を実施し、その治療法について、均てん化に努める。特に、患者の高齢化に伴う種々の合併症に対応する医療の提供に関し指針を示す。新たな検査法や予防法を確立し、新規感染者減少を目指す。

また、外国人居住者や訪日外国人の診療を含む、国際的に開かれた病院機能を充実させるほか、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）に従い、肝炎予防、肝炎医療の均てん化及び研究の促進等、肝炎の克服に向けた取組をより一層進める。

健康危機における医療提供体制の構築支援のため、災害派遣医療チーム（D M A T）の事務局を設置し、平時からの調査・研究の推進や、研修及び訓練等の実施、国内外の関係機関との連携のほか、有事において迅速にD M A T等の運用調整や被災した医療機関等の支援等を行う。

また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、機構として提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。

（２）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。

また、これに加え、A I や I C T を活用した医療の提供、国立高度専門医療研究センターを始めとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組む。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感

染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図る。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中期計画等に適切な数値目標を設定する。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討する。

5. その他

(1) 人材育成（機構法第23条第1項第4号に掲げる業務）〔教育研修事業〕

第3の4. に掲げた感染症に係る人材育成に加え、感染症その他の疾患に関する医療、研究、国際連携や協力、リスクコミュニケーションを推進するに当たりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデルとなる研修及び講習の実施・普及に努める。

企業と連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材の育成及び確保については、国立高度専門医療研究センターのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。また、機構、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を進める。

研修等について、中期計画等に適切な数値目標を設定する。

(2) グローバルヘルスに貢献する国際連携・協力（機構法第23条第1項第3号に掲げる業務）〔国際協力事業〕

第3に掲げた国際的な連携の推進に加え、国際機関や多国間・二国間の連携を通じたグローバルヘルスセキュリティへの積極的な貢献を推進するとともに、健康の社会的決定要因（Social Determinants of Health：SDH）の知見をもとに、誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成と健康格差縮小のための技術協力活動を総合的に展開する。多国間・二国間の保健医療協力等を通じた知識・経験、重要課題に関する政策の情報収集・分析を踏まえ、政府、国際機関、新興国・途上国等に対して政策提言を行うとともに、感染症対策を支援する。

技術協力や政策分析から導き出された研究課題に対し、実践的なエビデンスを創出するとともに、「健康・医療戦略」（※健康・医療戦略推進本部にて現在改定作業中）に基づき、相手国のニーズとエビデンスに基づいた医療技術、健康・医療関連産業、関連制度等の国際展開を推進する。

新興国・途上国のサーベイランス支援や検査能力の強化支援を行い、感染症対策支援を行う。

新興国・途上国の保健医療者の人材開発を行い、持続可能な医療提供体制構築を支援し、グローバルヘルス人材戦略センターにおいては、国際保健政策人材の能力強化を戦略的に推進し、その人材を国際機関等に送出する。100日ミッションなど、ワクチンの研究開発における国際的な枠組みに対する専門家

の派遣を行う。

地球規模の課題解決に資するソーシャルイノベーションや革新的事業創出を支援するほか、国際機関、企業、NPO等と連携し、研究、医療及び人材育成の基盤となる国際的なネットワークを構築するとともに、我が国の取組について発信する。

上記取組に係る新興国・途上国における女性とこどもの健康や疾病対策及び保健システム強化を図るための専門家（ODA実施者、研究者、コンサルタント等）の派遣及び海外の人材を受け入れる研修については、中期計画等において適切な数値目標を設定する。

（３）成果の普及等（機構法第 23 条第 1 項第 11 号に掲げる業務）〔情報発信事業〕

第 3 の 1. に掲げた情報発信に加え、機構の活動を各学会のみならず広く一般社会に発信し、その意義や価値について、幅広く理解を得られるよう、論文発表、シンポジウム、広報誌や施設公開等において、研究活動や研究成果の分かりやすい発表・紹介に取り組むとともに、当該研究によって期待される社会還元の内容等について情報発信を行う。感染症有事の際に人々の意思決定を支援するための科学的知見を適切に提供できるよう、平時から状況の周知と必要な情報の提供を積極的に進め、組織としての信頼醸成につなげる。

医療の評価と質の向上、更に効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、感染症臨床研究ネットワークを始めとする中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。また、関係学会と連携した診療ガイドラインの作成・普及等により、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

国際保健医療協力分野においても、国際機関や国内外の関係学会と連携しつつ、海外の拠点などとのネットワークを強化し、日本の知見の普及を図る。また、国内外の関係学会、国際機関等と連携しつつ、情報提供の充実を図る。

国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標について、中期計画等に適切な数値目標を設定する。

（４）看護に関する教育及び研究（機構法第 23 条第 1 項第 12 号に掲げる業務）〔国立看護大学校事業〕

国立看護大学校においては、機構及び国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理、技術の教授、研究及び研修を行う。その際、国立高度専門医療研究センターとの連携を更に進めるとともに、機構及び国立高度専門医療研究センターのニーズに対応した人材育成を行う。

(5) 出資等（機構法第23条第1項第13号に掲げる業務）〔出資等事業〕

機構における研究開発の成果の実用化や、これによるイノベーションの創出を図るため、研究開発の成果を直接的に活用する事業者、当該事業者に対する助言や資金供給等を行うベンチャーキャピタル（ファンドを含む。）や成果活用等支援法人に対して、出資や人的・技術的支援の手段を活用する。

第5 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、感染症に係る情報収集・分析、リスク評価を行う有事の司令塔部門など機構の業務を統括する部局を設置し、感染症有事のフェーズごとに柔軟に組織編成を変更できる組織体系を確立する。また、理事（9人以内）のうち、10年間機構に勤務したことがない等の要件を満たす者を外部理事として4人以上設置し、業務の執行状況を外部の視点でチェックすることで、適切に理事会のガバナンスを機能させる。

また、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行う。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組や病院におけるタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進する。

政策課題等の複雑困難化や人的資源の制約が顕在化する中、機構の業務の重み付けを適切に行うとともに、国の政策における重点分野や機構に強みのある分野にその資源を重点配分するようDXの推進等による業務の効率化を促した上で、必要なリソースの確保に努める。

機構の効率的な運営を図るため、以下の取組を進める。

- ① 給与水準について、機構が担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。
- ② 国立高度専門医療研究センター等との間において、医薬品の共同調達等の取組を推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。
- ③ 後発医薬品については、中期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中期目標期間を通じて数量シェアで85%以上とする。
- ④ 病院における医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、収入の確保を図る。
- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、物価高騰等の影響を除き、令和7年度に比し、中期目標期間の最終年度にお

いて、同額以下とする。

- ⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

これらの取組により、各年度の損益計算において、経常収支を前年度以上とする。

２．医療DXの推進

政府が進める医療DXの各施策を踏まえて研究開発等の取組を進める。業務の効率化、医療の質の向上及び臨床研究の促進を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できる機構内のネットワーク及び関連機関との連携ネットワークの充実を図る。その際、単に業務手法にデジタル手法を導入するだけにとどまらず、感染症等に係る各種データベースの運用・データ解析等により、新たな価値実現を果たす医療DXを推進する。

その際、個人情報保護については、関係法令等を踏まえ、適切に管理を行う。

第６ 財務内容の改善に関する事項

第５で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図る。

１．自己収入の増加に関する事項

運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努める。具体的には、基礎・非臨床・治験・臨床研究体制を強化し、AMED等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を進める。

２．資産及び負債の管理に関する事項

機構の機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努める。

また、第５の１の「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、各年度の損益計算において、経常収支を前年度以上とする。

なお、中期目標期間中に繰越欠損金が発生した場合、機構においてその発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を行うとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を構築すること等により、内部統制の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを整備し、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等、機構の業務方法書に定める事項の運用を確実に図る。

2. エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項

エイズ治療・研究開発センターは、エイズ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を、厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、HIV感染症に関し、診断及び治療、臨床研究、診療・療養に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。

また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成30年厚生労働省告示第9号）に基づき、HIV感染症に係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるHIV感染症医療水準の向上を図る。

こうした経緯・役割について、統合後も機構は引き続き十分な認識を持って対応する。

3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

施設・設備整備については、機構の機能の維持、向上のほか、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努める。

また、法令等に基づく実験施設の安全管理を徹底するとともに、所在自治体等の理解を得て円滑な運営を図る。

医療機関や研究機関を対象としたサイバー攻撃の脅威が増している中、情報セキュリティ対策を含めた研究セキュリティ・インテグリティの強化に向けて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえた関連サービス・機器・規程及び体制の整備や職員への周知等に努める。

業務全般について、以下の取組を行う。

- ・ 的確な評価を実施するため、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定（最終改定令和6年11月26日令和6年11月26日））に基づき策定したこの中期目標を達成するための中期計画を策定する。

- ・ 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を始めとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。

国立健康危機管理研究機構（JIHS）の政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

【施策大目標】 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること

【機構が果たすべき役割・事業】

国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある 感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備

感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ
有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る

- ・ 情報収集分析、リスク評価
- ・ 研究・開発
- ・ 臨床
- ・ 人材育成・確保

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上

- ・ 感染症に係る基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究までを一貫して担うほか、関連する国家検定等の業務について引き続き実施
- ・ 国立国際医療研究センターが担ってきた肝疾患、糖尿病・代謝性疾患、免疫疾患等の研究開発、医療の提供、国際保健医療協力、看護師養成、さらに国立高度専門医療研究センターとして相互連携を図ってきたゲノム情報や医療情報基盤等についても引き続き役割を担う
- ・ 関連する人材育成等に取り組む

これらがあいまって、
次の感染症危機への備えをより万全とする

【重点事項】

感染症有事における
初動対応の強化
感染症インテリジェンスのハブ機能

研究開発力の強化
基礎研究から臨床研究、公衆衛生
研究まで部門間の共同・連携推進

健康危機における
臨床機能の強化
平時からの総合病院機能の維持・強化

人材育成・確保
国内の多様な公衆衛生対応人材の
平時からの育成・確保

主な政府方針等

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）

「健康・医療戦略」（令和 7 年 2 月 ● 日閣議決定）

※ 機構が感染症有事の際に政府の方針に従い、迅速・柔軟・確実に業務を実施し、かつ、国際的に卓越した能力を有する研究者を獲得できる処遇を実現するために、厚生労働大臣による広範な監督権限が必要であり、かつ、人事・組織などの運営を柔軟に行える組織であることが必要であるため、特殊法人として設立

国立健康危機管理研究機構（JIHS）の使命等と目標との関係

（使命）

国立感染症研究所（感染研）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）を統合して設立する特殊法人として、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国内における感染症のまん延その他公衆衛生上の緊急の事態の予防・拡大防止と国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

（現状・課題）

- 感染研は、ウイルス学や細菌学など、感染症に関する基礎的研究能力を有し、感染症サーベイランス情報のまとめ役としての機能を有する。
- NCGMは、医療機関を有し、治療や臨床研究で感染症対応の最前線に立ってきた。
- 「次の感染症危機に対する政府の体制づくり」として、「科学的知見と根拠に基づく政策判断に資するため、政府における専門家組織を強化すること」が必要。

（環境変化）

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機への備えをより万全にしていくことが必要。
- 厚生労働大臣による広範な監督権限と、人事・組織などの運営を柔軟に行える組織であることが必要。

（中期目標） ※感染研及びNCGMが果たしてきた機能・役割を継承・発展させ、両機関の統合による相乗効果を発揮することが期待される

○感染症有事における初動対応の強化

- 感染症インテリジェンスのハブとなり、診療から調査分析・リスク評価までを一体的に行い、最初の数百例程度の知見（疫学・臨床情報、検体の解析による病原体の特徴等）を迅速に収集
- 感染症の全体像、検査方法、診療指針等を速やかにとりまとめ

○研究開発力の強化

- 平時から国内外の多施設共同治験等のネットワーク構築やFirst in Humanをはじめとする早期臨床試験の体制整備を推進
- 基礎研究から臨床研究、公衆衛生対応まで部門間の協働・連携を推進（一気通貫の研究の実施）

○健康危機における臨床機能の強化

- 感染症有事の対応力を高めるためにも、総合病院機能を維持・強化した上で、救急医療や集中治療の充実、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局（日本DMATに関する業務の中核となる機関）の移管を実施

○人材育成・国際協力

- 関係機関との人事交流等による機構内の人材の専門性の向上のほか、各種研修プログラムを充実
- 感染症インテリジェンスや研究・開発における国際連携に加え、二国間等での技術協力・国際展開を実施